

# 風 水 害 編



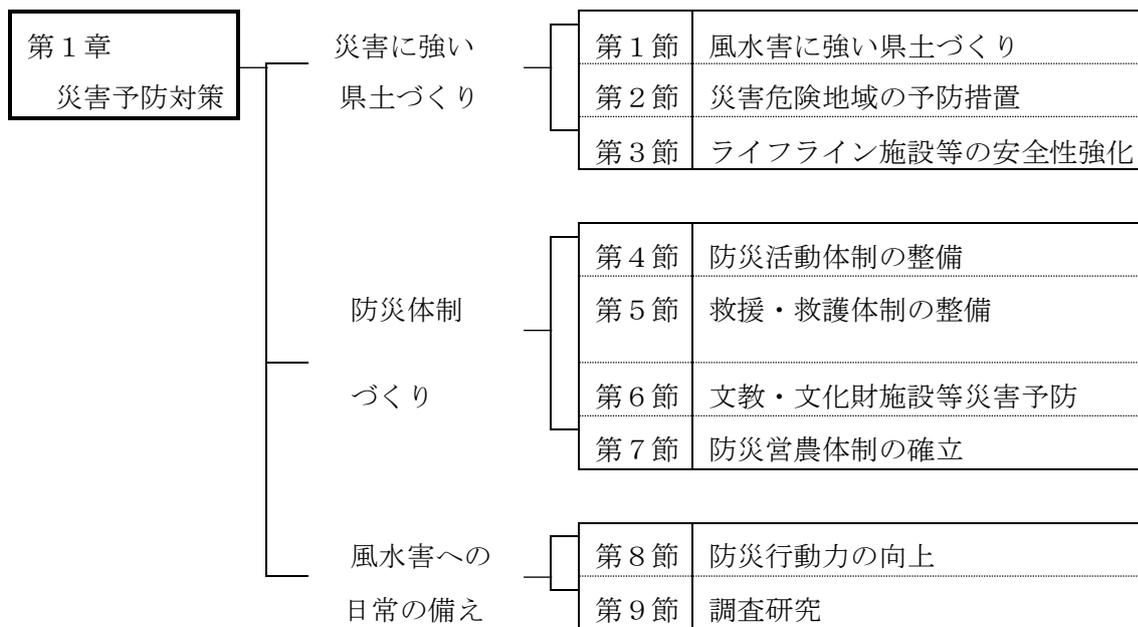
# 第1章 災害予防対策

大雨、台風等による大規模な風水害は、わが国では、いたるところで繰り返し起きている。

しかしながら、風水害については、事前にその予測が可能であり、絶えず効果的な災害予防対策を推進することで、被害の防止及び軽減を図ることが可能である。

本県の災害予防対策として、防災基盤の整備を促進し、災害に強い県土づくりを進めること、また、防災拠点施設、通信施設の整備や救助・救急、医療救護体制の整備を促進し、防災への体制づくりを行うこと、さらには、防災教育・訓練、自主防災組織の強化による防災行動力の向上を図るなど、風水害への日常の備えについての防災計画を策定し、本県における災害防止対策の効果的な推進に努めるものとする。

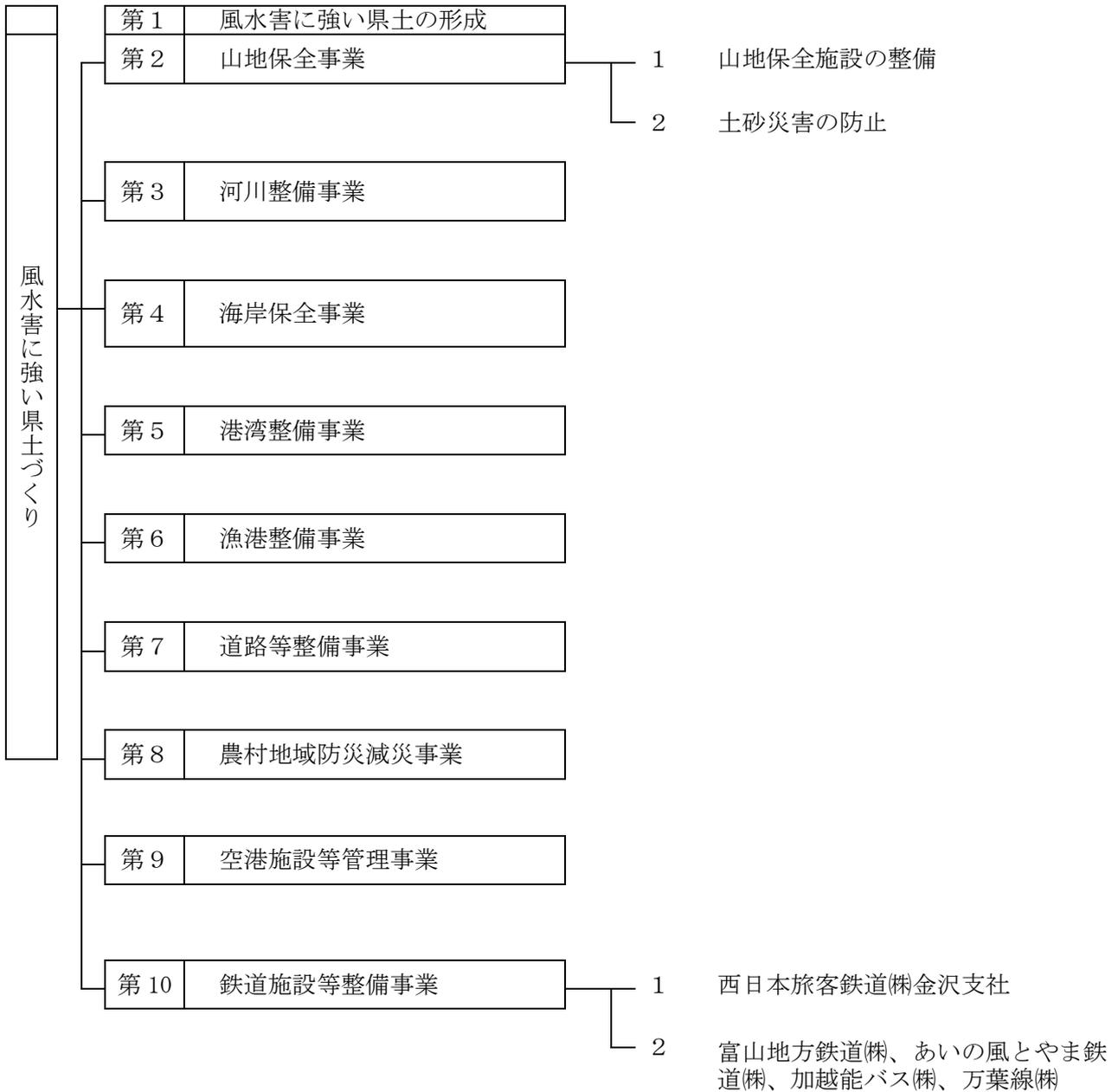
## 計画の体系



# 第1節 風水害に強い県土づくり

災害から県土を保全するため、防災関係機関は、計画的に各種防災事業を推進するものとする。  
また、事業を実施する場合は、環境や景観へも配慮するものとする。

## 対策の体系



### 第1 風水害に強い県土の形成

県及び市町村は、治水・防災・まちづくり・建築を担当する各部局の連携の下、有識者の意見を踏まえ、豪雨、洪水、高潮、土砂災害等に対するリスクの評価について検討するものとする。特に、豪雨や洪水のリスク評価に際しては、浸水部や発生頻度等を踏まえて検討するよう努めるものとする。また、これらの評価を踏まえ、防災・減災目標を設定するよう努めるものとする。

国土交通省、内閣府、県及び市町村は、防災・まちづくり・建築等を担当する各部局の連携の下、地域防災計画や立地適正化計画等を踏まえ、災害の危険性等地域の実情に応じて、優先度の高い避難行動要支援者から個別避難計画を作成するとともに、住宅に関する補助や融資等における優遇措置等の対象となる立地を限定し、住宅を安全な立地に誘導するなど、まちづくりにおける安全性の確保を促進するよう努めるものとする。

## 第2 山地保全事業

県及び市町村は、山地の崩壊や土砂流出、地すべりなどによる災害の防止及び被害の軽減を図るため、砂防えん堤・治山ダムの建設及び山腹工、護岸工、崩壊防止工、地下水排除工の治山・砂防事業を推進するものとする。

また、保安林の機能向上を図るため、植樹や樹木の保有に努めるものとする。

### 1 山地保全施設の整備（中部森林管理局、北陸地方整備局、県農林水産部、県土木部）

土砂移動を防止又は制御し、安全な県土として整備していくため、砂防事業、地すべり防止対策事業、急傾斜地崩壊対策事業、治山事業等の県土保全事業を積極的に推進することが、土砂災害未然防止のうえで極めて重要である。これらの事業の推進にあたっては、関連する各事業の連携、調整を図りつつ、計画的推進を図るものとする。

#### （1）砂防事業

砂防事業においては、治水上、土砂の生産、流出を防止又は制御し、安全な河川環境を維持するとともに、土石流等有害な土砂の流出により発生する土砂災害を未然に防止するため、「社会資本整備重点計画」に基づき次の事項を重点に一層の推進を図るものとする。

- ア 荒廃の著しい水源地帯からの土砂流出を防止し、下流域の洪水、土砂氾濫等の災害防止を目的とする砂防えん堤、溪流保全工、流木対策工等砂防施設の整備
- イ 土石流危険溪流等において発生する土石流の予防及び被害の軽減を目的とする砂防えん堤等砂防施設の整備
- ウ 土石流危険溪流の周知、土石流発生監視装置の活用、警戒避難体制の確立、土石流から人命、財産を保護するための住宅移転、及び適正な土地利用の誘導等を含む総合的な土石流対策の実施
- エ 荒廃した水源山地は、激甚な土砂災害を引き起こすおそれがあり、森林造成の見込みのない荒廃地域において溪流に施設する砂防施設の効果を維持するため、これと一体となって施工する必要がある山腹工の実施
- オ 砂防施設の維持管理の実施

#### （2）地すべり防止対策事業

地すべり防止対策事業においては、地すべりによる人家、公共施設等の被害を未然に防止するため、「社会資本整備重点計画」等に基づき、次の事項を重点に一層の推進を図るものとする。

- ア 降雨、融雪、地震等により地すべり等が活発となり、人家、公共施設等に被害を及ぼすおそ

れがあり、かつ緊急に対策を必要とする区域、及び国土保全の影響が特に大きい区域に重点をおいた地すべり防止施設の計画的整備の推進。また、地すべり防止工事の概成地区等において、地すべりの再移動の未然防止又は早期発見など地すべり地の保全整備に係わる事業の実施等を通じた有効かつ適正な土地利用への誘導

イ 人命保護等の観点から、地すべり危険箇所の周知徹底、地すべり防止区域の指定の促進及び地すべり防止区域の適正な管理を施設整備の促進とあわせて行う、総合的な対策の充実強化

ウ 新たに発生した地すべり災害について、再度災害等の防止のための災害関連緊急地すべり防止対策事業の推進

エ 地すべり防止施設を有効かつ適正に機能させるため、施設の維持管理の実施

### (3) 急傾斜地崩壊対策事業

急傾斜地崩壊対策事業においては、崩壊の危険のある急傾斜地に近接する人家、公共施設等を崩壊による土砂災害から保護するため、「社会資本整備重点計画」に基づき、次の事項を重点に一層の推進を図るものとする。

ア 緊急に対策を必要とする箇所及び保全対象人家の戸数の多い箇所を中心とした急傾斜地崩壊防止施設の計画的な整備の実施。

イ 豪雨等により、新たに崩壊が生じた急傾斜地における崩壊の拡大及び再度災害の防止を目的とする急傾斜地崩壊防止施設の緊急整備の実施。

ウ 周辺環境及び土地利用計画等との調和を考慮した施設整備の実施。

エ 人命保護の観点から、急傾斜地崩壊危険箇所の周知徹底、急傾斜地崩壊危険区域の指定の促進、及び警戒避難体制の整備に努め、施設整備の促進と合わせた総合的な対策の充実強化。

オ 急傾斜地崩壊防止施設の維持管理の実施。

### (4) 治山事業

治山事業においては、森林の維持造成を通じて、山地に起因する災害から県民の生命・財産を保全し、また、水資源のかん養、生活環境の保全・形成を図り、安全で住み良い県土の確保・定住条件の整備を行うため、「森林整備保全事業計画」に基づき、次の事項を重点に一層の推進を図るものとする。

ア 山地崩壊、土石流、流木、なだれ等の山地災害を防止するため、山地災害の発生の危険性が高い集落、市街地等に近接する地域における対策を強化するとともに、公共施設用地等の保全・創出への寄与を推進することを目的とする、山地治山、防災林造成、防災対策総合治山等の事業の実施

イ 森林の有する水資源かん養機能の拡充強化と県土の保全のため、重要な水源地域における森林を「緑のダム」として面的、総合的に整備するとともに、集落の生活用水確保に資する身近な森林及び良質な水の供給のため森林の整備を推進することを目的とする、水源地域整備等の事業の実施

ウ 森林の有する生活環境保全等の機能を高度に発揮するため、都市周辺等において広域的な生活・防災空間としての森林を整備するとともに、地域住民の身近な憩いの場としての森林の

整備を推進することを目的とする、共生保安林整備等の事業の実施

計画項目	主 な 事 業 内 容	事業主体
山地保全の促進	○砂防事業 砂防えん堤、溪流保全工等	国
	○地すべり防止対策事業 ボーリング工、排水路工、集水井工等	県
	○急傾斜地崩壊対策事業 擁壁工、法面工等	市町村
	○治山事業 治山ダム、土留工、植栽工、階段工、集水井工等	
	○保安林の指定	

## 2 土砂災害の防止（中部森林管理局、北陸地方整備局、県農林水産部、県土木部、市町村）

本県は県土の約7割が山地又は丘陵地となっており、近年の都市化の進展もあいまって、丘陵地の開発により傾斜地やがけ地に近接した住家が多くなっている。また、豪雨や豪雪に見舞われやすい条件下にあることや、山地の地質が脆弱であることから、地理的・自然的にも土砂の崩壊が発生しやすい状況となっている。

土砂災害は、発生が事前に予測しにくいこと、発生した場合は一瞬にして多数の死傷者を伴うことなどが特徴である。

このため、国、県及び市町村は、土砂災害のおそれのある箇所（土石流危険溪流、地すべり危険箇所、急傾斜地崩壊危険箇所）においては、積極的に砂防、地すべり防止、急傾斜地崩壊防止などの防災施設の整備に努める。

### （1）土石流、山地災害、地すべり等の防止

ア 土砂災害のおそれのある箇所では、治山、砂防、地すべり対策等を計画的に推進する。また、県は、人命保護の立場から、「土砂災害警戒区域」の指定を推進し、市町村は、警戒区域ごとに警戒避難体制に関する事項を市町村防災計画に定め、地域住民への周知に努めるとともに、住民に著しい危害が生じるおそれがある区域については、県が「土砂災害特別警戒区域」に指定し、特定開発行為の制限や建築物の構造規制等を行うことにより、土砂災害の防止・軽減に努める。

イ 土砂災害のおそれのある箇所への雨量計その他の監視施設の設置等、土砂災害に関する観測・情報基盤の整備や、警戒避難体制の確立など災害の軽減に努めるとともに、既存施設の適切な管理に努める。

ウ 土砂災害は、山地の荒廃等によって長期にわたり繰り返し災害を発生させるため、治山・砂防事業において、森林・農地の保全や砂防えん堤・治山ダムなど、地域一帯の総合的な対策を進めることが必要である。特に、これらの危険箇所のうち、危険度が高く人家や公共施設が多い箇所から順次「指定地」に編入して、対策工事を実施し、被害の発生防止又は軽減に努める。

## (2) 急傾斜地の安全対策

- ア 日頃から関係機関と連携しながら、既存崩壊防止施設の点検に努める。
- イ 豪雨や地震に伴う崩壊により、多数の住民に危害が生ずると想定される危険区域については、県は、人命保護の立場から「土砂災害警戒区域」や「災害危険区域」として指定し、地域住民への周知に努めるとともに住民に著しい危害が生じるおそれがある区域については、県が「土砂災害特別警戒区域」に指定し、特定開発行為の制限や建築物の構造規制等を行うことにより、土砂災害の防止・軽減に努める。
- ウ 危険度の高い箇所から順次、崩壊防止工事を推進するとともに、既存施設の適切な管理に努める。

### 第3 河川整備事業（北陸地方整備局、県土木部、市町村）

国、県及び市町村は、洪水及び異常潮位による災害を防止するため、治水ダムの建設、堤防・護岸の整備及び河道の浚渫による河積（流下断面）の確保に努めるものとする。

また、気候変動による水害の激甚化・頻発化を踏まえ、あらゆる関係者が協働して流域全体で行う「流域治水」として、従来からの堤防整備等に加え、ダムの事前放流、監視カメラ設置等の取組を推進する。

計画項目	主な事業内容			事業主体
河川整備の促進	○河川総合開発事業の推進			国、県
	ダム名	目的	建設期間	
	利賀ダム (国直轄事業)	・洪水調節 ・洪水の正常な機能の維持 ・工業用水	平成5年～	
	○河川改修事業 河川整備率      22年度 54.9% → 3年度 57.0%			国 県 市町村

### 第4 海岸整備事業等（北陸地方整備局-、県農林水産部、県土木部、関係市町）

国及び県は、「寄り回り波」や冬期風浪等による高波災害などから背後地域の生命と財産を守るため、堤防や護岸、沖合施設等の海岸保全施設の整備を推進するものとする。また、既存施設の風水害に対する安全性を確保するため、適切な維持管理を行うものとする。

計画項目	主な事業内容		事業主体
海岸保全の促進	海岸整備事業（水管理・国土保全局所管） ・下新川海岸など10海岸 (略)		国・県

(資料「3-12 海岸保全区域」)

## 第5 港湾整備事業（北陸地方整備局、県土木部）

国及び県は、産業活動上重要な使命を果たしている港湾を高潮・波浪等による被害から防護するため、防波堤・護岸等の外かく施設の整備を推進するものとする。

また、近年の高波災害を踏まえ、耐波性能の照査や既存施設の補強を推進するものとする。

計画項目	主な事業内容	事業主体
港湾の整備	<ul style="list-style-type: none"> <li>○伏木富山港の整備               <ul style="list-style-type: none"> <li>岸壁、航路、防波堤、船だまりの改良整備</li> <li>環境の整備（緑地、広場）</li> <li>ふ頭用地の造成、コンテナクレーンの設置等</li> <li>伏木外港計画の推進</li> </ul> </li> <li>○魚津港の整備               <ul style="list-style-type: none"> <li>防波堤、道路等</li> </ul> </li> </ul>	国 県

## 第6 漁港整備事業（県農林水産部、関係市町）

県及び市町は、航路、泊地の確保並びに防波堤等の漁港施設の整備を図るものとする。

計画項目	主な事業内容	事業主体
漁港の整備等	漁港施設、漁港環境設備施設の整備	県・市町

## 第7 道路等整備事業（北陸地方整備局、県土木部、市町村、中日本高速道路(株)）

国及び県等は、道路改良事業、道路災害防除事業等により道路網等の整備を推進するものとする。

計画項目	主な事業内容	事業主体
道路網等の整備	<ul style="list-style-type: none"> <li>○国道の整備（国直轄事業）               <ul style="list-style-type: none"> <li>・バイパスの整備、拡幅整備、局部改良等</li> <li>国道8号、41号、156号、160号、470号（能越自動車道）</li> </ul> </li> </ul>	国
	<ul style="list-style-type: none"> <li>○県管理国道、県道の整備               <ul style="list-style-type: none"> <li>・道路改良の推進</li> <li>・災害防除事業の推進</li> <li>・道路緑化の推進</li> <li>・交通混雑箇所の解消</li> </ul> </li> </ul>	県
	<ul style="list-style-type: none"> <li>○市町村道の整備               <ul style="list-style-type: none"> <li>・道路改良の推進等</li> </ul> </li> </ul>	市町村
	<ul style="list-style-type: none"> <li>○高速自動車国道の整備               <ul style="list-style-type: none"> <li>・付加車線設置、4車線化</li> <li>東海北陸自動車道</li> </ul> </li> </ul>	中日本高速道路(株)

（資料「6-1-1 県内道路整備状況」）

## 第8 農村地域防災減災事業（県農林水産部、土地改良区）

県等は、農地や農業用施設を災害から守るため、防災ダム事業、ため池等整備事業、地すべり対策事業及び農業用河川工作物応急対策事業を推進するものとする。

計画項目	主 な 事 業 内 容	事業主体
農地の整備	農村地域防災減災事業の推進 防災ダムの建設、ため池の整備、地すべり対策、 水質障害対策、湛水防除、 農業用河川工作物の応急整備の実施	県 団体

## 第9 空港施設等管理事業

富山空港は、空港施設の一部が河川敷内にあるため、特に洪水による被害の軽減防止に配慮し、施設管理や国、航空会社等関係機関との情報連絡体制を強化する必要がある。

### 1 施設管理（北陸地方整備局、県交通政策局）

#### （1）神通川河川管理

洪水により護岸の亀裂、沈下等が生じないように、管理に努めるものとする。

#### （2）緊急避難用エプロンの管理

洪水時には、GSE置場を航空機の緊急避難用エプロンとして使用できるように、管理するものとする。

### 2 工作物の円滑な撤去（県交通政策局、各関係機関）

河川法において、洪水発生時には、河川区域内の工作物が河川の流に支障を与えないように、河川区域外へ撤去することが義務づけられている。

このため、関係機関は、洪水発生時において、緊密な連携のもとに迅速かつ適切に河川区域内の工作物を河川区域外に撤去できる体制を整備するものとする。

#### （1）工作物の構造及び工法

河川区域内に工作物を設置する場合は、工作物を迅速に撤去できるように、工作物の構造や形状に十分配慮するものとする。

#### （2）組織、連絡体制

洪水時における撤去作業を的確かつ効率的に行うため、万一の事態に即応できる富山空港洪水対策本部の組織・連絡体制及び洪水体制の発令基準・措置について定めておくものとする。

（資料 「4-19-2 富山空港洪水対策本部の組織・連絡体制」

「4-19-3 富山空港洪水体制の発令基準・措置」）

#### （3）工作物撤去訓練

洪水時に工作物の撤去活動が迅速かつ的確に行われるためには、平常時から訓練を実施し、洪水時に備えておくことが必要である。

このため、関係機関は梅雨や台風の時期前等に、工作物撤去訓練を行うものとする。

## 第10 鉄道施設等整備事業

### 1 西日本旅客鉄道（株）金沢支社

- (1) 切取り、盛土、トンネル、橋梁等の建造物及び軌道を災害から防護して輸送の安全を図るため、必要により線路防護設備を設置するものとする。
- (2) 既設線路の防災強度を確保するため、線路防護設備の新設及び改良に努めるものとする。
- (3) 列車の運転に常用される線路は、7日に1回を標準として、徒歩、列車又は軌道モーターカー等により巡視を行うものとする。
- (4) 降雨及び強風により線路又はパンタグラフに災害発生が予想される場合は、列車運転速度を制限するか、若しくは列車の運転を一時中止して輸送の安全を確保するものとする。

### 2 富山地方鉄道（株）、あいの風とやま鉄道（株）、加越能バス（株）、万葉線（株）

#### (1) 鉄軌道部門

ア 災害から施設、設備を防護するため、これらの施設、設備の整備充実を図るとともに、日頃から保守点検に努めるものとする。

イ 緊急時における応急活動等に備え、防災要員の確保計画を樹立しておくものとする。

ウ 非常時における内部連絡体制、無人駅の連絡通報体制及び広報等の情報連絡体制を整備しておくものとする。

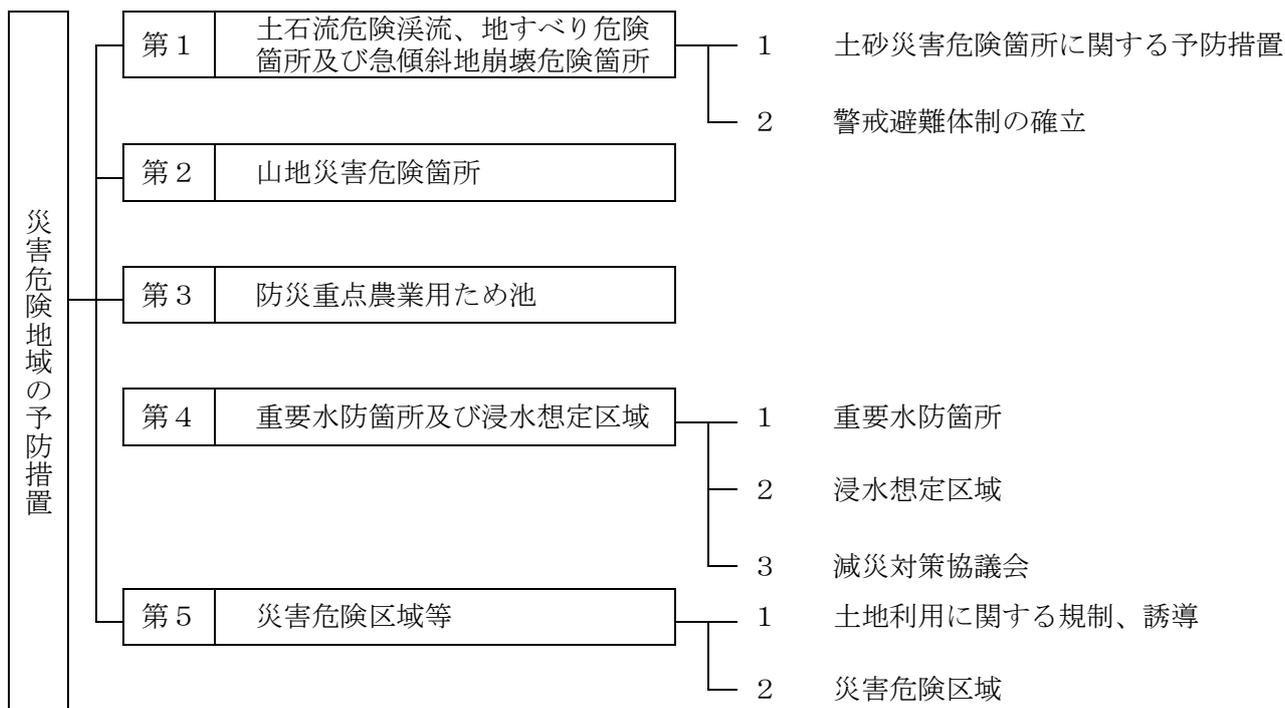
#### (2) バス部門

災害に強い施設、設備、資機材の整備充実に努めるとともに、全線の運行を把握し、利用者に対する確に情報提供できるようバスロケーションシステム等情報収集連絡体制の整備と報道機関との連携体制の整備を図っておく。

## 第2節 災害危険地域の予防措置

山崩れやがけ崩れ、水害の未然防止や、一旦災害が発生した場合の被害軽減を図るため、防災関係機関においては、災害危険地域の調査、研究を実施し、その実態を把握するとともに、巡視や有害行為の禁止、避難体制の整備等災害予防措置を推進するものとする。特に、ハザードマップの作成・配布による住民への危険性の周知徹底を行うものとする。また、危険箇所にある要配慮者関連施設に対する周知徹底を図るとともに、その情報連絡、警戒避難体制等の整備に努める。

### 対策の体系



### 第1 土石流危険溪流、地すべり危険箇所及び急傾斜地崩壊危険箇所

県は、土砂災害に関する危険箇所（土石流危険溪流、地すべり危険箇所、急傾斜地崩壊危険箇所。以下「危険箇所」という。）の資料を関係市町村に提供し、市町村の地域防災計画に掲載するよう指導するものとする。

<災害危険箇所>

区 分	摘 要
土石流危険溪流	
(Ⅰ)	人家5戸以上又は公共施設等に被害を及ぼすおそれのある溪流
(Ⅱ)	人家1～4戸の箇所に被害を及ぼすおそれのある溪流
(Ⅲ)	人家はないが今後新規の住宅立地等が見込まれる箇所
地すべり危険箇所	土地の一部が地下水等に起因してすべる現象又はこれに伴って移動する現象で、被害を及ぼすおそれのある箇所。
国土交通省分	
林野庁分	
農水省農村振興局分	
急傾斜地崩壊危険箇所	
(Ⅰ)	人家5戸以上又は公共施設等に被害を及ぼすおそれのある箇所
(Ⅱ)	人家1～4戸の箇所に被害を及ぼすおそれのある箇所
(Ⅲ)	人家はないが今後新規の住宅立地等が見込まれる箇所

## 1 土砂災害危険箇所の予防措置（県農林水産部、県土木部、市町村）

県及び市町村は、土砂災害危険箇所における砂防設備、地すべり防止施設、急傾斜地崩壊防止施設の整備等に加え、土砂災害危険箇所の公表・周知徹底及び適切な土地利用の誘導等、土砂災害危険箇所の予防措置に努めるものとする。

なお、災害危険区域の指定を行う場合は、既成市街地の形成状況や洪水浸水想定区域等の状況を踏まえ、移転の促進や住宅の建築禁止のみならず、地方公共団体が定める水位より高い地盤面や居室の床面の高さ、避難上有効な高さを有する屋上の設置など、様々な建築の制限を幅広く検討するものとする。

### (1) 県の措置

ア 「土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律」に基づき、危険箇所について調査、研究を実施し、適宜、その実態把握及び精度向上に努めるとともに、その資料、情報を市町村及びその他防災関係機関に提供する。また、同法第4条第1項の規定による基礎調査の結果を公表するものとする。

なお、基礎調査が完了した後は、おおむね五年ごとに基礎調査の実施が必要であり、高精度な地形情報等を用いて、土砂災害が発生するおそれがある箇所の抽出に努めるものとする。

イ 関係市町村の意見を聴いて、土砂災害のおそれのある区域を土砂災害警戒区域、土砂災害により著しい危害が生じるおそれのある区域を土砂災害特別警戒区域として指定する。

ウ 土砂災害防止に配慮した土地利用を誘導するため、各種法規制の徹底及び開発事業者等に対する啓発、指導の徹底を図るものとする。

エ 危険箇所のうち、危険度が高く、保全対象となる人家又は公共的な施設の多い箇所及び溪流から順次、砂防指定地、地すべり防止区域及び急傾斜地崩壊危険区域の指定を行い、有害行為を規制するとともに、積極的に対策工事を実施するものとする。

オ 土砂災害特別警戒区域については、次の措置を講ずる。

(ア) 住宅宅地分譲地、社会福祉施設等のための開発行為に関する許可

(イ) 建築基準法に基づく建築物の構造規制を踏まえた安全確保の推進

(ウ) 土砂災害時に著しい損壊が生じる建築物に対する移転等の勧告

(エ) 勧告による移転者への融資、資金の確保

なお、土砂災害により特に大きな被害が生ずる可能性がある箇所で、住居の建築の禁止等を行う必要のある区域においては、建築基準法に基づく災害危険区域の活用等を図るものとし、当該区域が指定されている場合には、県は、関係部局と連携し、その周知を図るものとする。

カ 土砂災害防止法に基づく重大な土砂災害の急迫した危険が予想される状況において、その土地の区域及び時期を明らかにするための緊急調査を実施する体制及びこの調査で得られた土砂災害緊急情報を速やかに関係自治体の長に通知及び一般に周知できる体制を整備する。

### (2) 市町村の措置

ア 危険箇所等について、地域住民に周知徹底を図るとともに、危険防止に努めるものとする。

イ 当該危険箇所等の巡視を行い、がけ崩れ等による危険の早期発見に努めるものとする。また、

関係機関と協力して、がけ崩れ災害等に対する総合的な防災訓練を実施するものとする。

ウ 関係機関と協力して、がけ崩れ、地すべり及び土石流等に関する情報、日常の防災活動、降雨時の対応、避難施設その他の避難場所及び避難路その他の避難経路に関する情報等について、パンフレット、広報誌等を積極的に活用して、地域住民に周知徹底を図るものとする。

エ がけ崩れ等により被害が予想される住民を対象に、防災集団移転促進事業、がけ地近接等危険住宅移転事業等により所要の援助を行い、移転の推進を図るものとする。

オ 土砂災害防止法に基づく重大な土砂災害の急迫した危険が予想される状況において、国や県からの土砂災害緊急情報及び土砂災害の前兆現象等の情報を収集し、適切に住民の避難指示の判断等を行える体制を整備するものとする。

## 2 警戒避難体制の確立（市町村）

土砂災害は、突発的に発生することが多いので、緊急時における警戒、避難、救援等が円滑に実施できるよう、平常時からその体制整備に努めることが重要である。

(1) 市町村は、土砂災害警戒区域における警戒避難体制の整備を図るため、市町村地域防災計画において、次の事項を定め、これらの事項を記載した印刷物の配布その他の必要な措置を講じ、住民に周知するものとする。

ア 土砂災害警戒情報を活用した避難指示等の発令基準、対象区域に関する事項

イ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域に関する事項

ウ 土砂災害及び予警報に関する情報の収集及び伝達方法に関する事項

エ 避難施設その他の避難場所及び避難路その他の避難経路に関する事項

オ 避難所の開設、運用に関する事項

カ 要配慮者への支援に関する事項（要配慮者利用施設の名称及び所在地、要配慮者施設への情報伝達方法等を含む）

キ 防災意識の向上（防災訓練等を含む）に関する事項

(2) 市町村地域防災計画に名称及び所在地を定められた要配慮者利用施設の所有者又は管理者は、当該要配慮者利用施設を利用している者の円滑かつ迅速な避難の確保を図るために必要な訓練その他の措置に関する計画を作成し市町村長に報告するものとする。また、利用者の円滑かつ迅速な避難の確保のための訓練を行い、その結果を報告するものとする。

（資料「3-1 災害危険地域一覧表」「3-2 急傾斜地崩壊危険箇所」

「3-3 急傾斜地崩壊危険区域指定地」「3-4 地すべり危険箇所（建設）」

「3-5 地すべり発生危険地区（林野）」「3-6 地すべり危険箇所（農地）」

「3-7 土石流危険溪流」「3-10 砂防指定地」「3-23 土砂災害（特別）警戒区域」

「4-23 土砂災害警戒避難基準雨量」）

## 第2 山地災害危険箇所（県農林水産部、市町村）

区 分	摘 要
崩壊土砂流出危険地区	山地にかかる荒廃溪流及び荒廃の可能性が濃厚な溪流
山腹崩壊危険地区	自然現象により発生した山腹崩壊地（山崩れ）又は荒廃移行地

- 1 県は、これら危険箇所について調査、研究を実施し、その実態把握に努めるものとする。
- 2 県は、これら危険箇所のうち、人家、公共施設など保全対象の多い危険箇所を優先に保安林又は保安林施設地区に指定を行い、立木の伐採や土地の変更を規制するとともに、崩壊防止施設を計画的に整備するものとする。
- 3 市町村は、危険箇所に関する情報の提供、降雨時の対応方法等について、広報誌、パンフレット等を積極的に活用して、地域住民に周知徹底を図るものとする。
- 4 市町村は、市町村地域防災計画に危険箇所を掲載し、警戒避難体制について整備するよう努めるものとする。（資料「3-8 崩壊土砂流出危険地区」「3-9 山腹崩壊危険地区」）

## 第3 防災重点農業用ため池（県農林水産部、市町村、土地改良区）

- 1 県及び市町村等は、防災重点農業用ため池について優先的に調査を実施し、その実態把握に努めるものとする。
- 2 県は、農村地域防災減災事業により防災重点農業用ため池の危険箇所の整備を推進するものとする。
- 3 ため池の管理者は、日頃からため池の点検を行い、異常な徴候の早期発見に努めるものとする。  
また、出水時又は異常時には、応急活動を実施することができるよう体制を整えておくとともに貯水制限等の措置を講じておくものとする。
- 4 市町村は、防災重点農業用ため池について、当該市町村の地域防災計画に位置付けるとともに、ハザードマップ等を作成し、住民に周知するものとする。（資料「3-15 防災重点農業用危険箇所」）

## 第4 重要水防箇所及び浸水想定区域

### 1 重要水防箇所（北陸地方整備局、県土木部、水防管理団体）

区 分	摘 要
<重要水防箇所> ○河川 国管理 県管理 ○海岸	水防箇所のうち、洪水等が公益上に及ぼす影響の特に大きい箇所

- (1) 国及び県は、これら重要水防箇所について、調査、研究を実施し、その状況把握に努めるものとする。また、堤防等の改修の進捗状況及び出水状況に応じて、重要水防箇所の見直しを行うものとする。
- (2) 水防管理者は、富山県水防計画に基づき、関係河川及び海岸、堤防等を巡視し、必要な措置をとるものとする。

重要水防箇所として指定した工作物の管理者は、富山県水防計画に基づき、常に点検整備し、

また、応急水防工法を定めるものとする。

(資料 「3-11 重要水防箇所」 「4-9 指定水防管理団体」 「4-10 非指定水防管理団体」)

## 2 浸水想定区域の指定、公表及び水害ハザードマップの作成（北陸地方整備局、県土木部、市町村）

(1) 国土交通大臣及び知事は洪水予報河川及び水位情報周知河川として自ら指定した河川等について、洪水時の円滑かつ迅速な避難を確保し、又は浸水を防止することにより、水災による被害の軽減を図るため、当該河川が氾濫した場合に浸水が想定される区域を洪水浸水想定区域として指定するものとする。

また、県は、その他の河川についても、役場等の所在地に係る河川については、過去の浸水実績を活用する等、河川の状況に応じた簡易な方法も用いて、市町村等へ浸水想定情報を提供するように努めるものとする。

(2) 知事及び市町村長は、雨水出水により相当な損害を生ずるおそれがあるものとして指定した公共下水道等の排水施設等について、雨水出水時の円滑かつ迅速な避難を確保し、又は浸水を防止することにより、水災による被害の軽減を図るため、当該指定に係る排水施設から河川その他の公共の水域若しくは海域に雨水を排出できなくなった場合に浸水が想定される区域を雨水出水浸水想定区域として指定するものとする。

(3) 知事は高潮により相当な損害を生ずるおそれがあるものとして指定した海岸について、高潮時の円滑かつ迅速な避難を確保し、又は浸水を防止することにより、水災による被害の軽減を図るため、当該海岸について高潮による氾濫が発生した場合に浸水が想定される区域を高潮浸水想定区域として指定するものとする。

(4) 市町村は浸水想定区域の指定があった場合には、市町村地域防災計画に次の事項を定めるものとする。

①洪水予報等及び水位情報周知河川における水位等の情報の伝達方法

②避難施設その他の避難場所及び避難路その他の避難経路に関する事項

③浸水想定区域内に次に掲げる施設がある場合にあっては、これらの施設の名称及び所在地

イ 地下街等（地下街その他地下に設けられた不特定かつ多数の者が利用する施設（地下に建設が予定されている施設又は地下に建設中の施設であって、不特定かつ多数の者が利用すると見込まれるものを含む）でその利用者の洪水時等の円滑かつ迅速な避難の確保及び浸水の防止を図る必要があると認められるもの

ロ 要配慮者利用施設（社会福祉施設、学校、医療施設その他の主として防災上の配慮を要する者が利用する施設）でその利用者の洪水時等の円滑かつ迅速な避難を確保する必要があると認められるもの

ハ 大規模な工場その他の施設（イ又はロに掲げるものを除く）で市町村の条例で定める用途及び規模に該当するもの（大規模工場等）でその洪水時等の浸水の防止を図る必要があると認められるもの（所有者又は管理者からの申出があった施設に限る）

- (5) 浸水想定区域をその区域に含む市町村の長は、市町村地域防災計画において定められた洪水予報の伝達方法、緊急避難場所、避難所その他洪水時の円滑かつ迅速な避難の確保を図るために必要な事項について、ハザードマップを作成、配布する等により住民、滞在者その他の者に周知するものとする。その際、河川近傍や浸水深の大きい区域については「早期の立退き避難が必要な区域」として明示するとともに、避難時に活用する道路において冠水が想定されていないか住民等に確認を促すように努めるものとする。

ハザードマップ等の配布又は回覧に際しては、居住する地域の災害リスクや住宅の条件等を考慮したうえでとるべき行動や適切な避難先を判断できるよう周知に努めるとともに、安全な場所にいる人まで避難場所に行く必要がないこと、避難先として安全な親戚・知人宅等も選択肢としてあること、警戒レベル4で「危険な場所から全員避難」すべきこと等の避難に関する情報の意味の理解の促進に努めるものとする。

- (6) 浸水想定区域内に位置し、市町村地域防災計画に名称及び所在地を定められた地下街等の所有者又は管理者は、単独で又は共同して、当該地下街等の利用者の洪水時等の円滑かつ迅速な避難の確保及び洪水時等の浸水の防止を図るために必要な訓練その他の措置に関する計画を作成し、これを市町村長に報告するとともに、公表するものとする。また、地下街等の利用者の洪水時の円滑かつ迅速な避難の確保及び浸水の防止のための訓練を行うものとする。さらに、自衛水防組織を置き、その構成員その他の事項を市町村長に報告するものとする。

市町村長は、市町村地域防災計画において、地下街等の所有者又は管理者及び自衛水防組織の構成員への洪水予報等の伝達方法を定めるものとする。

- (7) 浸水想定区域に位置し、市町村地域防災計画に名称及び所在地を定められた要配慮者利用施設の所有者又は管理者は、水害が発生するおそれがある場合における当該要配慮者利用施設の利用者の円滑かつ迅速な避難の確保を図るために必要な訓練その他の措置に関する計画を作成し、これを市町村長に報告するものとする。また、利用者の洪水時等の円滑かつ迅速な避難の確保及び浸水の防止のための訓練を実施するものとする。さらに、自衛水防組織を置くよう努めるものとし、当該自衛水防組織を置いたときは、構成員その他の事項を市町村長に報告するものとする。

市町村長は、市町村地域防災計画において、要配慮者利用施設の所有者又は管理者及び自衛水防組織の構成員への洪水予報等の伝達方法を定めるものとする。

なお、県及び市町村は、要配慮者利用施設の避難確保に関する計画や避難訓練の実施状況等について、定期的に確認するよう努めるものとする。

- (8) 浸水想定区域内に位置し、市町村地域防災計画に名称及び所在地を定められた大規模工場等の所有者又は管理者は、当該大規模工場等の利用者の洪水時等の円滑かつ迅速な避難の確保を図るために必要な訓練その他の措置に関する計画を作成するとともに、利用者の洪水時等の円滑かつ迅速な避難の確保及び浸水の防止のための訓練を実施するほか、自衛水防組織を置くよう努めるものとし、当該計画を作成し、又は当該自衛水防組織を置いたときは、当該計画又は当該自衛水防組織の構成員その他の事項を市町村長に報告するものとする。

市町村長は、市町村地域防災計画において、大規模工場等の所有者又は管理者及び自衛水防組

織の構成員への洪水予報等の伝達方法を定めるものとする。

### 3 大規模氾濫に関する減災対策協議会（北陸地方整備局、県土木部、市町村）

国及び県が組織する洪水氾濫による被害を軽減するためのハード・ソフト対策を総合的かつ一体的に推進することを目的とした「大規模氾濫に関する減災対策協議会」を活用し、国、地方公共団体、河川管理者、水防管理者等の多様な関係者で、密接な連携体制を構築するものとする。

## 第5 災害危険区域等

### 1 土地利用に関する規制、誘導（県土木部、県農林水産部、県生活環境文化部、市町村）

#### （1）災害危険区域等の市街化の抑制

県は、溢水、湛水、高潮等による災害の危険のある土地及び水源を涵養し、土砂の流出を防ぐなどのために保存する必要がある土地の区域については、市街化調整区域に指定する等により、市街化を抑制するものとする。

#### （2）安全な都市環境形成の誘導

市町村は、被害の拡大を防ぎ、安全な都市環境の形成を誘導するため、用途地域制度等の積極的活用を図るものとする。

また、市町村は、立地適正化計画による都市のコンパクト化及び防災まちづくりの推進にあたっては、災害リスクを十分考慮の上、居住誘導区域を設定するとともに、同計画にハード・ソフト両面からの防災対策・安全確保対策を定める防災指針を位置付けるものとする。

#### （3）盛土による災害の防止に向けた対応

県及び市町村は、危険が確認された盛土について、各法令に基づき、速やかに撤去命令等の是正指示を行うものとする。また、県は、当該盛土について、対策が完了するまでの間に、市町村において地域防災計画や避難情報の発令基準等の見直しが必要になった場合には、適切な助言や支援を行うものとする。

### 2 災害危険区域（県土木部、市町村）

#### （1）災害危険区域

県は、急傾斜地崩壊危険区域等を災害危険区域として指定し、建築基準法に基づいてその区域内における居住の用に供する建築物の建築行為の禁止若しくは制限をするものとする。

#### （2）がけ付近の建築物

県は、建築基準法第40条に基づく条例の規定により、がけ付近の建築物について、がけから一定の水平距離を保つよう制限するものとする。

#### （3）市町村は、上記(1)、(2)の制限を受ける住宅を対象にがけ地等近接危険住宅移転事業による所要の援助を行い、移転の推進を図るものとする。

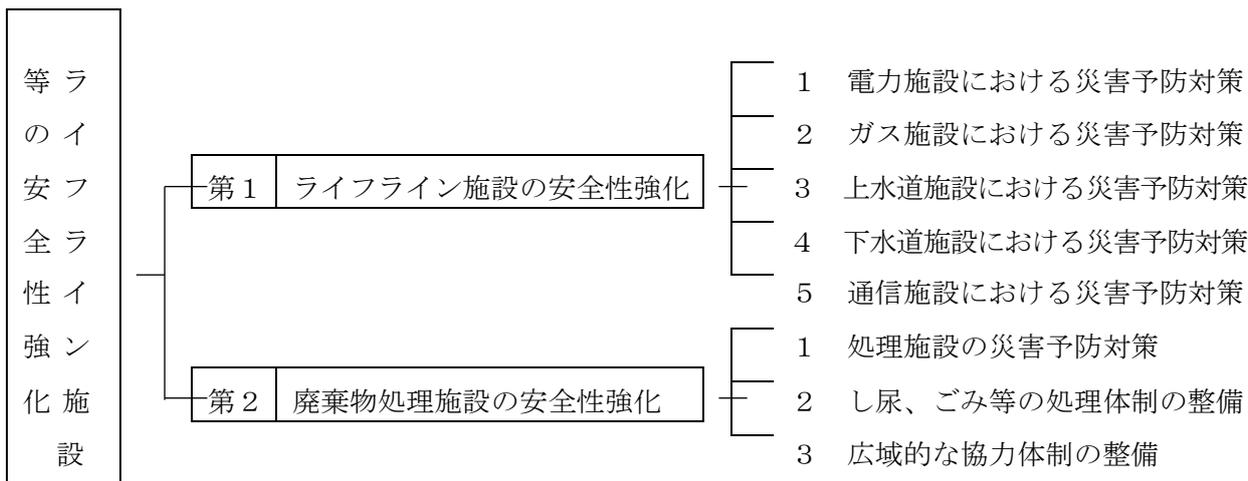
（資料「3-3 急傾斜地崩壊危険区域指定地」「3-14 災害危険区域」）

# 第3節 ライフライン施設等の安全性強化

風水害による被害軽減を図るためには、風水害に強い県土づくりや災害危険地域の予防対策を進めるとともに、電力、ガス、上下水道、通信等のライフライン施設の災害予防に万全を期すことが必要である。

このため、関係機関等は、これらの予防対策を積極的に推進するものとする。

## 対策の体系



### 第1 ライフライン施設の安全性強化

電力、ガス、上下水道、通信等のライフライン関連施設は住民の日常生活及び社会、経済活動上欠くことのできないものである。このため、災害時においても、その機能を発揮できるよう被害防止策を施すとともに、系統多重化等による代替性の確保を進める。

また、都市整備計画にあわせ、共同溝・電線類共同溝の整備に努めるとともに、ライフライン機関相互や防災関係機関との情報連絡体制を強化する。

さらに、県は、広域行政主体として、地域社会の迅速な復旧を図るため、多様なライフライン機関を一堂に会しての連携体制の確認等を行うなど相互協力体制を構築しておくよう努めるものとする。

#### 1 電力施設における災害予防対策（県土木部、県企業局、北陸電力、北陸電力送配電、関西電力、関西電力送配電）

県及び電力会社は、倒木等により電力供給網、通信網に支障が生じることへの対策として、地域性を踏まえつつ、予防保全や災害時の復旧作業の迅速化に向けた、相互の連携の拡大に努めるものとする。なお、対策の実施に当たっては、必要に応じて市町村との協力に努めるものとする。

##### (1) 設備面の対策

電力供給設備においては災害時における電力供給を確保するため、被害防止の諸施策を推進する。各電気設備の保全については各種指針に基づき巡視、点検を実施し、機能維持に努める

とともに、設備改修にあたっては、現行各基準に基づき設計する。

ア 発電設備

過去に発生した災害による被害の実態を踏まえ、現行の各種設計基準に基づいて設計する。  
必要に応じて、防水壁、護岸の整備、排水ポンプの設置、機器のかさあげ等を実施するものとする。

イ 変電設備

浸冠水のおそれのある箇所については、床面のかさあげ、ケーブルダクトの密閉化等の対策を講ずるものとする。

ウ 送電設備

送電用鉄塔は経済産業省の「電気設備の技術基準」で設計条件が定められており、設計にあたっては、氷雪・風圧及び不平均張力による荷重により設計する。架空電線路については、土砂崩れ、洗掘などがおこるおそれのある箇所のルート変更、擁護、石積み強化等を実施するものとする。また、地中電線路については、ケーブルヘッド位置の適正化等を実施するものとする。

エ 配電設備

配電設備は、氷雪・風圧及び不平均張力による荷重により設計する。  
山崩れ、地すべり、沈下等災害発生危険地域では施設の設置を極力回避し、止むを得ず設置する場合は必要に応じ、支持物に根かせや敷盤取付による基礎の補強、支線増強による倒壊防止の設計を行う。

オ 通信設備

保安用社内専用回線の主な伝送路の多ルート化等を実施する。

(2) 体制面の対策

災害時においては、迅速、的確な復旧が不可欠であり、日常から組織、情報連絡体制の強化及び資機材・車両等の確保体制を充実するとともに、防災関連マニュアルの整備に努める。

ア 体制の整備

- (ア) 災害の発生又は発生が予想される場合の防災体制の発令及び各体制別組織構成・要員の確保等並びに権限・指揮命令系統の確立と周知徹底を行う。
- (イ) 大規模災害を想定した社内防災訓練を実施するとともに、地方自治体の訓練に参加する(ウ) 社外応援体制を確立する。
  - a メーカー、施工者、関係会社等の非常呼出し体制の整備、出動体制の確保、応急復旧用資機材の備蓄の依頼、必要により契約の締結
  - b 電力会社間の応援体制の充実
- (エ) 「非常災害時の従業員行動方針」、「防災カード」の常時携帯により、災害時における対応要領について周知徹底する。

イ 情報連絡体制の整備

- (ア) 地方自治体、ライフライン関係機関及びその他関係防災機関との連携の強化を推進する。
- (イ) 社内情報連絡体制の強化と徹底を行う。

- a 就業時間内・外における情報報告ルートの確立
- b 連絡手段の多様化
  - (a) 衛星通信システムの導入
  - (b) 災害時優先電話の登録
  - (c) ファクシミリ、携帯電話等の配備

ウ 資機材・車両等の確保

- (ア) 災害復旧用資機材を確保する。
  - a 移動変電所の配置
  - b 復旧用車両の燃料確保
  - c 資機材の搬送対策の検討・整備
- (イ) 災害用車両を整備する。
  - a 災害現場での応援隊サポート及び指揮用サポートカー
  - b 50ヘルツと60ヘルツに切り替えできる高圧発電機車
- (ウ) 食料、宿泊施設、作業用品、燃料を備蓄（確保）する。
- (エ) 救護班を確保する。
- (オ) 非常通信協議会との連携を強化する。

エ 広報サービス体制の整備

- (ア) 災害時に需要者が実施すべき安全措置及び平常時から需要者が心がけるべき安全対策のPRを適宜、継続実施する。
- (イ) 各種懇談会等を通じ、安全措置のPRのほか、重要施設を有する需要者に対しては非常用発電設備の設置を適宜呼びかける。

## 2 ガス施設における災害予防対策（中部経済産業局、中部近畿産業保安監督部、県危機管理局、日本海ガス、高岡ガス、（一社）日本コミュニティーガス協会北陸支部、（一社）富山県エルピーガス協会）

ガスは、県民生活及び経済社会の広範な分野で欠くことのできないエネルギー源であり、常に安定供給の維持に努め、使用者の利益に供するとともに、公共の安全確保のため、設備の保安防災対策の強化を推進する。

### （1）都市ガス

平常時よりガス施設の災害予防に充分留意し、各種図面等の整備、更新はもちろん、新技術、新工法の開発、採用を積極的に推進し、施設の保全に万全を期す。

#### ア ガス事故防止

##### （ア）ガス製造設備及び供給所設備

- a 設備の新・増設にあたっては、ガス事業法を遵守し、十分な強度の確保、保全に万全を期す。
- b 設備の定期点検、検査計画に基づく総合的な強度診断を励行し、十分な強度と機能の

維持に努める。

- c ガス製造及び供給の制御用コンピュータ設備は、計測用機器類とともに災害に対する強度向上を推進し、データバックアップの充実に努める。
- d 原料タンク及びガス貯蔵施設には、遠隔操作機能付き緊急遮断弁を設け、緊急時に備える。
- e ガスの製造及び供給の維持には、電力や水も不可欠であり、災害時の停電や断水に備え、非常用電源設備の拡充や水源の確保に努める。

(イ) ガス供給設備（ガス導管等）

新設設備は、ガス事業法を遵守し、十分な強度の確保、保全に万全を期す。また、定期点検、検査計画を励行し、十分な強度と機能の維持に努める。

- a 新規に埋設する導管は、耐震性に優れ、防食を施した鋼管及びダクタイル鋳鉄管<sup>\*1</sup>又は可とう性、耐震性及び耐食性の高いガス用ポリエチレン管を用い、継手も耐震性に富む素材を用いる。

経年管、即ち既設鋼管ねじ継手<sup>\*2</sup>を用いた導管についても、計画的入取替及び他工事の機会をとらえ、積極的に前記の耐震性の高い導管への更新を促進する。

- b 遮断バルブは、重防食を施したダクタイル鋳鉄製、全溶接製を使用し、ガス工作物の技術上の基準に基づき設置する。
- c ガバナは、圧力異常上昇防止機能を備えるとともに、強度の高いものを使用する。

(ウ) 需要家設備

ガスを使用する建物のうち、地下街、地下室でのガス設備を有する建物及び公共建物等や病院その他不特定多数の人々が入り出りする建物の導管には、緊急遮断バルブの設置を促進し、かつ当該建物の保安管理者とも平常時より密接な連携体制をとり、ガス事故防止に万全を期す。

また、一般家庭におけるガス事故防止策としては、ガスメーターに異常流量遮断及び感震遮断機能を有するマイコンメーター<sup>\*3</sup>の設置を促進するほか、ガス消費機器類についても安全機能（不完全燃焼防止機能、立ち消え安全装置）付き機器やガス警報器の普及促進に努める。

イ 防災システム、情報収集システムの充実

災害発生時には、迅速かつ確実な被害情報の収集、把握と適切な措置対応が二次災害を未然に防止する。このため、次のシステム、設備の拡充、整備に努める。

(ア) 防災システム

ガス設備被害状況の把握と速やかな対応のため、次の設備を整備拡充する。

- a 保安設備の遠隔操作

供給所設備及び主要導管設備等は、緊急時遠隔操作によりコントロール可能なシステムの推進に努める。

- b 導管網のブロック化

導管網の被災状況に応じて、早期復旧を考慮した効率的なガス遮断を行うためのブロック化の推進に努める。

c ガス製造設備の防消火設備等の増強

火災発生を防止し、火災発生そのときはその拡大を阻止するための体制強化、防油堤や防消火設備の増強及び災害要因の除去に努める。

d 導管網の圧力と流量監視

導管網の主要な地点に、テレメーター、テレコンを設置し、供給区域内の導管内圧力を監視し、ガバナ<sup>\*4</sup>には、圧力及び流量等の集中監視システムの設置に努め、常時監視体制を充実する。

(イ) 通信設備

非常時又は非常事態が予測される場合に、緊急連絡がとれるように、次の設備を設置拡充する。

a 災害時優先電話

b 専用回線電話

c 無線電話

d 固定無線局、移動無線局

ウ 災害時にとるべき措置についての広報、周知

ガスの使用者に、災害時にとるべき措置として、ガス栓及びメーターガス栓の閉止を機会あるごとに広報し、この周知に努める。

エ 防災体制の整備と教育訓練の実施

災害発生時には、迅速かつ適切な措置が何より大切である。このため、日頃から緊急時における災害対策本部を中心とした組織体制を具体的に定めておき、常に見直しに努めるとともに、万一の事態に即応できるように個々の役割と緊急時になすべき事項について周知徹底及び教育を行う。

また、防災機関等が行う各種訓練には積極的に参加するとともに、次に掲げる自主防災訓練の実施に努める。

(ア) 社員及び関連会社員の非常召集訓練

(イ) 災害予報、警報等の伝達、対応訓練

(ウ) 災害時の情報伝達、連絡（通信）訓練

(エ) 設備の応急措置及び復旧訓練

※1 ダクタイル鋳鉄管

鋳物の脆さ（折れ、割れ）を改良する目的で開発された鋳鉄品。

リンやイオウ分等不純物をできる限り除去した溶銑にマグネシウム又はその合金を添加することで、大幅に強靱性を増した鋳鉄管で地盤沈下や地震などの外力にも強い。

※2 鋼管ねじ継手

配管工事にねじ切りを行って接合する方法があり、このとき用いる継手をねじ継手という。このねじ切り部分は、その断面積が小さくなるので管体部分に比べ強度が大幅に損われ外力には弱い。

※3 マイコンメーター

ガスメーターにマイコンチップを組み込み、通常使用されるガスの量以上に大量のガスが流れ（ガス漏れ）たり、異常に長時間使用（消し忘れ）すると自動的にガスを遮断するガスメーター。また大きな地震が発生すると、これを感知し遮断する機能もある。

※4 ガバナ

ガスを広い地域の隅々まで送り届けるため、製造所等からガス導管に高い圧力でガスを送り出すが、各家庭に届けられる前に使用できる圧力（低圧）に調整する装置。

（資料「3-18 都市ガス施設」「3-19 簡易ガス施設」）

（2）LPガス

一般家庭におけるLPガス設備の安全性を強化するため、販売店等は、ボンベ転倒防止措置を施すとともに、安全機器の普及促進に努めるほか、LPガス消費者に対し、風水害時にとるべき初期行動について、啓発活動を推進する。

ア ボンベ（容器）の転倒及び流出防止措置

販売店等は、鎖又はベルトの二重がけ等の方法により、ボンベの転倒流出防止措置を講ずるとともに、その定期点検を実施して維持管理を行う。特に、ハザードマップを確認し、津波による浸水の恐れがある地域については、ボンベの流出防止に備えた対策を重点的に講じる。

イ 安全器具の普及促進

販売店等は、ガス漏れ又は火災防止のため、安全機器の普及促進に努める。

ウ 消費者に対する周知啓発活動

風水害の発生時には、消費者自ら使用中のガスの使用を中止し、器具栓、元栓を閉じるとともに、洪水のときは容器バルブを閉じ、ロープで固定することが、二次災害を防止するうえで最善の方策であることから、販売店等は、消費者がとるべき初期行動について啓発活動に努める。

3 上水道施設における災害予防対策（県厚生部、県企業局、市町村）

水道事業者は、水道施設の防災性の強化に努めるとともに、適正な施設管理を行うものとする。

（1）施設の防災性の強化

水道事業者は、風水害による被害を未然に防止するため、通常行う定期点検・整備を確実に実施し、施設の不良箇所を補強する。

（2）応急給水用資機材の整備拡充

水道事業者は、応急給水に使用する給水車、給水タンク、消毒剤、可搬式ポンプ、可搬式発電機、運搬車両等の整備拡充を図る。

また、資機材の民間借上げについては、事前に十分協議し文書による取決めを行う。

（資料「5-5 応急給水用具等」「5-10 県内の給水車両等保有状況及び災害時利用可能水量等の状況」）

（3）支援体制等の確立

災害時には、人力、装備、資機材等のすべてにわたり、被災水道事業者の現有力だけでは対処することが困難な場合も想定されるので、水道事業者は、平常時から支援体制及び受入体制を整備する。

(4) 図面等の整備

水道事業者は、災害復旧活動等を迅速かつ円滑に行うため、平常時から各種の図面、図書類を整備する。

(5) 防災訓練

水道事業者は、防災関係機関が行う各種訓練に積極的に参加するとともに、自主防災訓練の実施に努める。

#### 4 下水道施設における災害予防対策（県土木部、市町村）

(1) 処理場・ポンプ場

下水道管理者は、処理場・ポンプ場及び管路施設の強化・改善等を行うとともに、適正な施設管理を行うものとする。

ア 処理場・ポンプ場の主要構造物は、風水害等に耐えられる構造とするとともに、外部からの浸水、敷地内の排水に十分対策を講ずるものとする。

イ 被災時においても、排水機能が保持されるよう機械・電気設備の保守点検に努める。

ウ 停電、断水対策として自家発電設備の整備や受電設備の多回線化及び燃料・冷却水等の確保に努める。

(2) 管路施設

ア 特に重要な幹線については、施設のバイパス化、複数化や雨水管渠の活用等によるバックアップ機能を検討し、必要に応じて導入を図る。

イ 管路施設を風水害等による閉塞、陥没等の被害から守り、排水機能を確保するため、施設の清掃、浚渫、補修及び改良等に努める。

(3) 施設の点検等

ア 平常時の点検は、「下水道維持管理指針」に準拠して実施し、施設の被害を最小限にとどめ、二次災害の防止を図るとともに、脆弱箇所の把握に努める。

イ 下水道台帳は、災害時に迅速かつ確実にデータの提供が可能となるようにシステム化を図る。また、システム化されていない場合は、代替性の確保のため、下水道台帳の分散保管を図る。

ウ 応急復旧マニュアルを整備する。

(4) 応急復旧のための体制整備

応急対策を同時又は段階的に、実情に応じて円滑に遂行するため、平常時から諸体制を確立し整備する。

ア 下水道担当部局の防災組織、配備体制

地域防災計画に基づく災害対策本部の下位組織として、下水道施設の防災対策をふまえた防災活動が円滑に実施できるよう、体制を整備する。

イ 民間企業との協力体制

応急復旧対策要員、応急復旧機材の確保のため、施工業者、下水道施設メンテナンス業者

等、民間業者との協力体制を整備する。

ウ 他地方公共団体との相互応援体制

風水害時の役務及び機材等の提供について、他地方公共団体と相互援助体制を整備する。

エ 応急対策用機器及び資機材

風水害時の応急対策が迅速かつ的確に実施できるよう、必要機材を備蓄、整備する。

オ 防災訓練

風水害時の対応が円滑かつ的確にできるよう、緊急連絡伝達方法、応急対策の実施方法、応急対策用機材の運転及び取扱方法について、定期的に防災訓練を実施するとともに、防災機関等が行う各種訓練に積極的に参加する。

(5) ライフライン機関相互及び他の防災機関との情報連絡体制の強化

災害時におけるライフライン機関相互及び他の防災機関との情報連絡の混乱を防止し、的確な状況把握や指示ができるよう、情報連絡体制を整備する。

ア 連絡担当窓口及び責任者の設置

各関係機関に連絡担当窓口及び責任者を設置して、全て連絡窓口を通して連絡を行うものとする。また、連絡責任者は、事務連絡を総括し、情報の整理、管理を行う。

イ 連絡方法

情報連絡は、一般電話、県防災行政無線で行い、必要に応じて、各種専用電話を利用する。また、直接連絡が不可能な時は、他機関を経由する方法で連絡する。

ウ 連絡内容の統一と書式化

風水害対策に必要な情報、被害報告及び応急措置に関する情報等の収集、伝達を迅速かつ正確に行うため、あらかじめ、報告内容等を選択できる書式を定め、各機関で常備し、連絡は相互にこの書式を用いて行う。

**5 通信施設における災害予防対策（NTT西日本、NTTドコモ北陸、各防災関係機関）**

災害時における通信機能の確保は、社会的な混乱の防止、災害対策の適切かつ迅速な実施のうえからも極めて重要な問題であり、公衆通信、専用通信、放送等の施設の安全性確保に努める。

県及び電気通信事業者は、倒木等により電力供給網、通信網に支障が生じることへの対策として、地域性を踏まえつつ、予防保全や災害時の復旧作業の迅速化に向けた、相互の連携の拡大に努めるものとする。なお、対策の実施に当たっては、必要に応じて市町村との協力に努めるものとする。

(1) 公衆通信

災害時においても、通信が確保できるよう設備の安全化及び伝送路の多ルート化等の防災対策を推進し、被害の未然防止を講ずる。

ア 施設の防災対策

(ア) 発電装置は、給水、燃料配管のフレキシブル<sup>\*1</sup>、トレンチ化<sup>\*2</sup>等の対策により安全性を強化する。

- (イ) 地下管路は、管路継ぎ手、マンホール取付けに安全対策を実施する。
- (ウ) 事務室設置のシステム、端末設備は、転倒防止及び転落防止対策を実施し、災害発生後のサービス提供を可能とする。また、重要な社内システムの電源は、無停電化する。
- (エ) 水防扉、水防板の設置及び下水管、マンホール、とう道<sup>※3</sup>からの局舎内への浸水防止対策を実施する。

#### イ 通信網の防災対策

- (ア) 信頼性の高い伝送路を構築するため、主要な伝送路は多ルート構成、若しくはループ構成とし、主要な中継交換機は分散設置を行う。
- (イ) 地中設備は、アクセス系ケーブル<sup>※4</sup>の地中化を推進する。
- (ウ) 電話輻輳時における災害復旧機関の通信を確保するため、災害時優先電話の適用範囲の改善を行い、指定公共機関の責任者自宅まで拡大する。
- (エ) 全国からの安否確認、見舞電話による電話の輻輳を防止するため、ボイスメールによる全国利用型の伝言ダイヤルサービス（災害用伝言ダイヤル「171」）を提供する。

#### ウ 防災機器の整備

- (ア) 交換局、伝送路、電源の各種被災に対応できる非常用無線装置、移動用電源車、応急復旧ケーブルなどの災害対策機器及び応急復旧資材の確保に努める。
- (イ) 非常用衛星通信装置（ポータブル衛星・超小型衛星通信装置）の配備に努める。

#### エ 防災に関する訓練

災害時に備え、平時から復旧員の確保、設備の復旧を円滑、速やかに行うため、次の訓練の実施に努めるとともに、防災機関等が行う各種訓練に積極的に参加する。

- (ア) 災害予報及び警報伝達の訓練
- (イ) 災害時における通信の疎通訓練
- (ウ) 設備の災害応急復旧訓練
- (エ) 職員の非常召集訓練

- ※1 フレキシブル化 地震による管路の振動を、自在継ぎ手で吸収可能な弾力性のある配管システムにすること
- ※2 トレンチ化 ケーブル、管路等を固定せずに、配管溝を設け設置する方式にすること
- ※3 とう道 ケーブルの収容及び保守作業空間を確保するため、地中に構築されたコンクリート構造物
- ※4 アクセス系ケーブル 交換局からビル、住宅等の建物までの通信ケーブル

## (2) 専用通信

専用通信は、防災関係機関の情報連絡手段として、極めて有効な方法であり、特に災害時において、重要な役割を果たすことが期待されている。現在、気象台、国土交通省、J R、道路公団さらに電力・ガス会社、私鉄等において専用通信が設置されており、各機関は次の点に留意し、防災対策を推進する。

#### ア 伝送路の強化

通信機能を確保するため、バックアップ回線の設定、ルートの二重化等を促進する。

#### イ 装置・機材の充実

予備電源、移動無線、可搬型無線機等資機材の整備充実に努める。

#### ウ 定期点検の実施

施設、装置の定期的な点検を実施する。

#### エ 防災訓練等の実施

平素から関係者による防災訓練を実施するとともに、防災機関等が行う各種訓練に積極的に参加する。

## 第2 廃棄物処理施設の安全性強化

し尿、ごみ等の一般廃棄物処理施設、産業廃棄物処理施設の災害による被害を最小限に止めるとともに、災害時における応急復旧作業を円滑に実施し、廃棄物が適正に処理されることが必要である。

このため、市町村は、一般廃棄物処理施設の不燃・堅牢化に努めるとともに、国の「災害廃棄物対策指針」を踏まえて廃棄物処理を円滑に実施するための体制を整備する。また、産業廃棄物処理施設の管理者は、処理施設の不燃・堅牢化に努める。

県は、被災状況により、広域的な処理が必要な場合を想定し、廃棄物処理の協力体制を整備する。

### 1 処理施設の災害予防対策（県生活環境文化部、市町村）

#### (1) 一般廃棄物処理施設

市町村は、既設の処理施設について、必要に応じて不燃・堅牢化に努める。

また、今後、建設する施設については、ごみ処理施設性能指針等の基準に従うとともに、地質、構造等に配慮して、不燃・堅牢化に努める。

#### (2) 産業廃棄物処理施設

産業廃棄物処理施設の管理者は、必要に応じて、施設の不燃・堅牢化に努める。

### 2 し尿、ごみ等の処理体制の整備（県生活環境文化部、市町村）

#### (1) 処理施設の応急復旧資機材等の整備

市町村は、し尿、ごみ処理施設の損壊等に対して速やかな復旧を図るため、あらかじめ応急復旧に必要な資機材を準備しておくとともに、応急復旧マニュアルの整備や訓練を実施する。

#### (2) ごみ、災害廃棄物等の仮置場の確保等

災害時においては、ごみ、災害廃棄物などの廃棄物が一度に大量発生するとともに処理施設自体の被災も予想されることから、市町村は、あらかじめ運搬経路、住居地域を考慮したごみ、災害廃棄物等の仮置場を確保するとともに、災害廃棄物等の処分方法を検討しておく。

県は、市町村に対し、災害廃棄物等の処理に係る助言など技術的支援を行う。

#### (3) 避難所等の仮設（簡易）トイレの確保

市町村は、家屋の倒壊、断水等により便所が使用できなくなるため、避難所等に仮設（簡易）

トイレの確保に努める。

### 3 広域的な協力体制の整備（県生活環境文化部）

県は、し尿、ごみ、災害廃棄物等を広域的に処理するため、処理施設、運搬車両の確保について、市町村、近県及び関係団体を含めた協力体制を整備する。

（資料「9-10 し尿処理施設一覧」「9-11 ごみ処理施設一覧」）

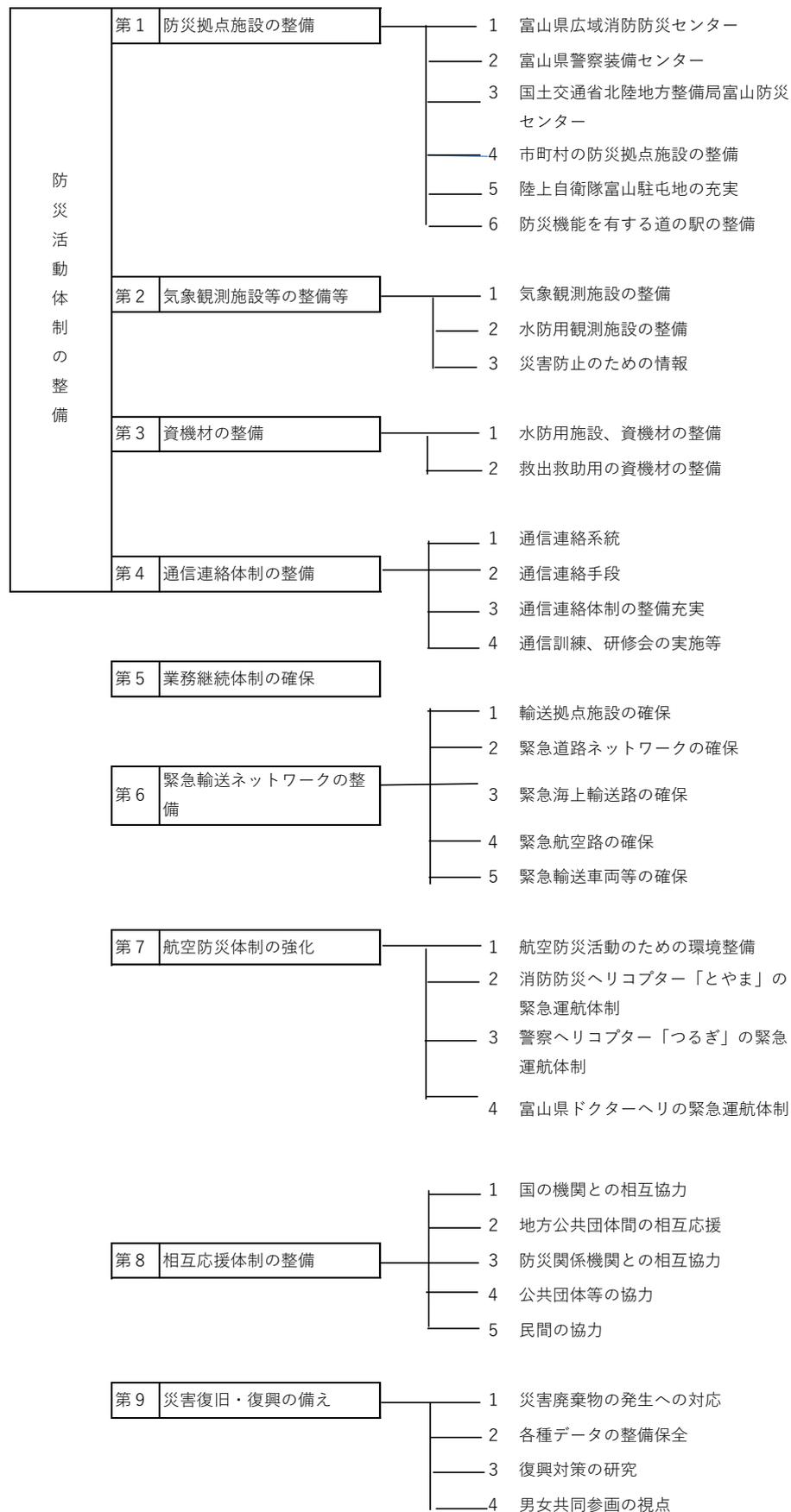
## 第4節 防災活動体制の整備

災害に迅速、的確に対応し、被害を最小限にとどめるには、防災関係機関において速やかに初動活動体制を整え、所管する防災機能を十分に発揮することが重大な使命である。

この使命を遂行するためには、災害対策活動の拠点となる庁舎等の整備を進めるとともに、情報収集や避難誘導、救助・救急活動が広域的にしかもできるかぎり早急に行える体制を確立することが必要である。

本県の防災体制づくりとして、今後も防災拠点施設や防災活動の拠点となる庁舎等を整備するとともに、災害情報を一元的に把握し、共有することができる体制の整備、災害対策本部の機能の充実・強化、通信ネットワークの強化による通信連絡体制の整備、緊急輸送体制や航空防災体制の整備強化、さらには、相互応援体制の整備等による陸・海・空それぞれにおいて相互連携した広域的な支援体制を充実させるなど、防災活動体制の整備に努めるものとする。

## 対策の体系



## 第1 防災拠点施設の整備

県は、災害時において、災害対策本部や広域応援部隊の連絡要員のための活動スペース等を有し、災害応急活動の司令塔機能を果たす中核施設や、自衛隊等の実動部隊が集結する受援機能のほか、備蓄機能、輸送拠点機能を有する災害応急活動の支援拠点を整備しており、これらの施設における情報共有、連携を図り、迅速かつ的確に災害 応急活動に当たるよう努める。また、平常時においては、地域住民に対する防災に関する教育・訓練実施の場ともなる広域拠点施設の整備・充実に努める。

さらに、市町村は、自主防災活動の拠点、避難施設、備蓄倉庫等を備えた地域防災拠点の整備に努める。

### 1 富山県防災危機管理センター（県危機管理局）

県は、県民の生命・身体・財産を守るべく、災害等の非常時に迅速かつ的確に対応できるよう、常設の災害対策本部室や防災関係機関が活動する受援のためのスペースを備えた本県の防災、危機管理の中核機能を有する「富山県防災危機管理センター」を設置する。

#### (1) 防災拠点施設の役割・機能

##### ア 災害時における役割・機能

##### (ア) 緊急参集・対策本部機能

- ・常設の災害対策本部室等を設置し、県職員や防災関係機関が、被災状況の情報収集や対策立案に必要な調整を行う場
- ・本部長（知事）、副本部長（副知事）、本部員（部局長等）及び関係機関等が応急対策等を協議し、対応方針を決定する場

##### (イ) 輸送拠点機能

- ・屋上ヘリポート

##### (ウ) 受援機能

- ・緊急消防援助隊、警察災害派遣部隊、広域応援部隊、自衛隊等応援部隊等の集結・活動基地

##### (エ) 防災情報機能

- ・各種防災システムの情報や現地の被災映像などをリアルタイムで収集し、災害対策本部室の60型10面マルチディスプレイ等に表示及び関係機関へ配信する映像情報システム

##### (オ) ライフラインの確保

- ・免震構造、耐浸水性を有し、72時間以上のライフラインの自立・代替機能を確保

##### (カ) 広域防災センターとの連携

- ・防災危機管理センターでは災害応急活動の司令塔機能を果たす中核施設として、広域防災センター災害応急活動の支援拠点として対応

#### イ 平常時における役割・機能

- ・自主防災組織向け研修や防災士養成研修など防災関係者の研修の場
- ・県民の防災教育の場
- ・交流・展示スペースでの防災に役立つ展示など県民への防災啓発の場

- ・広域防災センターでは実践的な訓練や体験型の防災教育等を実施するなど、それぞれの機能を有効に活用

## 2 富山県広域消防防災センター（県危機管理局）

県は、大規模かつ広域的な災害時には、災害応急活動の支援拠点として、また平常時には防災に関する啓発、教育、訓練のセンターとしての機能を有する「富山県広域消防防災センター」を設置する。

### (1) 防災拠点施設の役割・機能

#### ア 災害時における役割・機能

##### (ア) 備蓄機能等

- ・呉羽山断層帯被害想定調査を踏まえた食料、生活必需品の追加備蓄や、緊急用資機材等を保管するための備蓄倉庫
- ・飲料水等を確保するための耐震性貯水槽

##### (イ) 輸送拠点機能

- ・応援物資及び備蓄物資の荷捌場（グラウンド、屋内訓練場）
- ・臨時ヘリポート、トラック待機場（放水訓練場）

##### (ウ) 受援機能

- ・緊急消防援助隊、警察災害派遣隊、自衛隊等応援部隊の集結・活動基地

##### (エ) 災害対策本部の代替機能

#### イ 平常時における役割・機能

- ・防災関係者の研修の場
- ・県民の防災教育の場

## 3 富山県警察装備センター（県警察本部）

県警察本部は、平成15年度から使用を開始した富山県警察装備センターにおいて、警察活動のうち、大量の人員を動員する大規模事件・事故対策活動及び大規模災害に対応する。

また、同センターを災害時における機動隊、警察災害派遣隊の集結拠点とする。

## 4 国土交通省北陸地方整備局富山防災センター（北陸地方整備局）

北陸地方整備局は、管内西部地区の災害に対して、速やかに災害現地で災害活動を行うための防災拠点として富山防災センターを設置し、必要な災害対策機械を配備する。同センターは、被災自治体からの要請により、災害対策機械を派遣し、自治体と協力して災害対応を行うための支援基地となる。

### (機能)

- ア 災害復旧に必要な資機材の備蓄、災害対策用機械の基地
- イ 災害発生時の情報の収集、発信基地
- ウ 災害対策の訓練、研修機能

## 5 市町村の防災拠点施設の整備（市町村）

市町村は、大規模な災害時においては、災害応急活動の拠点や住民の避難場所として、また平常時においては、自主防災組織・災害救援ボランティア等の研修の拠点としての機能を有する地域防災拠点施設を整備する。なお、市においては、地域防災拠点施設とともに富山県広域消防防災センターに準じた役割、機能を有する施設の整備に努めるものとする。

### （1）地域防災拠点施設の役割

ア 災害時における役割・機能

（ア）市町村等の現地活動拠点

（イ）自主防災活動の拠点

（ウ）応援部隊の活動拠点

（エ）避難施設

イ 平常時

（ア）自主防災組織等の研修、訓練場

（イ）住民の憩いの場

### （2）地域防災拠点施設の施設設備（例示）

ア 情報連絡室

イ 医療救護室

ウ 備蓄倉庫

エ 研修室

オ 耐震性貯水槽

カ 広場

## 6 陸上自衛隊富山駐屯地の充実（自衛隊）

自衛隊は、大規模災害時における救援活動を速やかに実施するため、その活動の拠点施設となる富山駐屯地の機能強化に努めるものとする。

ア 自衛隊の本県における重要な活動拠点としての機能強化

イ 大量の救援物資の輸送や迅速な人命救助の観点から大型ヘリコプターの活用など機能強化

## 7 防災機能を有する道の駅の整備（北陸地方整備局、県土木部、市町村）

国、県及び市町村は、防災機能を有する道の駅を地域の防災拠点として位置付け、その機能強化に努めるものとする。

## 第2 気象観測施設等の整備等

風水害による被害の未然防止及び軽減のためには、気象等の状況を的確に把握し、速やかに災害未然防止対策をとることが必要である。このため、県、市町村及び防災関係機関は気象観測施設等の整備に努めるとともに、災害の防止に必要な情報の収集に努め、関係機関に対し、適時適切に伝達するものとする。

### 1 気象観測施設の整備（各防災関係機関）

県、市町村及び関係機関は、気象等の実態を把握するために気象観測施設の整備に努めるものとする。（資料「4-1 気象観測施設」）

### 2 水防用観測施設の整備（各防災関係機関）

県、市町村及び関係機関は、水位、流量等の実態を把握するために水位観測所、流量観測所及び波高、潮位観測所等の整備に努めるものとする。

（資料「4-2-1 水位観測所及び通報、警戒水位、特別警戒水位」）

「4-2-2 洪水予報指定河川の基準地点と基準水位一覧表」

「4-3 流量観測所及び通報、警戒流量」「4-4 波高、潮位観測所」)

### 3 災害防止のための情報（各防災関係機関）

#### (1) 県

県は、災害の防止に必要な情報の収集に努め、市町村、その他関係機関に対し、適時適切に伝達するものとする。

ア 天気予報・季節予報

イ 気温、雨量、風向、風速等の気象実況

ウ 特別警報・警報・注意報等の防災気象情報

#### (2) 市町村

市町村は、当該地域にかかる災害の防止に必要な情報、伝達について、市町村地域防災計画に定めておくものとする。

また、住民から破堤、越水、土砂災害の前兆等の目視情報を収集する仕組みづくりに努める。

#### (3) その他の機関

その他の機関は、所掌業務にかかる災害の防止に必要な情報の収集に努め、状況に応じて県、市町村等に伝達するものとする。（資料「11-1 気象等に関する情報」）

## 第3 資機材の整備

風水害による被害の未然防止及び軽減のためには、気象、水位・流量等の状況を的確に把握し、これらの情報に基づく災害未然防止対策や、災害が発生した場合には災害応急対策を速やかに実施することが必要である。このため、県、市町村及び防災関係機関は、災害の未然防止及び被害の軽減のため資機材の整備、充実を図るものとする。

### 1 水防用施設、資機材の整備（北陸地方整備局、県土木部、水防管理団体）

水防管理者等は、洪水等の非常時に備え、累年の洪水により危険にさらされる河川に水防倉庫を設置し、水防に必要な資機材を常に整備するものとする。

なお、毎年、富山県水防計画により資機材の点検を実施するものとする。

（資料「4-5 国土交通省の緊急主要水防資材」「4-6 国土交通省特殊資材」

「4-7 県の備蓄主要水防資材」「4-8 水防管理団体の備蓄主要水防資材」)

### 2 救出救助用資機材の整備（自衛隊、北陸地方整備局、県土木部、県警察本部、市町村、日本赤十字社富山県支部）

県・市町村及び防災関係機関は、平素から災害の発生に備えて、ロープ・酸素呼吸器・エンジンカッター・発電機・投光器・応急給水機材・水難救助用ボートなどの救出救助用資機材の整備充実にも努めるとともに、災害発生に際し、直ちに使用できるよう点検整備をしておくものとする。

なお、救助活動が円滑に実施できるように他の機関、民間団体・業者等が所有する救出救助用資機材等を借上げできるよう協力体制を確立しておくものとする。

（資料「4-17 警察災害警備用装備資機材」「4-18 救助活動のための機械器具等の保有状況」

「4-22 国土交通省富山防災センターの装備資機材」「5-8 応急給水用具等」

「5-11 日本赤十字社富山県支部災害救護装備状況」)

## 第4 通信連絡体制の整備

県をはじめとした防災関係機関は、災害時の通信連絡手段を確保するため、情報通信施設の耐震性の強化、情報通信施設の非常用電源設備の整備など停電対策、情報通信施設の危険分散、衛星通信や公衆無線LAN等の無線を活用したバックアップ等通信路の多ルート化の推進に努める。

また、緊急情報連絡体制を確保するため、防災行政無線等の無線通信ネットワークの整備・拡充の推進及び相互接続等によるネットワークを強化する。

さらに、災害情報の通信及び広報手段として、インターネット、地上デジタル放送や携帯端末をはじめとするITの積極的な活用を図り、携帯端末の緊急速報メール機能、ソーシャルメディア、ワンセグ放送、Lアラート（災害情報共有システム）等の活用による警報等の伝達手段の多重化・多様化に努めるものとする。

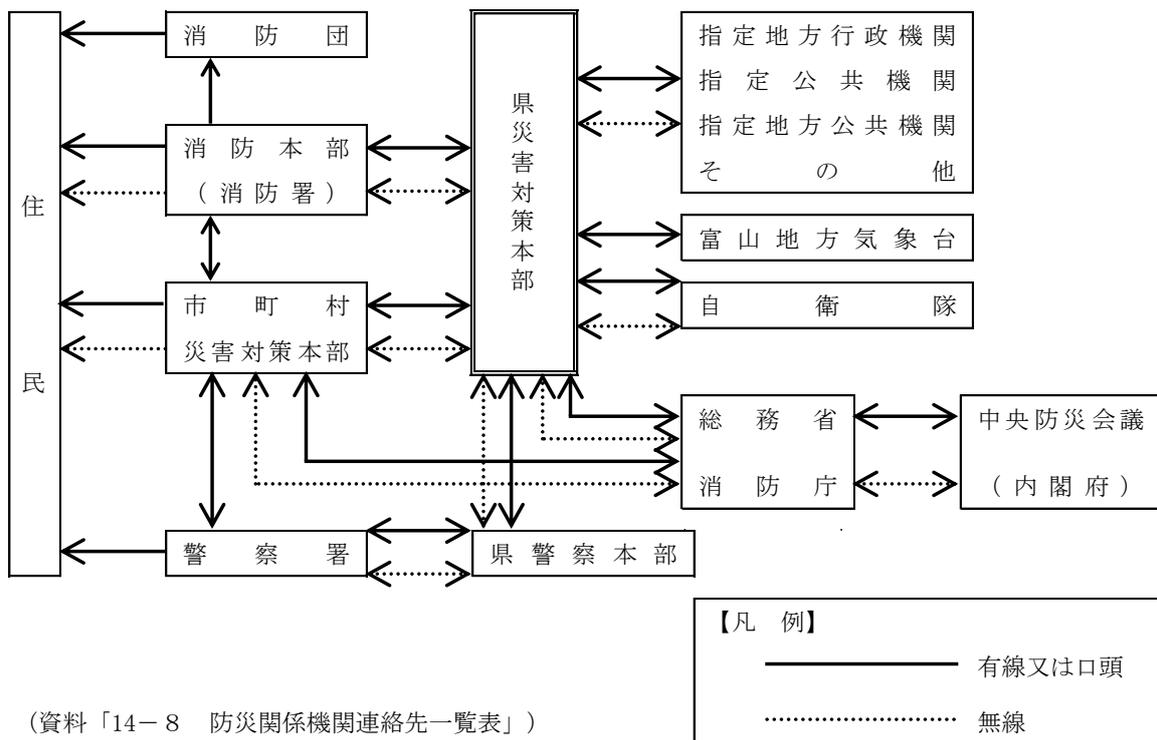
特に、災害時に孤立するおそれのある市町村で停電が発生した場合に備え、衛星通信などにより、当該地域の住民と当該市町村との双方向の情報連絡体制を確保するよう留意する。

なお、被害情報及び関係機関が実施する応急対策の活動情報等を迅速かつ正確に分析・整理・要約・検索するため、最新の情報通信関連技術の導入に努めるものとする。

### 1 通信連絡系統（各防災関係機関）

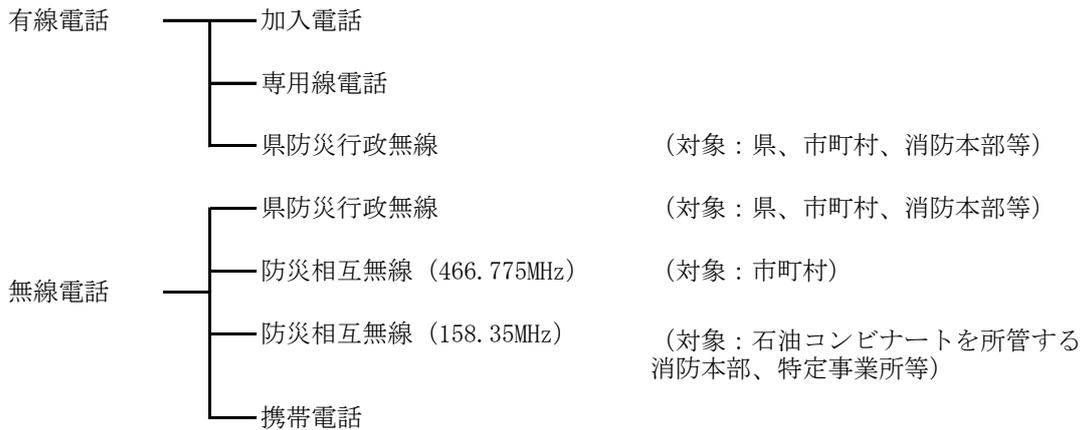
県災害対策本部を中心とした通信連絡系統については、次のとおりである。

通信連絡系統図

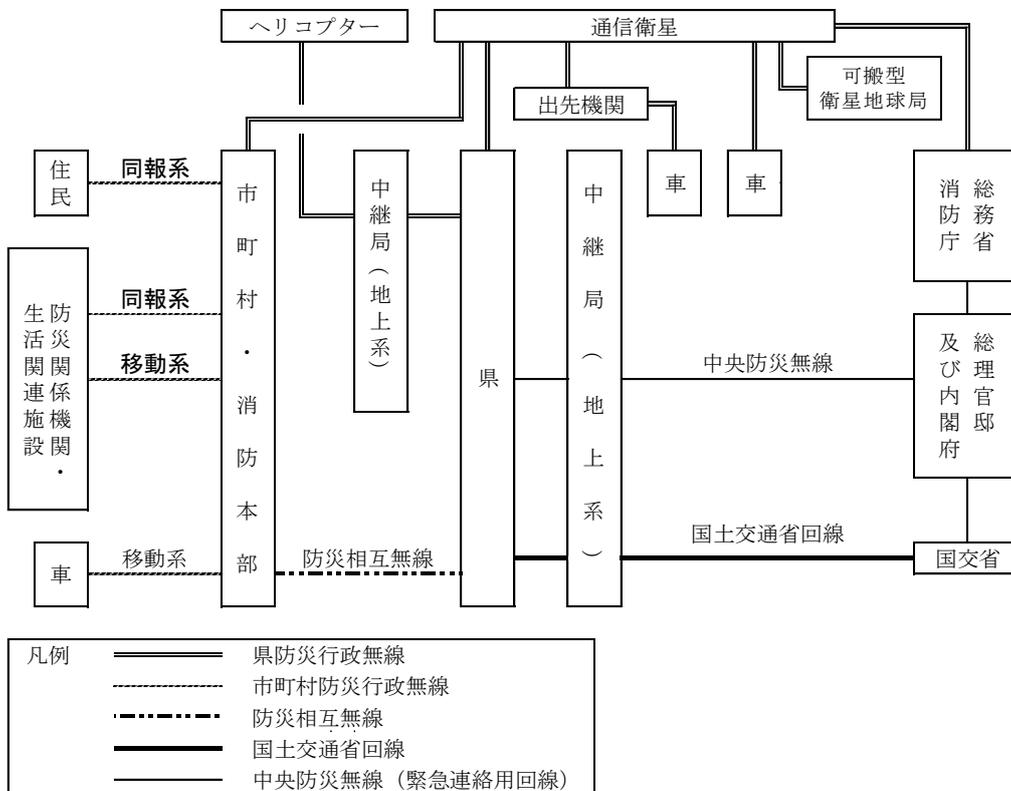


## 2 通信連絡手段（各防災関係機関）

通信連絡手段としては、次の種類の有線・無線電話を備えている。



無線通信ネットワーク図



## 3 通信連絡体制の整備充実（北陸地方整備局、県危機管理局、県経営管理部、県土木部、市町村）

### (1) 県防災行政無線

県防災行政無線は、災害時における基幹的な重要通信施設であり、その機能を十分発揮できるよう非常用電源設備を配置し、電気の安定供給を図るなど、停電対策を講ずるものとする。

(資料「7-1 富山県防災行政無線整備状況」「7-2 富山県防災行政無線系統図」)

### (2) 県総合防災情報システム

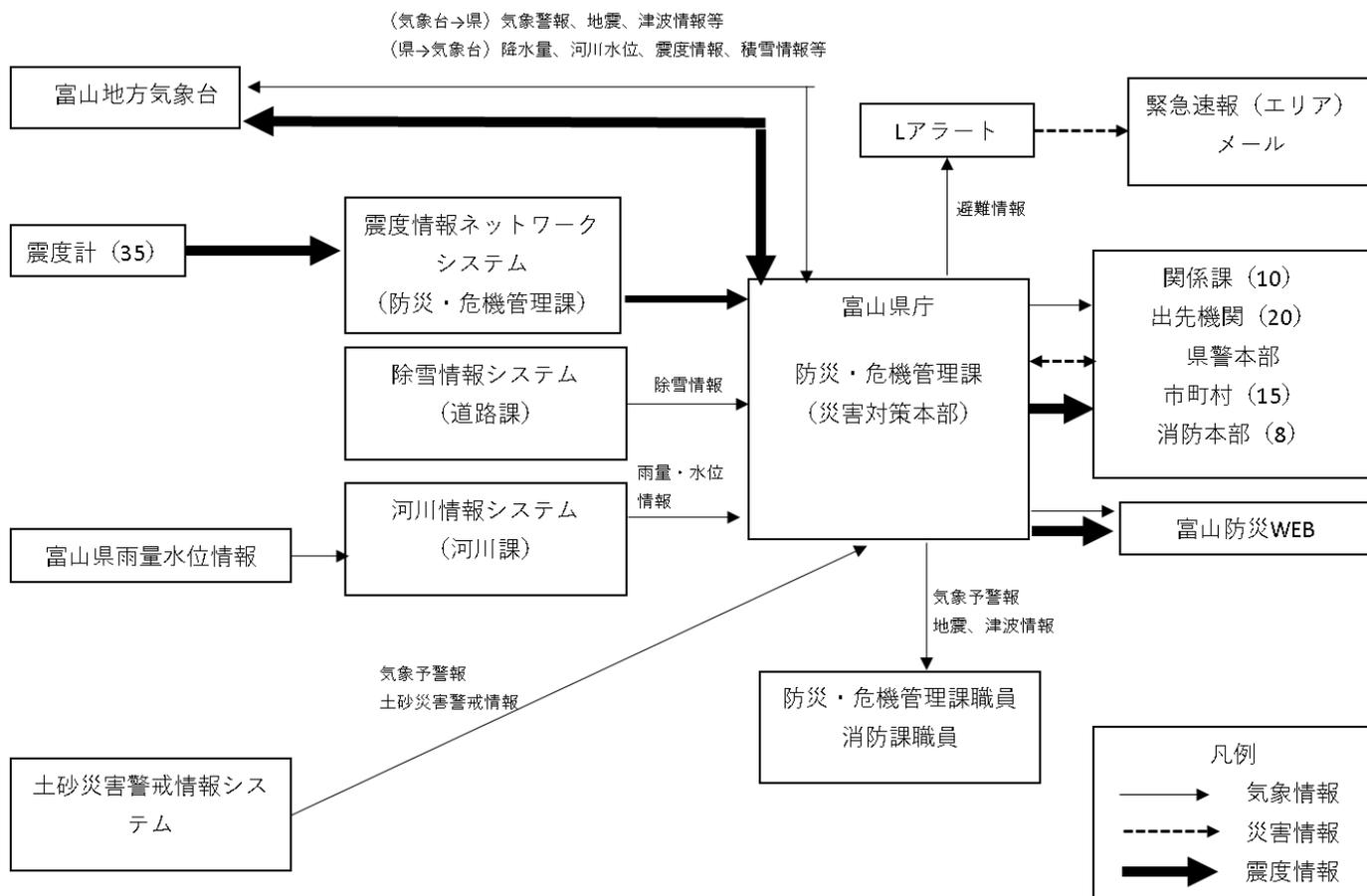
平成17年9月から稼働した県総合防災情報システムにより、各防災関係機関に対して、気象情報、河川情報、除雪情報、土砂災害危険度情報等の災害関連情報を一元的に、また、GIS（地理情報システム）を活用し、視覚的にわかりやすい情報提供に努める。

県民に対しては、インターネット及び携帯電話（富山防災WEBページ、緊急速報メール）や

ケーブルテレビ（各局の防災チャンネル）、必要に応じて臨時災害放送局（コミュニティ放送局を含む）を通じて、災害や防災の情報の提供に努める。

また、平成28年8月にシステムを更新し、市町村が発する災害情報をテレビやネット等の多様なメディアを通して一括配信するLアラート（災害情報共有システム）との連携を開始したところであるが、引き続き伝達手段の多重化・多様化に努めるものとする。

### 富山県総合防災情報システム



### (3) 市町村防災行政無線の整備促進

市町村が使用する防災行政無線には、次の2種類がある。

ア 被害状況を把握するため、市町村役場と災害現場との間の通信を行う移動系無線

イ 災害情報等の周知徹底を図るため、市町村役場と屋外拡声器や各家庭に設置している戸別受信機とを結ぶ同報系無線

本県の整備率は、全国平均を上回っているものの、まだ整備されていない市町村もあるため、整備率の向上に努めるとともに、防災行政無線の整備にあたっては、デジタル化を推進する。県は、市町村防災行政無線の整備を促進する。

市町村は、災害時に避難場所となる学校や救援物資の物流拠点となる施設との通信ネットワークにも配慮し整備に努めるものとする。

また、市町村は、住民に対する災害時の情報の迅速かつ的確な収集伝達を図るため市町村防災行政無線に加えて、孤立化が懸念される山間地集落等地域の実情に応じて衛星通信の整備に努めるとともに、携帯端末の緊急速報メール、Lアラート（災害情報共有システム）等による伝達手段の多重化・多様化に努めるものとする。（資料「7-3 市町村防災行政無線施設設置状況」）

### (4) 非常通信体制の強化

県は、県防災行政無線のほか、防災相互無線、衛星通信等の整備充実に努める。

また、警察、消防、水防、鉄道、電気等の事務又は事業を行う機関やアマチュア無線連盟などの非常通信協議会構成員に属する無線局による通信システムを利用することにより、災害に関する通信を確保するよう、非常通信協議会を通じ、非常通信体制を強化するものとする。

(資料「7-4 富山県消防無線配置図」「7-5 富山県防災相互通信無線局」

「7-7 富山県非常通信用無線局」「7-8 富山地区非常通信協議会構成員名簿」)

#### (5) 防災ネット富山の整備充実

国土交通省は、国、県、市町村を光ケーブルで結び、雨量や水位、画像情報等を共有化したシステム(防災ネット富山)により、インターネットを通じ、一般家庭への情報提供を行う。

### 4 通信訓練、研修会の実施等(各防災関係機関)

災害時における通信の確保を図るため、平常時より災害対策を重視した無線設備の総点検を定期的の実施するとともに、非常通信の取扱い、通信機器操作の習熟に向け、通信訓練や研修会を実施するものとする。

## 第5 業務継続体制の確保

県、市町村等の防災関係機関は、地震発生時の災害応急対策等の実施や優先度の高い通常業務の継続のため、災害時に必要となる人員や資機材等を必要な場所に的確に投入するための事前の準備体制と事後の対応力の強化を図る必要があることから、業務継続計画(BCP)の策定などにより、業務継続性の確保を図るものとする。また、実効性ある業務継続体制を確保するため、必要な資源の継続的な確保、定期的な教育・訓練・点検等の実施、訓練等を通じた経験の蓄積や状況の変化等に応じた体制の見直し、計画の改訂などを行うものとする。

特に、県、市町村は、災害時に災害応急対策活動や復旧・復興活動の主体として重要な役割を担うこととなることから、業務継続計画の策定等に当たっては、少なくとも首長不在時の明確な代行順位及び職員の参集体制、本庁舎が使用できなくなった場合の代替庁舎の特定、電気・水・食料等の確保、災害時にもつながりやすい多様な通信手段の確保、重要な行政データのバックアップ並びに非常時優先業務の整理について定めておくものとする。

市町村は、躊躇なく避難指示等を発令できるよう、平常時から災害時における優先すべき業務を絞り込むとともに、当該業務を遂行するための役割を分担するなど、全庁をあげた体制の構築に努めるものとする。

県、市町村及びライフライン事業者は、発災後の円滑な応急対応、復旧・復興のため、災害対応経験者をリスト化するなど、災害時に活用できる人材を確保し、即応できる体制の整備に努めるものとする。また、県、市町村は、退職者(自衛隊等の国の機関の退職者も含む。)の活用等の人材確保方をあらかじめ整えるように努めるものとする。

県、市町村は、土木・建築職などの技術職員が不足している市町村への中長期派遣等による支援を行うため、技術職員の確保及び災害時の派遣体制の整備に努めるものとする。

## 第6 緊急輸送ネットワークの整備

県及び市町村は、多重化や代替性・利便性等を考慮しつつ、災害発生時の緊急輸送活動のために確保すべき道路、港湾、漁港、飛行場等の輸送施設及びトラックターミナル、卸売市場、展示場、体育館等の輸送拠点について把握・点検するものとする。

また、国、県及び市町村は、これらを調整し、災害に対する安全性を考慮しつつ、関係機関と協議の

上、県が開設する広域物資輸送拠点、市町村が開設する地域内輸送拠点を経て、各避難所に支援物資を届ける緊急輸送ネットワークの形成を図るとともに、指定公共機関その他の関係機関等に対する周知徹底に努めるものとする。

さらに、国、県及び市町村は、緊急輸送ルートの確保を早期に確実に図るため、空港、港湾等の主要な拠点と高規格道路等のアクセス強化、ネットワーク機能の向上、道路防災対策等を通じて、強靱で信頼性の高い道路網の整備を図るものとする。

また、避難路、緊急輸送道路など防災上重要な経路を構成する道路について、災害時の交通の確保を図るため、必要に応じて、区域を指定して道路の占用の禁止又は制限を行うとともに、国が促進する一般送配電事業者、電気通信事業者における無電柱化の取組と連携しつつ、無電柱化の促進を図るものとする。

### 1 輸送拠点施設の確保（県関係部局、市町村）

県及び市町村は、被災地外からの救援物資（水、食料、生活必需物資等）の受入れ、管理、仕分け、搬出や積み換えを行う輸送拠点施設をあらかじめ指定しておくとともに、災害時には輸送拠点施設、輸送機関と緊密に連携し、救援物資の円滑な受入れ・搬出が行えるよう体制の整備に努める。

なお、被害の状況により、あらかじめ指定していた輸送拠点施設が確保できない場合又は被災地へのアクセス、道路の被害状況、予想される物資の量や規模を勘案して、他に適切な施設がある場合は、その施設を輸送拠点施設として選定し関係機関へ連絡するものとする。

また、災害時には、輸送拠点施設において、救援物資の受入れ・管理・仕分け・搬出の業務や、災害対策本部、輸送機関との連絡が円滑に行われるよう、体制の整備に努める。

県内における主な輸送拠点施設

区 分	名 称	所 在 地
陸上輸送拠点施設	富山市公設地方卸売市場	富山市掛尾町500
	高岡市地方卸売市場	高岡市下黒田777
	富山産業展示館	富山市友杉1682
	富山県総合体育センター	富山市秋ヶ島183
	富山県産業創造センター	高岡市二塚322-5
	富山県空港スポーツ緑地	富山市秋ヶ島287
	第一倉庫(株)（富山第1号倉庫）	入善町上飯野343
	魚津海陸運輸倉庫(株)（魚津海陸物流事業協同組合第1倉庫）	魚津市住吉 3956-12
	富山倉庫(株)（富山東1号倉庫）	上市町久金新315
	(株)日立物流 （富山物流センターA）	上市町久金312
	(株)日立物流 （富山物流センターB）	上市町久金312
	(株)日立物流 （富山物流センターC）	上市町久金312
	富山県トラック(株) （富山東物流センター）	富山市水橋沖188
	日本通運(株)（富山物流センター）	富山市新庄本町2-8-59
	(株)中央倉庫（A号倉庫）	射水市橋下条1926-4
	(株)中央倉庫（B号倉庫）	射水市橋下条1926-4
	トナミ運輸(株) （小杉流通センター）	射水市流通センター青井谷2-1-1

	(株)日立物流 (富山西物流センター)	射水市流通センター青井谷1-10-2
	伏木海陸運送(株)(第1CFS)	高岡市石丸705-1、4
	荻布倉庫(株) (21号, 221号, 222号, 23号, 24号)	高岡市荻布字川開688
	京神倉庫(株) (北陸流通センターA号倉庫)	砺波市西中631-6
	東砺倉庫(株)(小矢部倉庫)	小矢部市浅地字浄土寺193
	トナミ運輸(株)(小矢部倉庫)	小矢部市平桜 1806-4
	八嶋合名会社(本社新倉庫)	射水市庄西町 2-4-6
海上輸送拠点施設	伏木富山港	高岡市伏木地区 射水市新湊地区 富山市富山地区
	魚津港	魚津市港町
	氷見漁港	氷見市中央町～比美町
	宮崎漁港	朝日町宮崎
航空輸送拠点施設	富山空港	富山市秋ヶ島30

## 2 緊急道路ネットワークの確保(県土木部)

道路は、災害時において、救援物資の輸送等重要な役割を担っていることから、広域的なネットワークや陸上・海上・航空の輸送拠点と防災拠点間の連絡、それらを相互に補完するネットワークに配慮し、災害時に指定される緊急交通路の候補となる緊急輸送道路※を次のとおり指定する。

### (1) 第1次緊急輸送道路

県内外の広域的な輸送に不可欠な、北陸自動車道等の高速道路、一般国道(指定区間)とインターチェンジ及び輸送拠点(空港、重要港湾)を結ぶ幹線道路

### (2) 第2次緊急輸送道路

第1次緊急輸送道路とネットワークを構築し、市町村対策本部や主要な防災拠点(行政機関、主要駅、警察署、消防署、災害医療センター、自衛隊等)を連絡する幹線道路

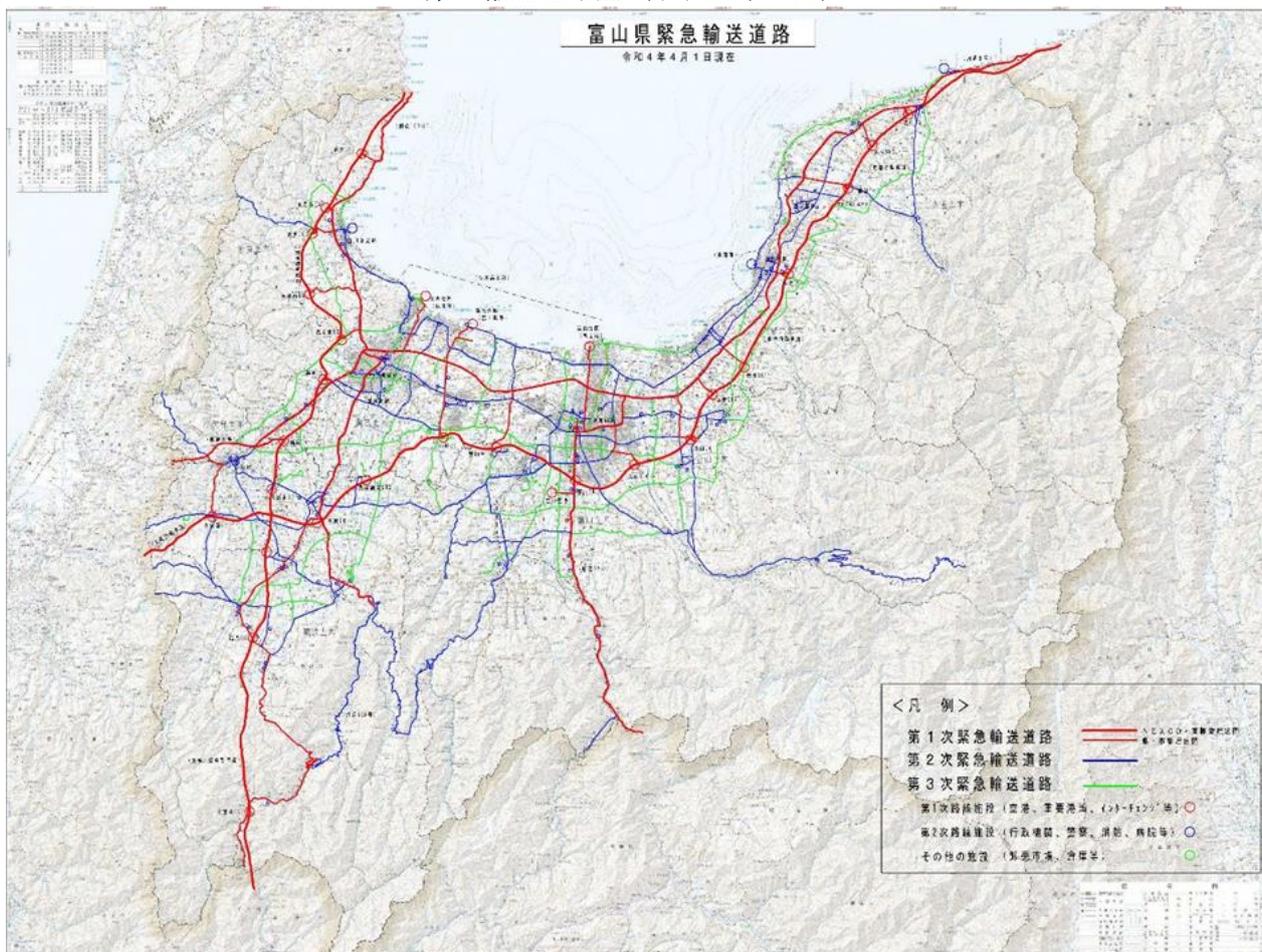
### (3) 第3次緊急輸送道路

上位路線を相互に補完する幹線道路

緊急輸送道路の指定にあたっては、各市町村が実施するきめ細かい災害復旧活動を支援する観点から、市町村が指定する緊急交通路の候補となる路線とネットワークを図るよう調整するものとする。また、防災対策道路として河川敷を利用した緊急交通路や高速自動車道への緊急乗入路の活用についても必要に応じて検討する。なお、各々の道路整備状況により適宜見直しを行い、ネットワーク強化に努める。(資料「6-1-2 緊急輸送道路一覧表」)

※地域防災計画、防災業務計画及び地震防災対策特別措置法に基づく地震防災緊急事業五箇年計画の中で、地震防災上、緊急に整備すべき施設として位置づけられている道路

## 緊急輸送道路図（令和4年4月）



### 3 緊急海上輸送路の確保（県農林水産部、県土木部）

港湾・漁港施設は、災害時には救援物資、応急復旧資材及び人員の広域輸送基地（ふ頭）又は物流拠点として重要な役割を果たす。

このため、県は、伏木富山港、魚津港、氷見漁港、宮崎漁港を防災の拠点として指定するとともに、今後、さらに拠点港相互の代替性の確保のほか、場外離着陸場の確保など物流拠点としての整備に努める。

また、災害後の緊急輸送及び地域産業の速やかな復旧・復興を図るため、関係機関及び関係企業等と連携し、震災時の港湾機能の維持・継続について検討するものとし、その検討に基づき、港湾の漂流物等の除去、応急復旧等に必要な人員、資機材等の確保等について協議するものとする。

### 4 緊急航空路の確保（県危機管理局、県厚生部、県警察本部、市町村）

空港は、災害時においても、その機能が発揮できるよう安全性確保に努める。

また、災害時には、ヘリコプター等による被害状況の把握、人員・物資の輸送等を迅速に行う必要があることから、臨時離着陸場の確保又は整備を推進する。

（資料「6-8 空港施設の現況」「8-9 場外離着陸場一覧」）

### 5 緊急輸送車両等の確保（県経営管理部）

県は、県保有車両等を把握しておくとともに、車両等が不足した場合に備え、必要に応じて、関係機関と協定を締結するなど、災害時において車両等が円滑に確保できる体制の整備に努める。

- (資料「8-1 県有車両車種別」「8-3 一般乗合旅客自動車運送事業者及び保有車両」  
「8-4 一般貸切旅客自動車運送事業者及び保有車両」)

## 第7 航空防災体制の強化

災害に的確に対応していくため、上空からの消火や救助、災害状況の把握、救急患者の高次医療機関への搬送など、ヘリコプターを活用した広域かつ機動的な航空防災活動の体制を強化する。

なお、県は、消防防災ヘリ、警察ヘリ、ドクターヘリなど災害時のヘリコプターの利用についてあらかじめ協議しておく。

### 1 航空防災活動のための環境整備（県危機管理局、県厚生部、県警察本部、市町村）

災害時において消防防災ヘリコプター「とやま」や県警ヘリコプター「つるぎ」、富山県ドクターヘリが、それぞれの役割を効果的に発揮していくため、防災航空センター、県警航空隊や富山県ドクターヘリ基地病院の防災体制の充実に努めるとともに、離着陸場の整備や広域即応体制の強化に努める。

#### (1) 離着陸場の整備推進

ヘリコプターを消防防災活動に有効に活用するためには、ヘリポートのほか県内各地に臨時的に離発着する飛行場以外の離着陸場（場外離着陸場）が必要であることから、県及び市町村は活動に適した場所をあらかじめ確保又は整備するものとする。

ア 緊急避難場所、避難所及び防災活動拠点施設若しくはその付近での離着陸場の確保又は整備

イ 救急活動において、搬送先である高次医療施設等敷地内（施設の屋上を含む）若しくはその付近での離着陸場の確保又は整備

ウ 交通遠隔地や災害時に交通の途絶が予想される地域での離着陸場の確保又は整備

（資料「8-9 場外離着陸場一覧」）

また、中山間地域において、緊急時臨時着陸場所を確保する。

#### (2) 災害時の広域即応体制の整備

災害時において、他県市からのヘリコプター等の応援が円滑に行われるよう、全国に配備されているヘリコプターの運航情報や県内を含む全国各地の離着陸場の位置、面積、使用条件等をオンラインで結ぶネットワーク「ヘリコプター運航動態管理システム」を活用する。

また、消防防災、警察、医療機関、自衛隊及び海上保安部の各ヘリコプターを災害時において効果的に運用するため、それぞれの役割分担と緊密な連携方策を協議する組織を設置する。

さらに、ヘリコプターが上空から迅速かつ的確な活動を展開するため、県及び市町村等は防災の活動拠点となる庁舎や避難所となる学校、公的病院等の屋上に番号等を付すなど、建物の識別標示を行う。

（資料「8-7 全国の消防防災ヘリコプターの配備状況」「8-8 自衛隊ヘリコプター諸元」）

#### (3) 広域的な救急搬送システムの整備

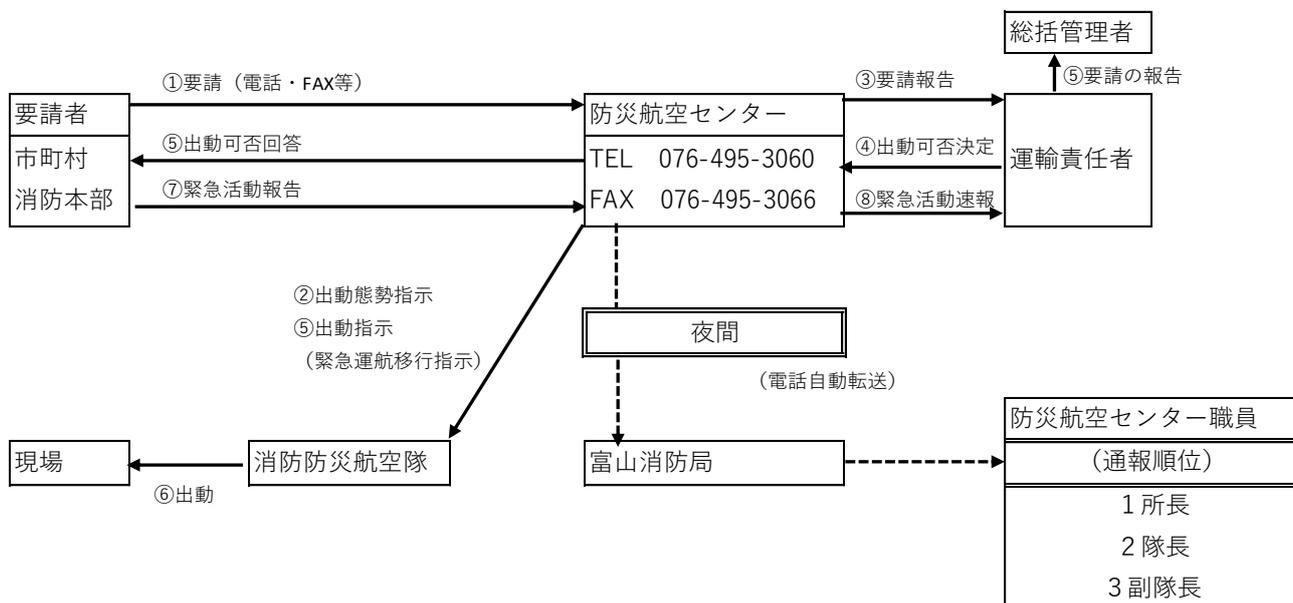
富山県ドクターヘリ及び消防防災ヘリコプターに装備の緊急医療用ベッドを有効に活用し、救命効果を高めていくため、医療機関との連携体制のとれた「救急搬送システム」を整備する。

### 2 消防防災ヘリコプター「とやま」の緊急運航体制（県危機管理局、市町村）

防災航空センターは、災害発生時に、災害状況の把握や負傷者の救急搬送、水・医薬品等の物資搬送、医師・救助隊員等の人員輸送など、幅広い消防防災活動を迅速に実施していくため、緊急時に備えた出動態勢を常に整えておくものとする。

#### (1) 緊急運航要請

消防防災ヘリコプターの緊急運航要請を必要とする市町村等は、「富山県消防防災ヘリコプター緊急運航要領」により防災航空センターに要請する。なお、防災航空センターは、要請のいとまがないと認めるときは要請を待たないで緊急運航をする。(要請の手続きの流れは次図のとおり)



## (2) 受入れ態勢

消防防災ヘリコプターの緊急運航を要請した市町村等は、防災航空センターと密接な連携を図るとともに、必要に応じ次の受入れ態勢を整える。

- ア 離着陸場所及び安全対策の確保
- イ 傷病者等の病院等への搬送手配
- ウ 空中消火用水利、空中消火基地の確保
- エ その他必要な事項

## (3) 相互応援協定

消防防災ヘリコプター「とやま」が出動できない事案又は自県ヘリだけでは対応が困難な事案が発生した場合は、相互応援協定に基づき隣接都道府県の防災航空隊に応援要請を行うものとする。

## (4) ヘリコプターテレビ電送システムの活用

ヘリコプターテレビ電送システムにより、被災現場の映像等をリアルタイムで災害対策本部へ伝達するとともに、衛星通信を利用して、消防庁、総理官邸へ送信する。

また、谷あい等のため、直接、電波が届かない場合には、消防庁より貸与された可搬型自動追尾受信装置により、映像を送信するとともに、イリジウム衛星電話を活用し、情報伝達を行う。

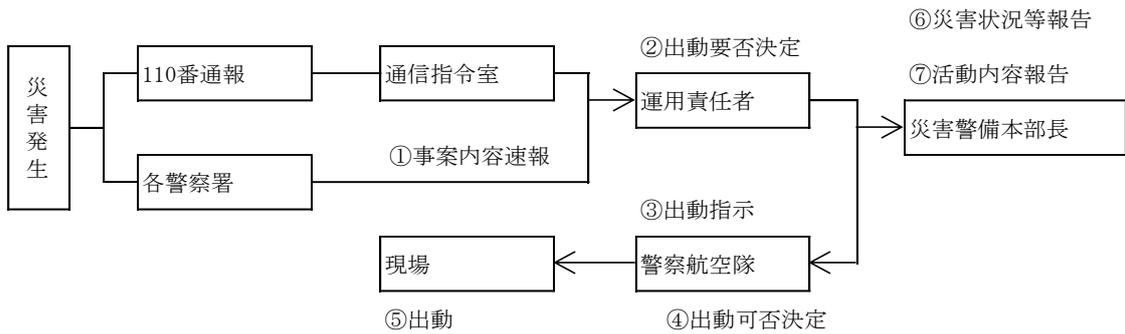
## 3 警察ヘリコプター「つるぎ」の緊急運航体制 (県警察本部)

警察航空隊は、災害発生時において、被災状況の早期把握や広域交通規制、避難誘導、人命救助など、幅広い警察活動を実施していくため、緊急時に備えた出動態勢を常に整えておくものとする。

### (1) 緊急運航

災害の発生を認知した運用責任者は、出動の必要があると認めるときは警察航空隊に対し出動を指示し、緊急運航を行う。勤務時間外の場合は、航空隊員を非常招集する。

(出動の流れは次図のとおり)



(2) 大規模災害発生時における警察航空機の広域運用

大規模な災害が発生した場合は、各都道府県警察間の申し合わせにより、隣接・近接都道府県の警察航空機等が応援派遣される。

(3) ヘリコプターテレビ電送システムの活用

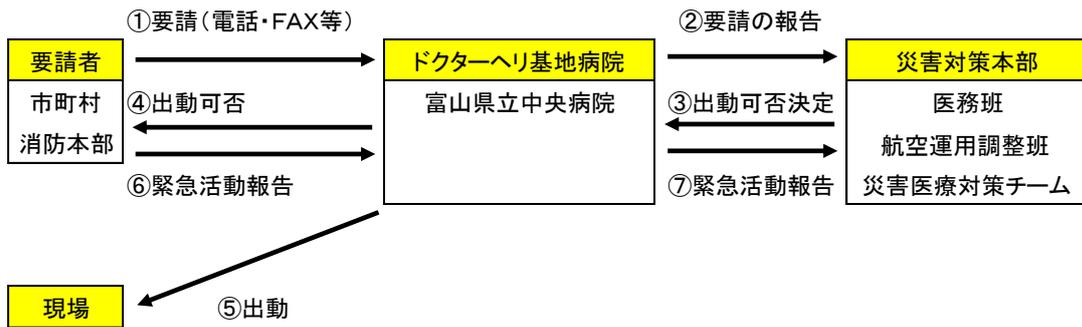
ヘリコプターテレビ電送システムにより、被災現場の映像等をリアルタイムで災害警備本部及び県災害対策本部へ伝送するとともに、衛星通信等を利用して警察庁、総理官邸へ送信する。

4 富山県ドクターヘリの緊急運航体制（県厚生部）

県医務課及び富山県立中央病院（ドクターヘリ基地病院）は、災害発生時に、医師・救助隊員等の人員輸送、負傷者の救急搬送など、災害医療活動を迅速に実施していくため、急事に備えた出動態勢を常に整えておくものとする。

(1) 緊急運航要請

富山県ドクターヘリの緊急運航要請を必要とする市町村等は、富山県ドクターヘリ基地病院に要請する。なお、富山県ドクターヘリ基地病院は要請するいとまがないと認める時は要請を待たないで緊急運航する。（緊急の手続きの流れは次図のとおり）



(2) 受入れ態勢

富山県ドクターヘリの緊急運航を要請した市町村等は、富山県ドクターヘリ基地病院と密接な連携を図るとともに、必要に応じ次の受入れ態勢を整える。

- ア 離着陸場所及び安全対策の確保
- イ 傷病者等の病院等への搬送手配
- ウ その他必要な事項

## 第8 相互応援体制の整備

県は、大規模災害時の応援要請を想定し、災害対策基本法第74条の規定による応援要請に関し、あらかじめ国及び隣接県をはじめ、大規模な災害による同時被災を避ける観点から、遠方に所在する都道府県等との応援協定の締結を推進する。

また、応援要請・受入が円滑に行えるよう、「富山県災害時受援計画」に基づき、情報伝達方法、受入窓口、指揮系統を明確化するなど、体制の整備に努める。

そして、県及び市町村は、国や他の地方公共団体等からの応援職員等を迅速・的確に受け入れて情報共有や各種調整等を行うための受援体制の整備に努めるものとする。特に、庁内全体及び各業務担当部署における受援担当者の選定や応援職員等の執務スペースの確保を行うものとする。その際、新型コロナウイルス感染症を含む感染症対策のため、適切な空間の確保に配慮するものとする。

なお、県は、消防組織法第44条に基づく緊急消防援助隊の応援を受ける場合の受援計画（平成19年3月）を策定し、応援部隊の受入体制を整えている。

さらに、防災関係機関等と災害時における協定を締結するなどの連携体制を整備する。

### 1 国の機関等との相互協力

#### (1) 自衛隊との連携（自衛隊、県危機管理局）

県と自衛隊は、おのおのの計画の調整を図るとともに協力関係について定めておくなど、平常時から連携体制の強化を図るものとする。その際、自衛隊の災害派遣活動が円滑に行えるよう、適切な役割分担を図るとともに、相互の情報連絡体制の充実、共同の防災訓練の実施等に努める。

県は、自衛隊への派遣要請が迅速に行えるよう、あらかじめ要請の手順、連絡調整窓口、連絡の方法を取り決めておくとともに、連絡先を徹底しておく等必要な準備を整えておく。

県は、いかなる状況において、どのような分野（救急、救助、応急医療、緊急輸送等）について、自衛隊への派遣要請を行うのか、平常時よりその想定を行うとともに、自衛隊に書面にて連絡しておくものとする。

#### (2) 国土交通省等との連携（北陸地方整備局、北陸地方測量部、県土木部）

##### ア 災害時の相互協力に関する申合せ

国土交通省北陸地方整備局企画部と新潟県土木部、富山県土木部、石川県土木部、山形県土木部、福島県土木部、長野県建設部、岐阜県土木整備部、新潟市、東日本高速道路(株)新潟支社道路事業部及び中日本高速道路(株)金沢支社高速道路事業部とは、「災害時の相互協力に関する申し合わせ」（平成10年3月31日締結、平成22年3月4日改正）を行い、国土交通省所管の法令等に基づき設置された土木施設等に係わる災害が発生し又は発生するおそれがある場合の相互協力の内容について定めている。

##### イ 災害発生時における緊急的な応急対策業務に関する包括的協定（港湾）

国土交通省北陸地方整備局次長並びに富山県知事（伏木富山港港湾管理者）、新潟県知事（新潟港外港湾管理者）、石川県知事（金沢港外港湾管理者）及び福井県知事（敦賀港港湾管理者）と民間協力者（（一社）日本埋立浚渫協会北陸支部長、北陸港湾空港建設協会連合会会長、（一社）日本海上起重技術協会北陸支部長、全国浚渫業協会日本海支部長、（一社）日本潜水協会会長、（一社）海洋調査協会会長及び（一社）港湾技術コンサルタント協会会長）とは、平成28年6月1日に「災害発生時における緊急的な応急対策業務に関する包括的協定」を締結し、災害発生時の港湾施設等における応急対策業務等の相互協力の内容等について定めている。

##### ウ 地理空間情報の活用促進のための協力に関する協定

県と国土院とは、平成24年7月26日に「地理空間情報の活用促進のための協力に関する協定」を締結し、災害対応及び防災訓練等において相互に情報の共有を図るなど、地理空間情報の活用促進のために協力する基本的事項について取り決めている。

## 2 地方公共団体間の相互応援（県危機管理局、市町村）

県及び市町村は、災害時に自らのみでは迅速かつ十分な対応が困難な場合に、他の地方公共団体から人員・物資の支援や廃棄物処理等の協力が速やかに得られるように相互応援協定の締結に努めるものとする。

県及び市町村は、応急対策職員派遣制度を活用した応援職員受け入れの訓練を実施し、システムの習熟、災害時における円滑な活用の促進に努めるものとする。

### （1）都道府県間の相互応援

#### ア 全国都道府県の災害時応援

全国知事会では、東日本大震災の教訓を踏まえ、都道府県相互の広域応援体制の一層の拡充強化を図るため、平成8年7月18日に締結された協定を見直し、平成24年5月18日、「全国都道府県における災害時等の広域応援に関する協定書」を改めて締結し、広域応援について必要な事項を定めている。

また平成30年からは、大規模災害時の自治体応援職員の派遣方法として、総務省「応急対策職員派遣制度」が運用開始され、被災地域ブロック内の都道府県又は指定都市を原則1対1で被災市区町村に割り当てる「対口支援方式」による応援体制が整備された。

（資料「12-6-1 全国都道府県における災害時の広域応援に関する協定」）

#### イ 9県1市の災害時応援

富山県、石川県、福井県、長野県、岐阜県、静岡県、愛知県、三重県、滋賀県及び名古屋市は、昭和52年3月31日に締結された協定を見直し、平成19年7月26日、「災害時等の応援に関する協定書」を改めて締結し、資機材、物資等の提供、職員の派遣等について定めている。

さらに、全国知事会の体制や「応急対策職員派遣制度」と調和のとれた広域応援体制を整備する。（資料「12-6-2 災害応援に関する協定書、災害応援に関する協定実施細則」）

#### ウ 新潟県との災害時応援

県は、新潟県と平成7年8月24日、「災害時の相互応援に関する協定書」を締結し、資機材、物資等の提供、職員の派遣、被災者の一時収容のための施設の提供等について定めている。

（資料「12-8 災害時の相互応援に関する協定書」）

#### エ 石川県・福井県との災害時応援

県は、石川県及び福井県と平成7年10月27日、「北陸三県災害相互応援に関する協定」を締結し、資機材、物資等の提供、職員の派遣、被災者の一時収容のための施設の提供等について定めている。（資料「12-7 北陸三県災害相互応援に関する協定」）

### （2）市町村間の相互応援

市町村は、大規模災害時の応援要請を想定し、災害対策基本法第67条の規定等に基づき、県内市町村をはじめ、大規模な地震・津波災害による同時被災を避ける観点から、遠方に所在する市町村等との応援協定の締結を推進する。

また、応援要請・受け入れが円滑に行えるよう、情報伝達方法、受入窓口、指揮系統を明確化するなど、体制の整備に努める。

現在、県内市町村間においては、富山県市町村消防相互応援協定や隣接市町村防災協力体制協定書が締結されている。（資料「12-5 県及び市町村等の応援協定締結状況」）

### 3 防災関係機関との相互協力（県各部署、各防災関係機関）

#### （1）県と防災関係機関との相互協力

災害時には、防災関係機関相互の連携体制が重要であることから、県は、応急活動及び復旧活動に関し、各関係機関との協定の締結を推進する。

県では、現在、次のとおり協定を締結している。

##### ア 日本赤十字社富山県支部と委託契約

昭和35年4月1日、日本赤十字社富山県支部と「災害救助法による救助等に関する委託契約」を締結し、医療、助産、死体の処理（洗浄、縫合等）についての委託業務の範囲、費用の負担等について定めている。（資料「12-10 災害救助法による救助又は応援の実施委託協定書」）

##### イ 日本放送協会、民間放送各社との協定

災害対策基本法第57条の規定に基づく「災害対策基本法に基づく通信設備の優先利用等に関する協定」について、次に掲げる放送各社と締結し、放送を要請する場合の手続きについて取り決めている。また、今後、ケーブルテレビやコミュニティFMとの協定について検討する。

- （ア）日本放送協会富山放送局（昭和39年4月14日締結）
- （イ）北日本放送株式会社（昭和39年4月14日締結）
- （ウ）富山テレビ放送株式会社（昭和50年2月28日締結）
- （エ）富山エフエム放送株式会社（昭和60年3月27日締結）
- （オ）株式会社チューリップテレビ（平成2年9月28日締結）

（資料「12-3 災害対策基本法に基づく通信設備の優先利用等に関する協定について」）

##### ウ ケーブルテレビ協議会との協定

災害発生時の通信設備の優先利用等に関して、富山県ケーブルテレビ協議会と協定を締結し、放送を要請する場合の手続きについて取り決めている。（平成17年6月8日締結）

（資料「12-3 通信設備の優先利用等に関する協定について」）

##### エ 電力会社等との協定

災害対策基本法第57条の規定に基づく「災害対策基本法に基づく通信設備の優先利用等に関する協定」について、次に掲げる地方公共機関等と締結し、地方公共機関に通信設備の利用を要請する場合の手続きについて取り決めている。

- （ア）富山県警察本部（昭和38年9月7日締結）
- （イ）富山地方鉄道株式会社（昭和39年9月9日締結）
- （ウ）北陸電力株式会社（昭和39年11月16日締結）
- （エ）関西電力株式会社北陸支社（昭和39年11月18日締結）
- （オ）西日本旅客鉄道株式会社（昭和62年4月1日締結）

更に、県と北陸電力株式会社とは、平成23年8月17日に「災害時における伏木富山港（新湊地区）の施設利用に関する確認書」を締結し、地震・津波等の災害発生時に災害救援船舶が北陸電力株式会社が管理する港湾施設等を使用する際の確認事項について取り決めている。

（資料「12-36 災害時における伏木富山港（新湊地区）の施設使用に関する確認書」）

##### オ 富山県医薬品卸業協同組合との協定

県と富山県医薬品卸業協同組合とは、平成9年12月17日に「災害時における医薬品等の供給等に関する協定」を締結し、災害時における医療救護活動に必要な医薬品等の供給等に関し必要な手続きを取り決めている。

（資料「12-15 災害時における医薬品等の供給等に関する協定書」）

##### カ （一社）プレハブ建築協会との協定

県と（一社）プレハブ建築協会とは平成8年10月28日に「災害時における応急仮設住宅の建設に関する協定」を締結し、災害時における応急仮設住宅の建設に関して必要な手続きについて取り決めている。（資料「12-16 災害時における応急仮設住宅建設に関する協定書」）

キ （一社）富山県警備業協会との協定

県と（一社）富山県警備業協会とは、平成9年4月28日に「災害時における交通誘導業務等に関する協定」を締結し、富山県内で災害が発生した場合に県が交通誘導業務等の要請を行う手続き等を取り決めている。（資料「12-17 災害時における交通誘導業務に関する協定書」）

ク （公社）富山県医師会との協定

県と（公社）富山県医師会とは、平成12年4月1日に「災害時の医療救護に関する協定」を締結し、県が本計画に基づき行う医療救護に対する（公社）富山県医師会の協力について必要な事項を取り決めている。（資料「12-18 災害時における医療救護に関する協定」）

ケ （一社）富山県建設業協会との協定

県と（一社）富山県建設業協会とは、平成13年8月31日に「災害時における応急対策業務に関する基本協定」を締結し、地震、風水害等の災害が発生した場合の応急対策業務の実施について取り決めている。

更に、県と（一社）富山県建設業協会、（一社）富山県電業協会、富山県管工事業協同組合連合会及び富山県空調衛生工事協同組合とは、平成19年3月29日に「県有施設の災害時における応急措置等業務に関する協定」を締結し、県が保有する建築物に係る応急措置等の業務の実施について取り決めている。

（資料「12-19 災害時における応急対策業務に関する基本協定」

「12-31-1 県有施設の災害時における応急措置等業務に関する協定」）

コ 住宅金融支援機構との協定

県と（独）住宅金融支援機構とは、平成17年3月15日に住宅金融公庫北陸支店と締結した「災害時における住宅復興に向けた協力に係る基本協定」に基づき、平成27年10月30日に改めて協定を締結し、被災住宅の早期復興にむけての協力体制について取り決めている。

（資料「12-20 災害時における住宅復興に向けた協力に係る基本協定」）

サ （一社）日本自動車連盟中部本部富山支部との協定

県と（一社）日本自動車連盟中部本部富山支部とは、平成17年6月3日に「災害時における通行妨害車両等の除去活動に関する協定」を締結し、災害が発生した場合に緊急通行車両の通行の妨げとなる放置車両等の除去について取り決めている。

（資料「12-21 災害時における通行妨害車両等の除去活動に関する協定」）

シ （一社）富山県トラック協会・富山県倉庫協会との協定

県と（一社）富山県トラック協会及び富山県倉庫協会とは、平成17年6月8日に「災害発生時の物資の緊急・救援輸送、保管等に関する協定」を締結し、地震、風水害等の災害が発生した場合の、避難所への物資の輸送、保管について取り決めている。

（資料「12-22 災害発生時等の物資の緊急・救援輸送、保管等に関する協定」）

ス 特定非営利活動法人全国災害救助犬協会との協定

県とNPO法人全国災害救助犬協会とは、平成17年6月8日に「災害時における災害救助犬の出動に関する協定」を締結し、大規模災害発生時の行方不明者の捜索、救助のための災害救助犬の出動について取り決めている。

（資料「12-23 災害時における災害救助犬の出動に関する協定」）

セ （一社）富山県産業資源循環協会との協定

県と(一社)富山県産業資源循環協会とは、平成17年9月12日に「地震等による大規模な災害の発生時における災害廃棄物の処理等に関する協定」を締結し、地震等の大規模災害発生時における災害廃棄物の処理等について取り決めている。

(資料「12-24 地震等による大規模な災害の発生時における災害廃棄物の処理等に関する協定」)

ソ (一社)富山県構造物解体協会との協定

県と(一社)富山県構造物解体協会とは、平成17年9月12日に「地震等による大規模な災害の発生時における建築物等の解体撤去等に関する協定」を締結し、地震等の大規模災害発生時における被災した建築物等の解体撤去等について取り決めている。

(資料「12-25 地震等による大規模な災害の発生時における建築物等の解体撤去等に関する協定」)

タ 富山県環境保全協同組合との協定

県と富山県環境保全協同組合とは、平成17年9月12日に「地震等による大規模な災害の発生時におけるし尿の収集運搬等に関する協定」を締結し、地震等の大規模災害発生時におけるし尿及び浄化槽汚泥の収集運搬について取り決めている。

(資料「12-26 地震等による大規模な災害の発生時におけるし尿の収集運搬等に関する協定」)

チ 県内各放送事業者とのヘリテレに関する協定

県と県内各放送事業者とは、平成17年12月26日に「富山県消防防災ヘリコプターからの映像提供に関する協定」を締結し、大規模災害発生時又は発生の恐れがある場合に、県の防災ヘリからの映像の各放送事業者への提供について取り決めている。

ツ (一社)建設コンサルタント協会北陸支部、(一社)富山県測量設計業協会、富山県地質調査業協会との協定

県と(一社)建設コンサルタント協会北陸支部、(一社)富山県測量設計業協会及び富山県地質調査業協会とは、平成19年4月12日に「災害時における応急対策業務に関する協定」を締結し、地震、風水害等の災害が発生した場合の応急対策業務の実施について取り決めている。

(資料「12-32 災害時における応急対策業務に関する協定」)

テ (一社)斜面防災対策技術協会富山県支部、(一社)富山県緑化造園土木協会との協定

県と(一社)斜面防災対策技術協会富山県支部及び(一社)富山県緑化造園土木協会とは、平成20年3月21日に「災害時における応急対策業務に関する協定」を締結し、地震、風水害が発生した場合の応急対策業務の実施について取り決めている。

(資料「12-33 災害時における応急対策業務に関する協定」)

ト 中日本高速道路株式会社との協定

県と中日本高速道路株式会社とは、平成20年6月6日に「富山県と中日本高速道路株式会社との包括的連携協定書」を締結し、更に、平成20年7月4日に「大規模災害発生時の応急復旧業務の実施に係る相互協力に関する協定」を締結し、大規模災害発生における応急復旧業務の実施にあたり、相互に協力する内容について取り決めている。

(資料「12-34-1 富山県と中日本高速道路株式会社との包括的連携協定書」)

(資料「12-34-2 大規模災害発生時の応急復旧業務の実施に係る相互協力に関する協定」)

ナ (公社)富山県宅地建物取引業協会との協定

県と(公社)富山県宅地建物取引業協会とは、平成20年8月8日に締結した既存の協定を見直し、令和4年3月18日に、「災害時における民間賃貸住宅の提供等に関する協定」を締結した。本協定では、大規模災害発生時における民間賃貸住宅・応急借上げ住宅の円滑な提供に関する協力について取り決めている。(資料「12-35 災害時における民間賃貸住宅の媒介に関する協定書」)

ニ (一社)日本フランチャイズチェーン協会加盟10社との協定

県と(一社)日本フランチャイズチェーン協会に加盟する株式会社壺番屋、株式会社オートバックスセブン、株式会社サークルKサンクス、株式会社セブン-イレブン・ジャパン、株式会社デイリーヤマザキ、株式会社ファミリーマート、株式会社ポプラ、株式会社モスフードサービス、株式会社吉野家及び株式会社ローソンとは、平成23年11月8日に「災害時における帰宅困難者支援に関する協定書」を締結し、災害時の徒歩帰宅支援ステーションの設置等徒歩帰宅者の支援内容等について取り決めている。

(資料「12-37 災害時における帰宅困難者支援に関する協定書」)

ヌ 富山県石油商業組合との協定

県と富山県石油商業組合とは、平成23年11月8日に「災害時における徒歩帰宅者支援及び石油燃料の安定供給に関する協定書」を締結し、災害時の徒歩帰宅支援ステーションの設置等徒歩帰宅者の支援内容等及び災害応急・復旧対策活動に要する石油燃料の安定供給に必要な事項について取り決めている。

(資料「12-38 災害時における徒歩帰宅者支援及び石油燃料の安定供給に関する協定書」)

ネ (株)北陸銀行との協定

県と(株)北陸銀行とは、平成24年2月1日に「災害時の応援に関する協定書」を締結し、県内に被害を及ぼす地震その他の災害に関し、平常時における防災意識の普及啓発活動、災害発生時における応援活動及び災害復興応援活動について取り決めている。

(資料「12-39 災害時等の応援に関する協定書」)

ノ (一財)北陸電気保安協会との協定

県と(一財)北陸電気保安協会とは、平成24年9月13日に「災害時における応急対策活動に関する協定書」を締結し、災害時に県が保有する施設の電気設備に係る災害応急対策活動を実施することを取り決めている。

ハ (株)ダスキンの協定

県と(株)ダスキンとは、平成24年10月1日に「災害時における帰宅困難者支援に関する協定書」を締結し、災害時の徒歩帰宅支援ステーションの設置等徒歩帰宅者の支援内容等について取り決めている。

ヒ 富山県葬祭業協同組合及び全日本葬祭業協同組合連合会との協定

県と富山県葬祭業協同組合及び全日本葬祭業協同組合連合会とは、平成24年12月4日に「災害時における棺及び葬祭用品の供給等の協力に関する協定書」を締結し、災害が発生し市町村から棺及び葬祭用品の供給並びに遺体の搬送等の協力要請があった場合に必要な事項を取り決めている。

フ (一社)全日本冠婚葬祭互助協会との協定

県と(一社)全日本冠婚葬祭互助協会とは、平成24年12月20日に「災害時における棺及び葬祭用品の供給等の協力に関する協定書」を締結し、災害が発生し市町村から棺及び葬祭用品の供給並びに遺体の搬送等の協力要請があった場合に必要な事項を取り決めている。

ヘ (公社)富山県柔道整復師会との協定

県と(公社)富山県柔道整復師会とは、平成25年2月5日に「災害時の柔道整復師支援活動にかかる協定書」を締結し、災害時の応急活動に関する必要な事項について取り決めている。

ホ 富山県行政書士会との協定

県と富山県行政書士会とは、平成25年2月5日に「災害時における行政書士業務に関する協定書」を締結し、災害時の被災者支援のための行政書士業務について取り決めている。

マ (一社)富山県ビルメンテナンス協会との協定

県と(一社)富山県ビルメンテナンス協会とは、平成25年2月19日に「大規模災害時における公共建築物の清掃、消毒等に関する協定書」を締結し、災害が発生した場合の公共建築物の清掃、消毒等の協力を要請するにあたって必要な事項を取り決めている。

ミ (一社)日本産業・医療ガス協会北陸地域本部との協定

県と(一社)日本産業・医療ガス協会北陸地域本部とは、平成25年3月1日に「災害時における医療用ガスの供給に関する協定書」を締結し、災害時の医療救護活動に必要な医療用ガス等の供給について必要な事項を取り決めている。

ム (公社)富山県薬剤師会との協定

県と(公社)富山県薬剤師会とは、平成25年3月7日に「災害時における医療救護活動に関する協定書」を締結し、大規模災害発生時における医療救護活動に対する協力について取り決めている。

メ (株)サガミチェーンとの協定

県と(株)サガミチェーンとは、平成25年11月29日に「災害時における帰宅困難者支援に関する協定書」を締結し、災害時の徒歩帰宅支援ステーションの設置等徒歩帰宅者の支援内容等について取り決めている。

モ 石油連盟との覚書

県と石油連盟とは、平成26年4月11日に「災害時の重要施設に係る情報共有に関する覚書」を締結し、大規模災害発生時における臨時的、緊急的な燃料共有を円滑に実施するため、重要施設の情報共有について取り決めている。

ヤ (公社)富山県看護協会との協定

県と(公社)富山県看護協会とは、平成26年12月25日に「災害時の医療救護に関する協定書」を締結し、大規模災害発生時における医療救護活動に対する協力について取り決めている。

ユ (一社)富山県歯科医師会との協定

県と(一社)富山県歯科医師会とは、平成26年12月25日に「災害時の歯科医療救護に関する協定書」を締結し、大規模災害発生時における歯科医療救護活動に対する協力について取り決めている。

ヨ (公社)富山県獣医師会との協定

県と(公社)富山県獣医師会とは、平成26年12月25日に「大規模災害時における動物救護活動に関する協定」を締結し、大規模災害発生時における動物救護に関する活動への協力について取り決めている。

ラ 富山県生活衛生同業組合連合会との協定

県と富山県生活衛生同業組合連合会とは、平成26年12月25日に、「生活衛生関係営業に係る災害時支援協定書」を締結し、災害が発生し県から被災者の支援について協力要請があった場合に必要な事項を取り決めている。

リ (公社)地盤工学会北陸支部との協定

県と(公社)地盤工学会北陸支部とは、平成28年7月7日に「災害時における調査及び防災の連携・協力に関する協定書」を締結し、地盤災害発生時における調査及び防災の連携・協力について取り決めている。

ル (一社)全国木造建設事業協会との協定

県と(一社)全国木造建設事業協会とは、平成27年9月16日に「災害時における応急仮設木造住宅の建設等に関する協定書」を締結し、大規模災害発生時における応急仮設住宅の建設等に

関する協力について取り決めている。

レ (公社)富山県浄化槽協会との協定

県と(公社)富山県浄化槽協会とは、平成27年11月26日に「災害発生時における浄化槽の点検・復旧等に関する協定書」を締結し、大規模災害発生時における浄化槽の緊急点検、応急復旧等に関する協力について取り決めている。

ロ ヤフー株式会社との協定

県とヤフー株式会社とは、平成29年4月28日に「災害に係る情報発信等に関する協定」を締結し、災害に係る情報の迅速な提供等に関する協力について取り決めている。

ワ NTTタウンページ株式会社との協定

県とNTTタウンページ株式会社とは、平成30年3月23日に「防災啓発情報の発信に関する協定」を締結し、防災啓発情報の発信に関する協力について取り決めている。

ヲ (公社)日本下水道管路管理業協会との協定

県と(公社)日本下水道管路管理業協会とは、平成30年5月1日に「災害時における下水道管路施設の復旧支援協力に関する協定」を締結し、災害等により被災した下水道管路施設の機能の早期復旧に関する協力について取り決めている。

ン (公社)全国賃貸住宅経営者協会連合会との協定

県と(公社)全国賃貸住宅経営者協会連合会とは、平成30年9月3日に「災害時における民間賃貸住宅の提供に関する協定」を締結し、災害時における被災者の応急的な住宅として利用する民間賃貸住宅の提供に関する協力について取り決めている。

あ サクラボックス株式会社との協定

県とサクラボックス株式会社とは、平成31年3月15日に「災害時における緊急用資材の供給に関する協定」を締結し、災害時の避難所等の生活支援として必要な段ボール製品等の緊急用資材の迅速な供給に関する協力について取り決めている。

い 中日本段ボール工業組合との協定

県と中日本段ボール工業組合とは平成31年3月25日に「災害時における応急生活物資の調達に関する協定」を締結し、災害時に避難所の設営等に必要な段ボール製品の調達・運搬に関する協力について取り決めている。

う 富山県レンタカー協会との協定

県と富山県レンタカー協会とは平成31年4月11日に「災害時の自動車の貸渡しに関する協定」を締結し、災害時における警察活動に必要な自動車を確保するための優先的な車両提供について、必要な事項を取り決めている。

え 富山県医療機器協会との協定

県と富山県医療機器協会とは、令和2年2月20日に「災害時における医療機器等の供給に関する協定」を締結し、災害時における医療救護活動に必要な医療機器等の供給等に関し必要な手続きを取り決めている。

お (一社)富山県建築士事務所協会、(公社)富山県建築士会及び(公社)日本建築家協会北陸支部富山地域会との協定

県と(一社)富山県建築士事務所協会、(公社)富山県建築士会及び(公社)日本建築家協会北陸支部富山地域会は、令和2年4月22日に「地震災害時における被災建築物応急危険度判定等の協力に関する協定書」を締結し、大規模地震発生時における民間の被災建築物応急危険度判定士の参加要請等に関する協力について取り決めている。

か 北陸電力(株)及び北陸電力送配電(株)との協定

県と北陸電力（株）及び北陸電力送配電（株）は、令和3年6月30日に「大規模災害時における相互連携に関する確認書」及び「大規模災害時における道路啓開等に関する確認書」を締結し、大規模災害時におけるリエゾン派遣、電源車の要請と協力、及び道路啓開の要請と協力等に関する協力について取り決めている。

き 富山県社会福祉協議会、日本青年会議所富山ブロック協議会との三者協定

県と富山県社会福祉協議会、日本青年会議所富山ブロック協議会は令和3年7月12日に「災害時における協力に関する協定」を締結し、災害時におけるボランティアの受け入れ体制について取り決めている。

く 独立行政法人国立高等専門学校機構との協定

県と独立行政法人国立高等専門学校機構とは、令和3年11月17日に「災害時における被災者救援の支援のための船舶運航に関する協定」を締結し、富山県内で発生した大規模自然災害時等における被災者救援の支援のための船舶運航に関する協力について取り決めている。

け 株式会社北陸マツダとの協定

県と株式会社北陸マツダとは、令和3年12月3日に「災害時における環境性能車両の提供に関する協定」を締結し、災害時等における車両の貸与に関する協力について取り決めている。

こ （一社）日本ムービングハウス協会との協定

県と（一社）ムービングハウス協会は、令和4年3月18日に「災害時における応急仮設住宅の建設に関する協定」を締結し、大規模災害発生時における民間賃貸住宅・応急借上げ住宅の円滑な提供に関する協力について取り決めている。

さ （公社）全日本不動産協会富山県本部との協定

県と（公社）全日本不動産協会富山県本部とは、令和4年3月18日に「災害時における民間賃貸住宅の提供等に関する協定」を締結し、災害時等における民間賃貸住宅・応急借上げ住宅の円滑な提供に関する協力について取り決めている。

し 西日本電信電話株式会社との協定

県と西日本電信電話株式会社は、令和4年6月30日に「大規模災害時における相互連携に関する協定」、「大規模災害時における相互連携に関する確認書」及び「大規模災害時における道路啓開等に関する確認書」を締結し、大規模災害時におけるリエゾン派遣、暫定通信確保のための機器配置先連携、及び道路啓開の要請と協力等に関する協力について取り決めている。

(2) 防災機関間の相互協力

防災関係機関は、災害時において相互に連携し、円滑な協力が得られるよう、次のとおり協定を締結し、あるいは相互協力について定めている。

ア 日本赤十字社富山県支部と伏木海上保安部との相互協力

日本赤十字社富山県支部と伏木海上保安部は、昭和58年10月31日、「応援救護に関する協定」を締結し、救護班の派遣、医薬品、救護物資及び傷病者の海上輸送について定めている。  
(資料「12-12 日本赤十字社富山県支部長と伏木海上保安部長との応援救護に関する協定」)

イ 電力会社間の相互協力

北陸電力、北陸電力送配電、及び関西電力及び関西電力送配電は、各電力会社及び電源開発株式会社と非常災害対策用資機材の相互融通体制を整えている。

また、「全国融通電力受給契約」及び隣接する各電力会社間において締結された「二社融通電力受給契約」に基づき、緊急災害時においてもこれに準じて実施することとしている。

ウ ガス会社間の相互協力

(一社)日本ガス協会では「非常事態における応援要綱」、(一社)日本コミュニティーガ

ス協会北陸支部では「コミュニティーガス事業の防災に係る通報・応援措置要綱」を定め、ガス製造・供給に支障を生じた場合は、速やかに復旧し、ガスの供給を再開できるよう、また、協会の組織をあげて救援活動できるよう、緊急連絡体制、救援体制等について定めている。

一方、(一社)富山県エルピーガス協会は、県及び全市町村と「災害時における緊急用燃料等の供給等に関する協定」を、北陸三県の協会と「北陸三県災害時相互応援協定」を締結するとともに、富山県L Pガス災害対策要綱を定めており、災害時にはL Pガスの保安の確保と安定供給（中核充填所<sup>\*</sup>と連携）に万全を期すこととしている。

※ 大規模災害発生時にもL Pガスを安定供給できるように、自家発電設備やL Pガス配送車両、衛星通信設備等を導入したL Pガス充填所で、経済産業省が指定したもの。

#### エ 水道事業体相互間の協力

(公社)日本水道協会富山県支部では、「水道災害相互応援要綱」を定め、水道施設の被害を受けた場合における住民への応急給水と施設の応急復旧のための支部内の相互応援について定めている。

## 4 公共的団体等の協力（市町村）

市町村は、区域内における公共的団体及び自主防災組織に対し、平常時から次に掲げる協力が得られるよう努めるものとする。

- (1) 異常現象、災害危険箇所等を発見した場合に、市町村その他関係機関に連絡すること。
- (2) 災害に関する予警報その他情報を区域内住民に伝達すること。
- (3) 災害時における広報広聴活動に協力すること。
- (4) 災害時における出火の防止及び初期消火に関し協力すること。
- (5) 避難誘導、避難所内被災者の救助業務に協力すること。
- (6) 被災者に対する炊出し、救助物資の配分等に協力すること。
- (7) 被害状況の調査に協力すること。
- (8) 被災区域内の秩序維持に協力すること。
- (9) 被災証明書交付事務に協力すること。
- (10) その他の災害応急対策業務に関すること。

なお、ここでいう公共的団体とは、日本赤十字社の奉仕団、医師会及び歯科医師会、農業協同組合、漁業協同組合、森林組合、商工会議所、商工会、青年団、婦人会、ボランティア団体等をいい、自主防災組織とは、住民の自発的な防災組織、施設の防災組織及び事業所の防災組織をいう。

## 5 民間の協力（県各部局、市町村、各防災関係機関）

県、市町村及び防災関係機関は、重機の借上げ、流通備蓄等の事前契約を行った民間等に対し、災害時に積極的な協力が得られるよう努めるものとする。

また、県及び市町村は、石油販売業者と、燃料の優先供給について協定の締結を推進するとともに、平時から受注機会の増大などに配慮するよう努めるものとする。

さらに、県及び市町村は、災害応急対策への協力が期待される建設業団体等の担い手の確保・育成に取り組むものとする。

## 第9 災害復旧・復興への備え

### 1 災害廃棄物の発生への対応

国、県及び市町村等は、災害廃棄物の発生を抑制するため、建築物の耐震化等に努める。

市町村は、災害廃棄物の処理に係る国の「災害廃棄物対策指針」に基づき、適正かつ円滑・迅速に災害廃棄物を処理できるよう、災害廃棄物の仮置場の確保や運用方針、一般廃棄物（避難所ごみや仮設トイレのし尿等）の処理を含めた災害時の廃棄物の処理体制、周辺の地方公共団体との連携・協力のあり方等について、災害廃棄物処理計画において具体的に示すものとする。

県は、災害廃棄物の処理に係る国の「災害廃棄物対策指針」に基づき、適正かつ円滑・迅速に災害廃棄物を処理できるよう、市町村が行う災害廃棄物対策に対する技術的な援助を行うとともに、災害廃棄物処理に関する事務の一部を実施する場合における仮置場の確保や災害時の廃棄物の処理体制、民間事業者等との連携・協力のあり方等について、災害廃棄物処理計画において具体的に示すものとする。

国、県及び市町村等は、大量の災害廃棄物の発生に備え、広域処理体制の確立に努めるものとする。また、県及び市町村等は、十分な大きさの仮置場・最終処分場の確保に努めるとともに、広域処理を行う地域単位で、平時の処理能力について計画的に一定程度の余裕を持たせるとともに処理施設の能力を維持し、災害時における廃棄物処理機能の多重性や代替性の確保を図るものとする。

国、県及び市町村等は、災害廃棄物対策に関する広域的な連携体制や民間連携の促進等に努めるものとする。また、災害廃棄物に関する情報、災害廃棄物処理支援ネットワーク（D.Waste-Net）、災害廃棄物処理支援員制度（人材バンク）、地域ブロック協議会の取組等に関して、ホームページ等において公開する等、周知に努めるものとする。

## 2 各種データの整備保全

国、県及び市町村は、復興の円滑化のため、あらかじめ次の事項について整備しておくよう努める。

- ・各種データの総合的な整備保全（戸籍、住民基本台帳、地籍、建築物、権利関係、施設、地下埋設物等情報及び測量図面、情報図面等データの整備保存並びにバックアップ体制の整備）
- ・不動産登記の保全等

公共土木施設管理者は、円滑な災害復旧を図るため、あらかじめ重要な所管施設の構造図、基礎地盤状況等の資料を整備しておくとともに、資料の被災を回避するため、複製を別途保存するよう努める。

## 3 復興対策の研究

関係機関は、住民のコンセンサスの形成、経済効果のある復興施策、企業の自立復興支援方策、復興過程における住民の精神保健衛生、復興資金の負担のあり方等災害復興対策についての研究を行うものとする。

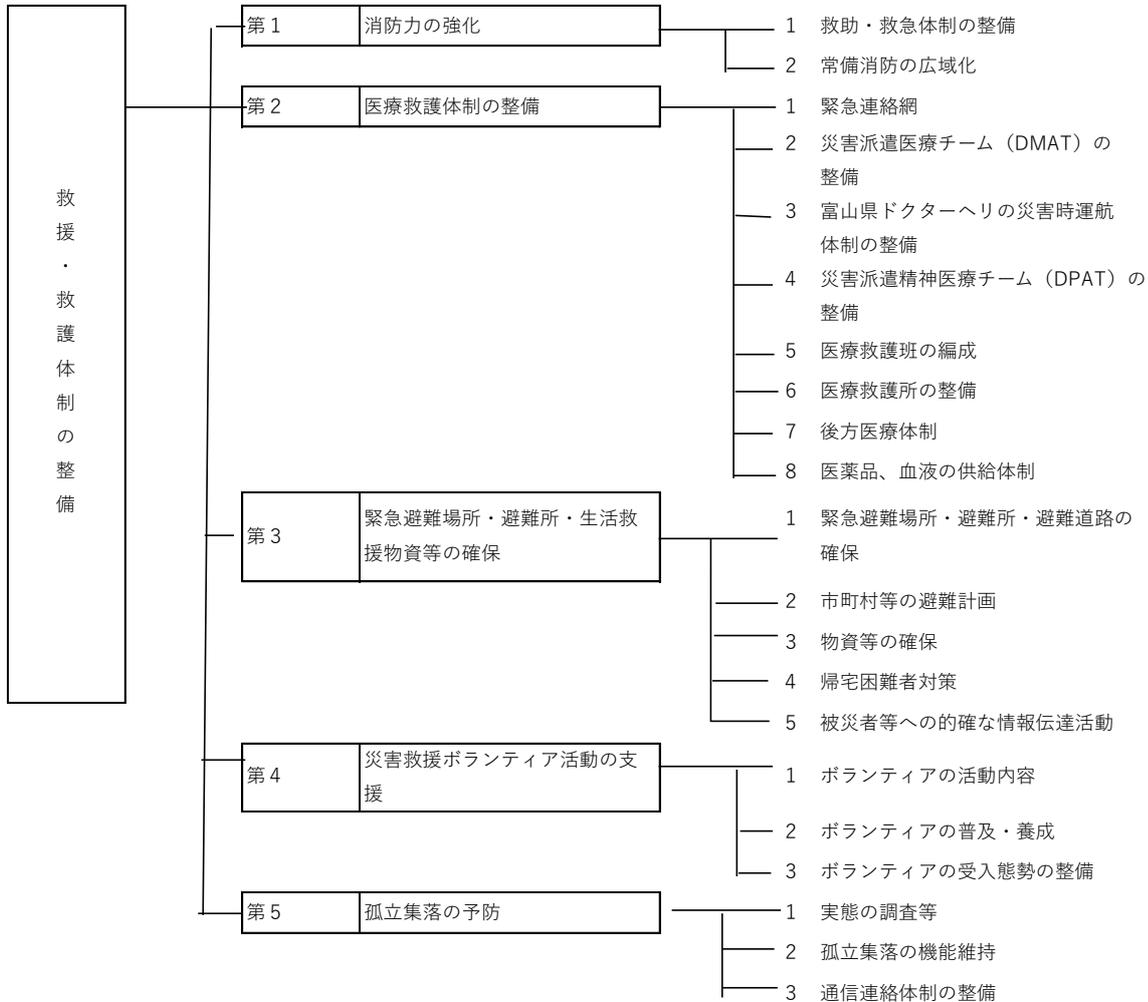
## 4 男女共同参画の視点

県及び市町村は、男女共同参画の視点を取り入れた防災体制の確立に努めるものとする。また、地方防災会議の委員に占める女性の割合を高めるよう取り組むとともに、男女共同参画センターが地域における防災活動の推進拠点となるよう、平常時及び災害時における男女共同参画担当部局及び男女共同参画センターの役割について、防災担当部局と男女共同参画担当部局が連携し明確化しておくよう努めるものとする。

# 第5節 救援・救護体制の整備

本県における災害予防対策として、発災直後からの人命の安全確保を最優先におき、消防力の強化、医療救護体制の整備、避難場所・生活救援物資の確保、防災ボランティア活動の支援などの救援・救護体制の整備を推進し、被害の可能な限りの軽減に努めるものとする。

## 対策の体系



## 第1 消防力の強化

### 1 救助・救急体制の整備（県危機管理局、県厚生部、県警察本部、自衛隊、海上保安部、市町村）

災害発生後、被災者に対し、救助・救護を行うとともに、負傷者に対し必要な医療活動を行うことは、住民の生命、身体を守るため最優先される課題の一つである。

県及び市町村は、住民の救急・救助に関する知識、技能の習得を推進するとともに、必要な資機材の整備に努める。

#### (1) 救助体制の整備

ア 自治会や自主防災組織は、地域内の高齢者、障害者、乳幼児、妊産婦、外国人など要配慮者の被災状況の把握に努めるものとする。

イ 消防本部は、救助工作車の整備、ファイバースコープ、つるはしなどの救助用資機材の整備を促進するとともに、がけ崩れ等被災状況に応じた救助活動マニュアルの作成及び点検に

努める。（資料「4-18 救助活動のための機械器具等の保有状況」）

ウ 市町村は、自治会及び自主防災組織による地域レベルでの防災活動の用に供するため、エンジンカッター、チェーンソー、ジャッキ、除雪機械その他救助活動に必要な資機材の整備を促進する。

エ 災害の状況によっては、防災関係機関が保有している資機材だけでは不足する場合も予想されるので、県及び市町村等は、民間団体の協力を得て、重機等の資機材の保有状況を把握しておくものとする。

オ 多数の要救助者を迅速、的確に救助するため、消防、警察、自衛隊及び海上保安部は、合同訓練を行うとともに、連携体制の強化に努める。

## (2) 救急体制の整備

ア 県及び市町村は、住民に対して、研修会や集会を通じて、AED<sup>\*1</sup>の使用を含む心肺蘇生法<sup>\*2</sup>や止血法<sup>\*3</sup>などの応急手当に関する知識・技能の普及を推進する。

イ 市町村は、救急能力を高めるため、救急救命士<sup>\*4</sup>の技術向上に向けた研修体制を整備する。さらに、救急隊員にトリアージ<sup>\*5</sup>などの応急救護研修の実施に努める。

## (3) 医療機関との連携体制

ア 市町村は、医療機関と連携して救急搬送体制の整備に努める。

イ 県は、災害時に医療施設の被災状況や診療状況等の情報を迅速に把握できるよう広域災害・救急医療情報システムの拡充整備に努め、操作等の訓練を定期的に行うとともに、システム等の稼働に必要なインターネット接続を確保するための非常用通信手段の確保や、無線通信設備の災害拠点病院等への整備に努める。（資料「9-8 救急医療情報システムの概要」）

※1 AED Automated External Defibrillators (自動体外式除細動器)

心室細動又は無脈性心室頻拍という不整脈が生じて、心臓の全身への血流を流す働きが停止している状態において、強い電流を瞬時に流すことにより心拍を正常化させる治療法を行う器機

※2 心肺蘇生法

心肺停止した傷病者に対して、脳・心臓・肺の蘇生を目的として、心臓マッサージと人工呼吸を実施する方法。

※3 止血法 外傷などによる出血を止める方法。

※4 救急救命士 救急車などに同乗し、患者を病院まで運ぶ際、医師の指導のもとで特定医療行為を行える資格者のこと。

※5 トリアージ 多数の負傷者が発生した場合に、負傷者を傷病の程度で選別し、治療及び搬送の優先度を定める技術。

## 2 常備消防の広域化（県危機管理局、市町村）

### (1) 広域化の方向

消防には、災害の複雑多様化、救急業務の高度化など消防需要の変化に対応し、住民の信頼と期待に応えられる高度な消防サービスの提供が求められているが、小規模消防では財政基盤や人員、施設設備の面で高度な消防サービスの提供に課題を有していることが多い。特に大規模災害に対しては小規模消防では対応は困難といえる。

このため、小規模消防本部を広域的に再編し、消防本部の規模を拡充し、これらの課題に的確に対応していくため、県及び市町村は、常備消防の広域化を推進する。

## 第2 医療救護体制の整備

### 1 緊急連絡網（県厚生部）

県厚生部医務課、健康対策室、くすり政策課及び各厚生センターは、災害時に連絡がとりあえるように、あらかじめ緊急連絡先一覧表を作成し、当該関係者が常時見える場所に掲示しておく。

### 2 災害派遣医療チーム（DMAT）の整備（県厚生部）

#### (1) 災害派遣医療チーム（DMAT）の編成

県は、災害拠点病院及び救命救急センター等が行う、災害派遣医療チーム（DMAT）の養成を支援するとともに、富山県DMAT設置運営要綱の指定要件を満たす病院を、富山県DMAT指定病院（以下「指定病院」）に指定し、災害時に備え当該指定病院と災害派遣医療チーム（DMAT）の派遣に関する協定を締結するものとする。

※ 災害派遣医療チーム（Disaster Medical Assistance Team. 略称「DMAT」）

災害の急性期（48時間以内）に可及的早期に救出・救助部門と合同し、活動できるトレーニングを受けた、機動性を持った医療チームである。

大規模災害時における救命率の向上のため、迅速な救護活動及び被災地域外での根治的治療が必要な患者の迅速な搬出等を行うものである。

## （2）災害派遣医療チーム（DMAT）の体制整備

ア 県は、災害派遣医療チーム（DMAT）の技術の向上等を図るため、研修、訓練等の企画及び実施に努めるものとする。

イ 指定病院は、災害派遣医療チーム（DMAT）の技術の向上等を図るため、編成した災害派遣医療チーム（DMAT）の研修及び訓練に努めるものとする。

ウ 指定病院は、災害派遣医療チーム（DMAT）の資機材の充実等を図るよう努めるものとする。

エ 県は、富山県災害派遣医療チーム（DMAT）等連絡協議会を設置し、災害派遣医療チーム（DMAT）の運用に関する課題等、災害医療に関する事項について協議・検討を行う。

## 3 富山県ドクターヘリの災害時運航体制の整備（県厚生部）

### （1）災害時における富山県ドクターヘリ運航体制の整備

県は、災害時における富山県ドクターヘリ運航体制の整備を図るため、災害時の運用要領の策定や複数機のドクターヘリ等が離着陸可能な参集拠点等の確保の運用体制の構築、研修、訓練等の企画及び実施に努めるものとする。

### （2）富山県ドクターヘリ基地病院の体制整備

富山県ドクターヘリ基地病院は、災害時を想定し、災害派遣医療チーム（DMAT）等と連携した研修及び訓練に努めるものとする。

## 4 災害派遣精神医療チーム（DPAT）の整備（県厚生部）

### （1）災害派遣精神医療チーム（DPAT）の編成

県は、富山県精神科医会、独立行政法人国立病院機構北陸病院、富山大学付属病院、一般社団法人日本精神科看護協会富山県支部、富山県精神保健福祉士協会、富山県臨床心理士会及び一般社団法人富山県作業療法士会と「富山県災害派遣精神医療チーム（DPAT）の派遣に関する協定」を締結し、自然災害等が発生した場合に被災地域等における精神保健医療体制の支援等を行う災害派遣精神医療チーム（DPAT）の派遣体制を整備するものとする。

※ 災害派遣精神医療チーム（Disaster Psychiatric Assistance Team. 略称「DPAT」）

自然災害や犯罪事件・航空機・列車事故等の集団災害が発生した場合、被災地域の精神保健医療機能が一時的に低下し、さらに災害ストレス等により新たに精神的問題が生じる等、精神保健医療への需要が拡大する。このような災害の場合には、被災地域の精神保健医療ニーズの把握、他の保健医療体制との連携、各種関係機関等とのマネジメント、専門性の高い精神科医療の提供と精神保健活動の支援が必要である。

このような活動を行うために都道府県及び政令指定都市によって組織される、専門的な研修・訓練を受けた災害派遣精神医療チームが（DPAT）である。

(2) 災害派遣精神医療チーム（D P A T）の体制整備

- ア 県は、災害派遣精神医療チーム（D P A T）の隊員の技術の向上等を図る研修、訓練等の企画及び実施に努める。
- イ 関係団体は、隊員の技術の向上等を図るための研修及び訓練に努めるとともに、隊員が国又は県等が開催する災害時の精神医療活動に関する研修を受講できるよう努める。
- ウ 県は、富山県D P A Tに関する検討会を設置し、災害派遣精神医療チーム（D P A T）の体制整備及び運営に関する諸課題の検討を行う。

5 医療救護班の編成（県厚生部）

(1) 医療救護班の編成基準

公的病院は、あらかじめ医療救護班を編成しておくものとする。

区 分	職 名	定 員	備 考
班 長	医 師	1 人	
班 員	看護師	2 人	
〃	薬剤師	1 人	
〃	連絡員	2 人	運転手1名を含む
計		6 人	

病床規模に応じた病院の区分（一般病床）	救護班数	備 考
病床数 100床未満の病院	1班	医療救護業務の状況に応じ医療救護班数を増減できる。
病床数100床～199床の病院	2班	
病床数200床～299床の病院	3班	
病床数300床～399床の病院	4班	
病床数400床～499床の病院	5班	
病床数500床～599床の病院	6班	
病床数600床～の病院	7班	

(2) 医療救護班設置要綱の作成

公的病院は、あらかじめ医療救護班設置要綱を作成しておく。  
(資料「9-2 公的病院名簿」「9-9 医療救護班設置要綱」)

6 医療救護所の整備（市町村）

(1) 医療救護所の指定

- ア 市町村は、診療所又は避難所として指定した施設のうちから、医療救護所を当該管理者とあらかじめ協議して指定し、整備する。
- イ 市町村は、災害時において直ちに医療救護活動が円滑に開始できるよう定期的に施設の点検を行う。

(2) 医療救護所の施設設備

- ア 既存の医療施設を活用するほか、安全が確認されている学校校舎の一部又は運動場に設置するテント等とする。
- イ 医療救護所の設備は、概ね次のとおりとする。
  - (ア) テント
  - (イ) 救護用医療機器（創傷セット、熱傷セット、蘇生器等）
  - (ウ) その他（折りたたみベッド、担架、発電機等）
- ウ 医療救護所における給食、給水については、避難所と併せて行う。

## 7 後方医療体制（県厚生部）

### （1）災害拠点病院の整備

ア 県は、災害時における拠点医療施設となる災害拠点病院を指定し、災害発生時における救急医療体制の整備に努める。

#### イ 設置

##### （ア）基幹災害拠点病院

県立中央病院、富山大学附属病院

##### （イ）地域災害拠点病院

新川 黒部市民病院

富山 富山市民病院、富山赤十字病院

高岡 高岡市民病院、厚生連高岡病院

砺波 市立砺波総合病院

### （2）後方病院の整備

ア 医療救護所では対応できない重症者や特殊な医療を要する患者を適切な後方医療施設に搬送して治療を行うため、県は、公的病院を中心とした後方病院の整備確保に努める。

イ 県は、災害時に備え、災害拠点病院以外の医療機関の広域災害・救急医療情報システムへの登録促進に努めるものとする。（資料「9-1 富山県病院名簿」「9-2 公的病院名簿」）

### （3）病院防災マニュアル等の作成

ア すべての病院は、災害時における救急患者への医療支援に備え、災害時における情報の収集・発信方法、救急患者の受入れ方法等を記したマニュアル（病院防災マニュアル）の作成に努める。また、被災後、早急に診療機能を回復できるよう、業務継続計画（BCP）の策定に努める。

イ 後方病院は、あらかじめ医療従事者の集合方法、役割、ローテーション、施設設備の利用方法等医療救護活動に関する計画を作成しておく。

### （4）後方病院の防災能力の強化

ア 後方病院は、施設の防災機能の向上を図るとともに、電気、ガス、水道等のライフラインの機能が停止したときや、道路の寸断やガソリン不足による食料、飲料水、医薬品等の流通が停止したときの対策を講ずる。

イ 後方病院は、収容能力を臨時的に拡大するために必要な医薬品等資機器材の確保に努める。

## 8 医薬品、血液の供給体制（県厚生部、市町村、日本赤十字社富山県支部）

### （1）医薬品等の確保

#### ア 災害直後の初動期の医薬品等の確保

県は、医療圏毎に災害直後の初動期（概ね2～3日間）の医療救護活動（直轄医療救護班用と市町村への補充用）に必要な緊急用医薬品等の備蓄に努め、市町村等からの供給要請に応える。

なお、不足する場合は、富山県医薬品卸業協同組合との「災害時における医薬品等の供給等に関する協定書」及び富山県医療機器協会との「災害時における医療機器等の供給に関する協定書」に基づき、及び薬業関係団体（富山県薬剤師会、富山県薬業連合会等）や国の協力を得て、調達する。（資料「9-5 富山県災害用医薬品備蓄品目一覧」

「12-15 災害時における医薬品等の供給等に関する協定書」）

#### イ 3日目以降の医薬品等の確保

県は、災害発生3日目以降の被災者に対する必要な医薬品等については、薬業関係団体や国、近県の協力を得て、調達する。

#### ウ 家庭常備薬の避難所への配置

市町村は、被災者自らが容易に使用できる家庭常備薬をあらかじめ避難所に配置するとともに、県及び市町村は各家庭においても日常から常備薬の個人備蓄を推奨する。

(資料「9-6 家庭常備薬の種類と数量」)

#### エ 医薬品等の搬送手段と人員の確保

(ア) 県と市町村は、自動車、バイク、自転車等の搬送手段の確保に努める。

(イ) 集積所、避難所における医薬品等の仕分け・管理、服薬指導及び搬送等にあたる人員については、薬業関係団体の協力を得て、あらかじめ医療圏毎に組織化する。

#### (2) 血液の確保

血液製剤については、日本赤十字社富山県支部及び富山県赤十字血液センターが適正在庫に努め、供給要請に応える。

#### (3) 災害時医薬品情報体制の整備

県、市町村、薬業関係団体、救護所、医薬品等集積所など関係者間において、携帯電話等の利用による連絡体制を整備し、必要な情報を迅速かつ正確に収集・提供できるように努める。

### 第3 緊急避難場所・避難所・生活救援物資等の確保

市町村等は、災害発生時における住民避難のため、あらかじめ指定緊急避難場所及び指定避難所の指定を行うなど、住民の安全の確保に努める。

また、被災生活が長期化した場合等の生活を確保するため、あらかじめ生活必需物資の確保等を行う。

市町村は、指定緊急避難場所や避難所に避難したホームレスについて、住民票の有無等に関わらず適切に受け入れられるよう、地域の実情や他の避難者の心情等について勘案しながら、あらかじめ受け入れる方策について定めるよう努めるものとする。

県及び保健所設置市の厚生センター、保健所は、新型コロナウイルス感染症を含む感染症の自宅療養者等の被災に備えて、平常時から防災担当部局（県の厚生センターにあっては、管内の市町村の防災担当部局を含む。）との連携の下、ハザードマップ等に基づき、自宅療養者等が危険エリアに居住しているか確認を行うよう努めるものとする。また、市町村の防災担当部局との連携の下、自宅療養者等の避難の確保に向けた具体的な検討・調整を行うとともに、必要に応じて、自宅療養者等に対し、避難の確保に向けた情報を提供するよう努めるものとする。

#### 1 緊急避難場所・避難所・避難道路の確保（県危機管理局、県土木部、市町村）

##### (1) 指定緊急避難場所及び指定避難所の確保

###### ア 指定緊急避難場所及び指定避難所の設置

市町村は、施設の管理者の同意を得たうえで、あらかじめ、必要に応じ、災害対策基本法施行令の定める基準により指定緊急避難場所及び指定避難所を指定しておくものとする。また、市町村は、一般の避難所では生活することが困難な障害者、医療的ケアを必要とする者等の要配慮者のため、社会福祉施設等の福祉避難所を指定するよう努めるものとする。特に、医療的ケアを必要とする者に対しては、人口呼吸器や吸引器等の医療機器の電源の確保等の必要な配慮をするよう努めるものとする。

指定緊急避難場所については、市町村は、災害種別に 応じて、災害及びその二次災害のおそれのない場所にある施設、または構造上安全な施設を指定するものとし、指定した緊急避難

場所については、災害の危険が切迫した緊急時において、施設の開放を行う担当者をあらかじめ定める等管理体制を整備しておくものとする。

指定緊急避難場所は災害種別に応じて指定がなされていること及び避難の際には発生するおそれのある災害に適した指定緊急避難場所を避難先として選択すべきであることについて、日頃から住民等への周知徹底に努める。

市町村は、災害時には、必要に応じ、高齢者等避難の発令等とあわせて指定緊急避難場所を開設し、住民等に対し周知徹底を図る。また、災害の想定等により必要に応じて、近隣の市町村の協力を得て、指定緊急避難場所を近隣市町村に設けるものとする。

そして、平常時から、指定避難所の場所、収容人数等について、住民への周知徹底を図るものとする。また、災害時に指定避難所の開設状況や混雑状況等を周知することも想定し、ホームページやアプリケーション等の多様な手段の整備に努めるものとする。

また、市町村は、福祉避難所について、受入れを想定していない避難者が避難してくることがないように、必要に応じて、あらかじめ福祉避難所として指定避難所を指定する際に、受入れ対象者を特定して公示するものとする。

市町村は、前述の公示を活用しつつ、福祉避難所で受け入れるべき要配慮者を事前に調整の上、個別避難計画等を作成し、要配慮者が、避難が必要となった際に福祉避難所へ直接避難することができるよう努めるものとする。

市町村は、指定緊急避難場所を指定して誘導標識を設置する場合は、日本工業規格に基づく災害種別一般図記号を使用して、どの災害の種別に対応した避難場所であるかを明示するよう努めるものとする。県及び市町村は、災害種別一般図記号を使った避難場所標識の見方に関する周知に努めるものとする。

なお、指定緊急避難場所及び指定避難所の指定については、地域の人口動態や施設の変更等の状況に応じて適宜見直すものとする。また、船舶による避難も考慮しておくものとする。

県及び市町村は、新型コロナウイルス感染症を含む感染症対策のため、平常時から、指定避難所のレイアウトや動線等を確認しておくとともに、感染症患者が発生した場合の対応を含め、防災担当部局と保健福祉担当部局が連携して、必要な措置を講じるよう努めるものとする。また、必要な場合には、国や独立行政法人等が所有する研修施設、ホテル・旅館等の活用を含めて、可能な限り多くの避難所の開設に努めるものとする。

さらに、市町村は、避難生活が必要な住民に対しては、避難所が過密になることを防ぐため、可能な場合には親戚や友人の家等への避難を基本とするものの、ハザードマップ等を踏まえて、自宅等で身の安全を確保することができる場合は、住民自らの判断で「屋内安全確保」を行うことや避難時の周囲の状況等により、指定緊急避難場所等への避難がかえって危険を伴う場合は、「緊急安全確保」を行うべきことについても検討するよう周知に努めるものとする。

#### イ 指定避難所における施設、設備の整備

市町村は、指定避難所において避難住民の生活を確保するため、あらかじめ、必要な機能を整理し、次に掲げるような施設、設備の整備に努める。また、県においても、当該施設、設備

等の整備を支援するものとする。

- (ア) 指定避難所又はその近傍で、地域完結型の備蓄施設を確保し、水、食料、非常用電源、常備薬、マスク、消毒薬、生理用品、段ボールベッド、パーティション、炊出し用具、毛布、暖房用具等避難生活に最低限必要な物資、資機材を確保するほか、飲料水兼用耐震性貯水槽や備蓄倉庫、LPガス設備等の整備に努める。なお、備蓄物資の調達に当たっては、要配慮者、女性、子どもにも配慮する。

また、必要に応じ指定避難所の電力容量の拡大に努めるものとする。

- (イ) 井戸、仮設(簡易)トイレ、マット、非常用電源、衛星通信等の避難生活に必要な施設、設備の整備に努めるほか、ラジオ、テレビ等災害情報の入手に資する機器を整備する。

また、必要に応じ、換気、照明等避難生活の環境を良好に保つための整備に努めるとともに、空調、洋式トイレなど、高齢者、障害者、乳幼児、妊産婦等の要配慮者にも配慮した避難の実施に必要な施設・設備の整備に努める。

さらに、停電時においても、施設・設備の機能が保たれるよう、再生可能エネルギーの活用を含めた非常発電設備等の整備に努めるものとする。

#### ウ 指定避難所における運営体制の整備

指定避難所においては、多種多様な問題が発生することが予想されるため、市町村は、避難所運営委員会の設置を記載した避難所運営マニュアルを作成し、各地域ごとの実情を踏まえた避難所運営体制の整備を図るものとし、マニュアルの作成、訓練等を通じて、避難所の運営管理のために必要な知識等の普及に努める。この際、住民等への普及に当たっては、住民等が主体的に避難所を運営できるように配慮するよう努めるものとする。特に、夏季には熱中症の危険性が高まるため、熱中症の予防や対処法に関する普及啓発に努めるものとする。

なお、市町村は、指定管理施設が指定避難所となっている場合には、指定管理者との間で事前に避難所運営に関する役割分担等を定めるよう努める。

また、市町村及び各避難所の運営者は、避難所の良好な生活環境の継続的な確保のために、専門家、NPO・ボランティア等との定期的な情報交換に努める。

県は、市町村における避難所運営マニュアル作成を促進するため、避難所運営マニュアル策定指針を作成する。また、避難所における新型感染症対策など、新たな課題が生じた場合には、速やかに策定指針を改正し、市町村に周知するよう努めるものとする。

### (2) 避難道路の確保

指定緊急避難場所及び指定避難所への距離が長い地域や火災による延焼の危険性が著しく高い地域については、避難者が安全かつ円滑に避難できるよう、避難道路をあらかじめ確保しておくものとする。

#### ア 避難道路の選定

指定緊急避難場所及び指定避難所を指定した市町村は、市街地の状況に応じて次の基準により避難道路を選定するものとする。

- (ア) 避難道路は概ね8～10mの幅員を有し、なるべく道路付近に延焼の危険性のある建物、危険物施設がないこと。
- (イ) 指定緊急避難場所及び指定避難所まで複数の道路を確保すること
- (ウ) 地下に危険な埋設物がないこと
- (エ) 高潮、浸水、がけ崩れ等の危険のある地域を避けること
- (オ) 落下物の危険性が少ないこと
- (カ) 自動車の交通量がなるべく少ないこと

## イ 避難標識の設置

避難者が指定緊急避難場所及び指定避難所に安全に到達できるよう、避難誘導標識を設置する。

### (3) 繁華街、観光地における避難場所等の確保

市町村長が行う避難指示の対象には、帰宅できない一時的滞在者も含まれることから、多数の人が集まる繁華街、観光地においては、これらの者も避難人口に含んだ安全な指定緊急避難場所及び指定避難所並びに避難道路を確保するとともに、避難誘導のためのわかりやすい避難標識の設置に努める。

### (4) 積雪期における避難場所等の確保

県及び市町村は、除雪機械の設置、消融雪施設の整備等によって除雪を促進するとともに、防雪施設の整備を行うことにより、指定緊急避難場所及び指定避難所並びに及び避難道路の確保を図る。

また、指定緊急避難場所及び指定避難所に小型除雪機械やテントを整備するとともに、施設の耐雪構造化に努める。

### (5) 被災者用の住居の確保

県及び市町村は、災害時における被災者用の住居として利用可能な公営住宅等の把握に努め、災害時に迅速に斡旋できるよう、体制の整備に努める。

## 2 市町村等の避難計画（県各部局、市町村、各関係機関）

市町村及び防災上重要な施設の管理者等は、震災時において安全かつ迅速な避難を行うことができるよう、あらかじめ避難計画を作成しておくものとし、県は必要に応じ、これに助言するものとする。

県及び市町村は、施設の管理者等と連携して、避難誘導等安全体制の確保に配慮するものとする。

### (1) 避難に関する広報

市町村等は、住民が的確な避難行動をとることができるようにするため、指定緊急避難場所及び指定避難所並びに災害危険地域を明示した防災マップや広報誌・PR紙を活用して避難に関する広報活動を実施するものとする。

#### ア 指定緊急避難場所及び指定避難所の広報

指定緊急避難場所及び指定避難所の指定を行った市町村は、次の事項につき、地域住民に対し周知徹底を図る。

(ア) 指定緊急避難場所及び指定避難所の名称

(イ) 指定緊急避難場所及び指定避難所の所在位置

(ウ) 指定緊急避難場所及び指定避難所への経路

(エ) その他必要な事項

#### イ 避難のための知識の普及

市町村等は、住民に対し次の事項の普及に努める。特に、自家用車による避難は、交通渋滞が予想され、消火活動、救急・救助活動、医療救護活動及び緊急物資の輸送活動等に重大な支障をもたらすおそれがあるので、住民にその自粛を呼びかける。

(ア) 平常時における避難のための知識

(イ) 避難時における知識

(ウ) 避難収容後の心得

### (2) 市町村の避難計画

市町村の避難計画は次の事項に留意して作成するものとする。その際、水害と土砂災害、複数河川の氾濫、台風等による高潮と河川洪水との同時発生等、複合的な災害が発生することを考慮するよう努めるものとする。

ア 避難指示等を行う客観的数値に基づく具体的な基準（降雨量、河川の水位等）及び伝達方法  
市町村は、土砂災害に対する住民の警戒避難体制として、土砂災害警戒情報が発表された場合に直ちに避難指示等を発令することを基本とした具体的な避難指示等の発令基準を設定するものとする。また、面積の広さ、地形、地域の実情等に応じて市町村をいくつかの地域に分割した上で、土砂災害に関するメッシュ情報等を用い、危険度の高まっている領域が含まれる地域内の全ての土砂災害警戒区域等に絞り込んで避難指示等を発令できるよう、発令範囲をあらかじめ具体的に設定するとともに、必要に応じ見直すよう努めるものとする。

また、高潮災害に対する住民の警戒避難体制としては、高潮警報等が発表された場合に直ちに避難指示等を発令することを基本とした具体的な避難指示等の発令基準を設定するものとする。また、潮位に応じた想定浸水範囲を事前に確認し、想定最大までの高潮高と避難対象地域の範囲を段階的に定めておくなど、高潮警報等の予想最高潮位に応じて想定される浸水区域に避難指示等を発令できるよう、発令範囲をあらかじめ具体的に設定するとともに、必要に応じ見直すよう努めるものとする。

イ 避難指示等の実施責任者及び不在の場合の代理者

ウ 指定緊急避難場所及び指定避難所の名称、所在地、対象地区及び対象人口（一時滞在者含む）

エ 指定緊急避難場所及び指定避難所への経路及び誘導方法

オ 指定避難所開設に伴う被災者救援措置に関する事項

（ア）給 水

（イ）給 食

（ウ）毛布、寝具の支給

（エ）衣料品、日用品等必需品の支給

（オ）負傷者に対する応急救護

カ 指定避難所の管理に関する事項

（ア）避難収容中の秩序保持

（イ）避難者に対する災害情報の伝達

（ウ）避難者に対する応急対策実施状況の周知徹底

（エ）避難者に対する各種相談業務

キ 災害時における広報

（ア）広報車による周知

（イ）避難誘導員による現地広報

（ウ）住民組織を通じた広報

（エ）同報系無線による広報

（オ）インターネット、ケーブルテレビ、コミュニティFM等による広報

（3）防災上重要な施設の管理者の留意事項

学校、病院その他防災上重要な施設の管理者は、次の事項に留意してあらかじめ避難計画を作成し、関係職員等に周知徹底を図るとともに、訓練を実施することにより避難の万全を期するものとする。

ア 避難の場所、経路、時期及び誘導並びにその指示伝達の方法を定める。

イ 児童生徒を集団的に避難させる場合に備えて、学校及び教育行政機関においては緊急避難

場所の選定、収容施設の確保並びに保健、衛生及び給食の実施方法について定める。

ウ 病院において患者を他の医療機関又は安全な場所へ集団的に避難させる場合において、収容施設の確保、移送の方法、保健、衛生及び入院患者に対する実施方法等について定める。

(4) 不特定多数の者が利用する施設の管理者の留意事項

百貨店、駅、地下街その他不特定多数の者が利用する施設の管理者は、避難誘導に係る計画の作成及び訓練の実施に努めるものとする。なお、この際必要に応じ、多数の避難者の集中や混乱にも配慮した計画、訓練とするものとする。

### 3 物資等の確保（県危機管理局、県厚生部、県農林水産部、市町村、日本赤十字社富山県支部）

大規模な災害が発生した場合、ライフラインや道路等の損壊により、流通機構は一時的に麻痺状態になることが予想される。県及び市町村等は、被災者に最低限の食料、飲料水及び生活必需品等の供給が円滑に行えるよう、現物備蓄や流通備蓄の体制をあらかじめ定めておく必要がある。

そして、県及び市町村は、平時から、訓練等を通じて、物資の備蓄状況や運送手段の確認を行うとともに、災害協定を締結した民間事業者等の災害時の連絡先、要請手続等の確認を行うよう努めるものとする。

なお、県及び市町村は、大規模な災害発生のおそれがある場合、事前に物資調達・輸送調整等支援システムを用いて備蓄状況の確認を行うとともに、あらかじめ登録されている物資の輸送拠点を速やかに開設できるよう、物資の輸送拠点の管理者の連絡先や開設手続を関係者間で共有するなど、備蓄物資の提供を含め、速やかな物資支援のための準備に努めるものとする。

また、災害時に必要不可欠な最低限の食料、飲料水及び生活必需品については、「個人で備蓄しておくことが基本である。」という認識により、県及び市町村は、日頃から、個人備蓄の啓発・奨励を行う。

さらに、国及び県は、災害の規模等にかんがみ、被災市町村が自ら物資の調達・輸送を行うことが困難な場合にも被災者に物資を確実に届けられるよう、物資の要請体制・調達体制・輸送体制の整備を図る。

(1) 飲料水の確保

市町村は、水道施設が破損し、飲料水の供給ができなくなる場合に備え、貯水槽、応急給水用資機材を活用して飲料水の確保に努める。

なお、家庭において備蓄すべき水量は、一人1日3リットル程度を基準として、給水車等による応急給水対策が開始されるまでの最低3日間分（推奨1週間分）の世帯人数分を確保するよう努める。

ア 県は、次の事項について市町村等を指導するものとする。

(ア) 非常時に利用予定の一般井戸、消融雪用井戸、湧水の水質検査の実施及び利用方法の検討

(イ) 住民及び町内会の自主防災組織に対する備蓄水や応急給水についての指導

(ウ) 応急給水を円滑に実施するための給水班の編成等給水計画の作成

(他の地方公共団体等からの応援給水計画を含む)

(エ) 給水タンク、トラック、ろ水機等応急給水資機材の整備及び耐震性貯水槽の設置

(オ) 水道施設の早期復旧を図るための工事業者との協力体制の確立

(資料「5-5 応急給水用具」「5-10 県内の給水車両等の保有状況及び災害時利用可能水量等の状況」)

イ 県民は、衛生的で安全性が高く、水もれや破損のしない容器により水を備蓄する。

一人1日3リットル×世帯人数×最低3日間分（推奨1週間分）

ウ 町内会等の自主防災組織は、次により飲料水を確保するものとする。

(ア) 応急給水を円滑に実施するための給水班の編成準備

(イ) ポンプ、貯水槽、ポリタンク、次亜塩素酸カルシウム等、応急給水に必要なとされる資機材の整備

## (2) 食料の確保

被災者に対する食料の供給は、原則として、炊出し体制が整うまでの間は備蓄してある乾パン等非常食（以下「非常食」という。）を供給するものとする。

このため、県及び市町村は、非常食の備蓄・調達先の確保に努めるものとする。

### ア 非常食の備蓄、調達体制

(ア) 市町村は、非常食の備蓄を推進するとともに、災害時において、相互に融通するなど隣接市町村と連携を図るものとする。また、被災時における迅速な対応を図るため、避難所ごと又はその近傍における分散備蓄を進めるものとする。

(イ) 市町村は、住民の家族構成に応じた非常食最低3日間分（推奨1週間分）の備蓄を積極的に啓発し、奨励するものとする。

(ウ) 市町村は、避難所に近い企業・事業所に対し、非常食の備蓄を協力依頼するものとする。

(エ) 県は、市町村の備蓄を補完するため、非常食を広域市町村圏ごとに分散して備蓄するものとする。

(オ) 県及び市町村は、病院や社会福祉施設等に対し、患者や入所者の実態に応じた非常食の備蓄を奨励するものとする。

(カ) 県及び市町村は、非常食の公共備蓄を補完するため、流通備蓄を推進するとともに、調達先とあらかじめ協定を締結しておくものとする。

また、流通備蓄による食料の調達を確実にするため、調達先との協定内容の点検及び調達先の拡充に努めるものとする。

（資料「5-5 主要食料品の生産量」「5-6 主要食料品の生産業者所在地」

「5-16 災害救助物資備蓄状況」「12-21 災害救助物資の供給等に関する協定書」）

### イ 炊出し計画

(ア) 市町村は、被災時の炊出しを速やかにできるよう、責任者（市町村）、現場の責任者（避難所）、献立、炊出し方法等の炊出し計画をあらかじめ定めておくものとする。

(イ) 炊出しは、米飯、弁当、パン、即席メン等とする。

（資料「5-4 小中学校給食施設」「5-13 移動可能な給食器材」）

### ウ 救援要請

(ア) 被災市町村から県に救援要請があった場合、県は隣接市町村や他の市町村に救援を要請するものとする。

(イ) 県は、さらに不足する場合には、県が救援するとともに、国の防災基本計画に定める物資関係省庁（厚生労働省、農林水産省、経済産業省、総務省、消防庁）又は非常災害対策本部に物資の調達を要請するものとする。（資料「5-3 主食類応急調達系統図」）

### エ 輸送

(ア) 被災時には大量の救援物資の受入れに混乱が予想されることから、県及び市町村は、ストックヤードとして使用できる集積地をあらかじめ定めておくものとする。

また、集積地を定めた場合は、県、隣接市町村や他の市町村、日本赤十字社富山県支部、（一社）富山県トラック協会、富山県倉庫協会、国の防災基本計画に定める物資関係省庁（厚生労働省、農林水産省、経済産業省、総務省、消防庁）又は非常災害対策本部に連絡し

ておくものとする。

(イ) 県及び市町村は、物資の輸送手段を確保するため、また物資の保管をするため、運輸・倉庫等の関係団体と協定を締結し、あらかじめ、関係団体に協力を依頼しておくものとする。

### (3) 生活必需品の確保

県及び市町村は、家屋の倒壊破損、焼失による被災者を保護するための寝具類、日用品その他の生活必需品（以下「生活必需品」という。）を供給するものとし、生活必需品の備蓄・調達先の確保に努めるものとする。

#### ア 生活必需品の備蓄、調達

(ア) 県は、広域的な見地から生活必需品を備蓄し、広域市町村圏ごとに分散して備蓄するものとする。

(イ) 市町村は、生活必需品を備蓄するとともに、隣接市町村と連携を図るものとする。

特に、被災時には輸送手段等が混乱するため、避難所ごと又はその近傍における分散備蓄を進めるものとする。

(ウ) 県及び市町村は、新型コロナウイルス感染症を含む感染症対策として有効である、マスク、消毒液等の備蓄を奨励するものとする。

(エ) 市町村は、住民の家族構成に応じた最低3日間分（推奨1週間分）の携帯トイレ・簡易トイレ、トイレトイレットペーパーなど生活必需品の備蓄を積極的に啓発し、奨励するものとする。

(オ) 県及び市町村は、病院や社会福祉施設等に対し、患者や入所者等の日常生活の実態に応じた生活必需品の備蓄を奨励するものとする。

(カ) 県及び市町村は、生活必需品の公共備蓄を補完するため、流通備蓄を推進するとともに、調達先とあらかじめ協定を締結しておくものとする。

また、流通備蓄を確保するため、年1回、定期的に協定内容を確認するものとする。

#### イ 炊飯器等炊事道具、燃料、食器の調達

(ア) 炊出しは、避難所の給食設備や給食施設の炊事道具を使用して炊出しをすることとするが、被災時に使用不可能な場合や備えていない避難所のため、市町村は炊事道具の調達先を確保しておくものとする。

(イ) 市町村は、炊出し用のLPガス、卓上コンロの燃料が不足した場合に備え、これらの調達先を確保しておくものとする。また、災害対応バルク貯槽※の設置により炊き出しや発電が可能となることなどから、新たな災害対策機器の活用等も有効である。

※LPガスの小型の貯槽（バルク貯槽）と、燃焼機器（コンロ、発電機等）及びこれらを接続するためのワンタッチカップリング機器がセットになったもの。平常時のLPガスの供給設備としても使用できる。

#### ウ 救援及び輸送

「(2) 食料の確保」と同様の体制をとるものとする。

(資料「 5-7 生活必需物資応急調達可能数」

「 5-10 日本赤十字社富山県支部災害救援物資等交付基準」

「 5-16 災害救助物資備蓄状況」「12-21 災害救助物資の供給等に関する協定書」

「12-22 災害発生時の物資の緊急・救援輸送、保管等に関する協定書」)

### (4) 電源の確保

病院、要配慮者に関わる社会福祉施設等の人命に関わる重要施設の管理者は、発災後72時間の事業継続が可能となる非常用電源を確保するよう努めるものとする。

県は、大規模停電発生時に電源車の配備等、関係省庁、電力会社等から円滑な支援を受けられるよう、あらかじめ、病院等の人命に関わる重要施設及び災害応急対策に係る機関が保有する施

設の非常用電源の設置状況、最大燃料備蓄量、燃料確保先、給油口規格等を収集・整理し、リスト化を行うよう努めるものとする。

#### 4 帰宅困難者対策

県及び市町村は、公共交通機関の運行が停止した場合、自力で帰宅することが困難な帰宅困難者が発生することから、「むやみに移動しない」という帰宅困難者対策に対する基本原則や安否確認手段について平時から積極的に広報するとともに、企業等に対して、従業員等を一定期間事業所等内に留めておくことができるよう、必要な物資の備蓄等を促すなど、帰宅困難者対策を行う。

#### 5 被災者等への的確な情報伝達活動

市町村は、被災者等への情報伝達手段として、特に市町村防災行政無線等の無線系（戸別受信機を含む。）の整備やIP通信網、ケーブルテレビ網等の活用を図り、災害情報を被災者等へ速やかに伝達する手段の確保に努めるとともに、有線系や携帯電話も含め、要配慮者にも配慮した多様な手段の整備に努めるとともに、要配慮者、災害により孤立するおそれのある地域の被災者、帰宅困難者等、情報が入手困難な被災者等に対しても、確実に情報伝達できるよう必要な体制の整備を図る。

また、国、県、市町村及び放送事業者等は災害に関する情報及び被災者に対する生活情報を大規模停電時も含め常に伝達できるよう、その体制及び施設、設備の整備を図る。

電力会社は、停電時にインターネット等を使用できない被災者に対する被害情報等の伝達に係る体制の整備に努めるものとする。

国及び電気通信事業者は、通信の仕組みや代替通信手段の提供等について利用者への周知に努めるとともに、通信障害が発生した場合の被災者に対する情報提供体制の整備を図るものとする。

なお、国、県及び市町村は、居住地以外の市町村に避難する被災者に対して必要な情報や支援・サービスを容易かつ確実に受け取ることのできる体制の整備を図る。

放送事業者、通信事業者等は、被害に関する情報、被災者の安否情報等について、情報の収集及び伝達に係る体制の整備に努める。また、国、県及び市町村等は、安否情報の確認のためのシステムの効果的、効率的な活用が図られるよう、住民に対する普及啓発に努める。

また、国、県、市町村及びライフライン事業者は、住民等からの問い合わせ等に対応する体制についてあらかじめ計画しておく。

### 第4 災害救援ボランティア活動の支援

災害時において、県、市町村その他の防災関係機関は、被災者の救助・救援活動、ライフラインの復旧など、災害対応の中心的な役割を担っており、また、県民は、自主防災という点で各自の行動が期待される。

しかし、行政や県民等の対応力を超える災害においては、ボランティアの迅速かつきめ細かな対応が必要とされる。

一方、効果的な活動を展開するためには、ボランティアと被災者とをつなぐ連絡調整機能やボランティア同士の連携が不可欠であり、このため、県及び市町村は、富山県民ボランティア総合支援センター（以下「総合支援センター」という。）、富山県社会福祉協議会、市町村社会福祉協議会、日本赤十字社富山県支部、ボランティア関係機関・団体と連携し、災害時において、ボランティアの受入れ等が円滑に行われるよう、活動環境の整備を行うものとする。

国、県及び市町村は、防災ボランティアの活動環境として、行政・NPO・ボランティア等の三者で

連携し、平常時の登録、研修や訓練の制度、災害時における防災ボランティア活動の受入れや調整を行う体制、防災ボランティア活動の拠点の確保、活動上の安全確保、被災者ニーズ等の情報提供方策等について整備を推進するとともに、そのための意見交換を行う情報共有会議の整備・強化を、研修や訓練を通じて推進するものとする。

## 1 ボランティアの活動内容

災害時における救援ボランティア活動には、行政・企業・民間団体から派遣される専門知識、技術を有する者で、通常は関係機関の要請に基づき活動する専門的なボランティア活動と、被災者の生活支援を目的に、専門作業以外の作業に参加する者で、自主的に活動する一般的なボランティア活動とがある。

### (1) 専門的なボランティア活動

- ア 消防、救助
- イ 医療救護
- ウ 通信の確保
- エ 行方不明者の搜索
- オ 特殊車両等の運転

### (2) 一般的なボランティア活動

- ア 高齢者、障害者等の介助、誘導
- イ 手話、外国語の通訳
- ウ 救援物資の仕分け、搬送、配布
- エ 炊出し、水汲み
- オ 家財の搬出、家屋の片付け、瓦礫の処理

## 2 ボランティアの普及、養成（県生活環境文化部、市町村）

### (1) ボランティア活動の普及・啓発

県及び市町村は、ボランティア関係機関・団体等と相互に連携し、ボランティア活動に対する意識を高めるとともに、社会全体としてボランティア活動を行いやすい環境づくりを進める。

なお、勤労者がボランティア活動に参加しやすい環境づくりを進めるため、企業等に対してボランティア休暇等の必要性について理解を求め、協力を要請する。

### (2) ボランティアの養成

県及び市町村は、ボランティア関係機関・団体等と相互に連携を図り、災害時に適切に行動できる知識、技術を身につけてもらうため、社会人や学生等を対象に災害救援ボランティア講習や訓練を実施する。

なお、高齢者等の介護や通訳等として、日頃、活動しているボランティアは、災害時においてもその活動が期待される場所であり、協力が得られるよう努める。

## 3 ボランティアの受入体制の整備（県生活環境文化部、市町村）

### (1) 富山県災害救援ボランティア連絡会の設置運営

災害時におけるボランティアの円滑な受入れなどについての検討を行うため、県及びボランティア関係機関・団体等を構成員とする協議機関を設置し、相互協力・連絡体制を整備する。

### (2) 災害ボランティアコーディネーター等の養成

県及び市町村は、ボランティア関係機関・団体等と相互に連携し、ボランティアとして支援し

たい人と支援を求める人とをつなぐ災害ボランティアコーディネーター等の養成を促進するとともに、名簿登載に努めるものとする。

### (3) ボランティア受入れマニュアルの作成

災害時における救援ボランティアの円滑な受入と効果的な活動が展開されるための基本的な事項と推進体制等について、富山県災害救援ボランティア活動指針が作成されている。各市町村において、地域の実情に応じたマニュアルを作成する際には、この指針と一体的な運用が図られるよう配慮する。

### (4) 防災訓練への参加

県及び市町村は、総合防災訓練等への災害救援ボランティアコーディネーター等及びボランティアの積極的な参加を呼びかける。

## 第5 孤立集落の予防

市町村等は、地震に伴う土砂災害や雪崩の発生による孤立集落の発生を未然に防止するための各種対策を実施するとともに、孤立化のおそれのある集落については、日常機能の低下を極力さけるための万全の事前措置を実施する。県は、市町村が孤立化のおそれのある集落とともに行う孤立に備えた予防対策や応急対策づくりを推進するため、そのモデルとなる指針を策定している。

### 1 実態の調査等（市町村）

市町村は、孤立化のおそれのある集落について事前に実情の調査を行うとともに、万一に備えた救助計画を策定しておくものとする。

### 2 孤立集落の機能維持（市町村）

市町村は、孤立する集落の機能の維持を図り、住民の安全を確保するため、次の必要な施設、資機材の整備又は調達計画を策定しておく。

- (1) 土木作業機械及び管理棟
- (2) 危険箇所照明施設
- (3) 通信施設設備
- (4) 負傷者搬送用資材

### 3 通信連絡体制の整備（県警察本部、市町村）

#### (1) 集落と役場等との連絡体制の整備

孤立化のおそれのある集落を有する市町村は、非常時に備え次のとおり、集落との通信を確保するため連絡体制の整備に努め、運用等については具体的に定めておく。

- ア 市町村防災行政無線の整備
- イ 加入電話による住民との情報連絡網の確立
- ウ 非常通信の確保
- エ 他の機関の通信手段の活用
- オ 衛星通信の配備

(資料 「7-3 市町村防災行政無線施設設置状況」 「7-7 富山県非常無線通信用無線局」)

#### (2) 交番等への携帯無線の配置

警察は、孤立のおそれのある集落については、有線施設の障害に備え、地元交番等へ携帯無線機の配置に努めるほか、防災無線等を最大に活用できる体制を確保する。

#### 4 事前措置（県危機管理局、県厚生部、県警察本部、市町村）

##### （1）食料等生活必需物資の確保

山間地集落等、物流ネットワークから遠隔地にあたる地域では、土砂災害の発生等により孤立化し生鮮食料品等の確保が困難な場合があるため、県及び市町村は、各家庭単位での食料、燃料及び医薬品等の備蓄について奨励する。

##### （2）救急、救助実施計画

###### ア 救急、救助部隊の編成等

消防、警察等は、孤立化した集落での土砂災害等に伴うけが人等の発生に備え、救助部隊の編成、輸送手段等について事前に計画を作成しておくものとする。

###### イ ヘリコプターによる救助体制の整備

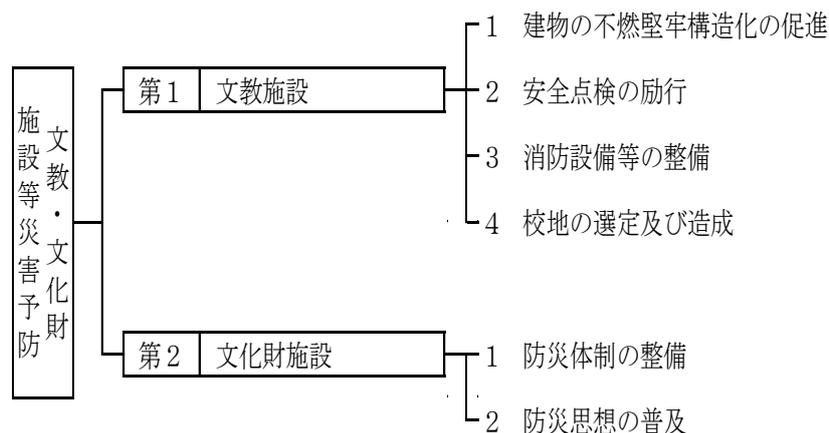
孤立集落への救急、救助活動には、消防防災ヘリコプターや県警ヘリコプター、富山県ドクターヘリの活用が、有効である。

県は、ヘリコプターの運航体制を確立しておくとともに、県及び市町村は孤立のおそれのある集落の緊急時臨時着陸場所の適地を選定しておくなど、受入体制を整備しておく。

## 第6節 文教・文化財施設等災害予防

不特定かつ多数の者が利用し、かつ災害時には避難所の拠点ともなる文教、文化財施設の風水害等による被害を未然に防止し、また、被害の拡大防止を図るため、校舎等の建物の不燃堅牢構造化を促進するとともに、消防、避難及び救助のための施設、設備等の整備に努めるものとする。

### 対策の体系



### 第1 文教施設

県及び市町村は、文教施設の災害予防対策として、次の事項について積極的な推進を図るものとする。

#### 1 建物の不燃堅牢構造化の促進（県教育委員会、市町村）

県及び市町村は、不燃材の使用促進に努め所管する文教施設の不燃堅牢構造化に努めるものとする。

#### 2 安全点検の励行（県教育委員会、市町村）

学校等文教施設における消火、避難及び救助のための施設、設備並びに児童、生徒の通学路の日常点検、定期点検を確認責任者のもとに実施するものとする。

#### 3 消防設備等の整備（県教育委員会、市町村）

消防関係機関等との連携を密にし、消火設備等消防、避難及び救助設備の整備を行うものとする。

#### 4 校地の選定及び造成（県教育委員会、市町村）

文教施設は、多数の児童、生徒等の学習施設であると同時に、災害時には避難施設としても利用されることから、校地の選定及び造成にあたっては、風水害等の影響を十分考慮して行うものとする。

また、住宅密集地等においては、防風林の設置等、敷地、環境に適した措置を講ずるものとする。

## 第2 文化財施設

県、市町村及び文化財所有者又は管理者は、文化財施設の災害予防対策として、次の事項について積極的な推進を図るものとする。

### 1 防災体制の整備（県教育委員会、市町村）

#### （1）防災計画の作成

文化財所有者又は管理者は、防災管理者をおき、当該防災管理者は、防災関係機関の指導のもとに防災計画を作成し、その維持管理に万全を期するものとする。

#### （2）火気等の使用制限区域の設定

文化財は、貴重な国民的財産であり、その保全に万全の配慮が必要であるので、県及び市町村は所有者又は管理者に対し、火気等の使用制限区域、禁煙区域の設定について助言指導するものとする。

#### （3）保存施設等の整備の促進

県及び市町村は、文化財を風水害等による被害から守るため、文化財所有者又は管理者が収蔵庫、保存庫等の文化財保存施設の整備及び消火設備器具、各種警報装置、排水設備等の整備を行うことを促進するとともに、このための助成を行うものとする。

#### （4）安全点検の励行

県及び市町村は、文化財及び消防等の施設、設備の点検が明確な基準と責任体制のもとで行われるよう所有者又は管理者に対し、助言指導するものとする。

#### （5）自衛消防組織の確立

文化財所有者又は管理者は、当該地域住民の理解と協力のもとに自衛消防組織の育成を図るとともに、防災に関する知識及び技術等の習得に努めるものとする。

### 2 防災思想の普及（県教育委員会、市町村）

県、市町村及び文化財所有者又は管理者は、住民に対し、文化財保護強調月間、文化財保護月間並びに文化財防火デー等あらゆる機会を通じ、文化財防災思想の普及に努めるものとする。

## 第7節 防災営農体制の確立

災害による農林水産業の被害を最小限に食い止めるため、地域ぐるみ、集落ぐるみの営農体制を整え、組織的な防災活動を展開する必要がある。このため、県及び市町村は、農協営農組織、漁協組織等を通じ、防災営農体制の促進を図るとともに、被害防止の指導を徹底するものとする。

### 対策の体系



#### 第1 稲及び畑作物（県農林水産部、市町村）

- 1 集落営農等組織的な生産体制を強化し、適期作業の確実な実施を推進する。
- 2 倒伏に耐える健全な栽培技術の普及を図るものとする。
- 3 災害に対応するため、水稻では、早、中、晩生種の適正配分による作付を推進し、大豆では単作大豆と麦跡大豆との組合せによる作期の調整を図るものとする。
- 4 気象に応じた栽培管理の徹底を図るものとする。
- 5 災害に備えた種子の備蓄の徹底を図るものとする。

#### 第2 育苗施設及び乾燥調製施設（県農林水産部、市町村）

- 1 消火器具、防火水槽等の施設、設備の整備充実を図るものとする。
- 2 電気配線の定期点検、乾燥機の火炉等の始業前点検の徹底を図るものとする。

#### 第3 園芸作物及び果樹（県農林水産部、市町村）

産地ぐるみの災害防止を促進するため、組織的な防災施設の導入や防止対策と確実に実施できる体制づくりを推進するものとする。

#### 第4 家畜及び畜産施設（県農林水産部、市町村）

畜舎及び家畜の安全を図るため、土砂崩れ等のおそれのある畜産団地等を点検しておくとともに、家畜避難場所を選定し、畜産農家への周知徹底に努めるものとする。

#### 第5 林産物（県農林水産部、市町村）

- 1 火災の延焼、拡大を防止するため、防火道、防火林の造成と保護樹帯を設けるものとする。
- 2 深根性樹種の導入を図るなど風水害に強い樹種、品種を選定するものとする。
- 3 過度の枝打ちを避け、林縁木には枝打ちを行わないものとする。
- 4 除、間伐にあたっては、立木密度に大きな疎密を生じさせないものとする。
- 5 林地に空地をつくらないため、災害、病虫害等でできた空地には造林するものとする。
- 6 造林地内に、耐風力がより大きい樹種を帯状又は団地状に植栽して混交林に仕立てるものとする。
- 7 大面積皆伐を避け、小面積皆伐、伐区の分散を図り、水害の発生を未然に防止するものとする。

#### 第6 漁業の安全対策（県農林水産部、市町村）

- 1 無謀な操業を防止するなど、漁業の安全操業に関する意識の啓発を図るものとする。
- 2 漁船乗組員等に対し、気象、海況等の知識の修得等を目的とした海難防止講習会等を通じて、事故防止対策を講ずるものとする。

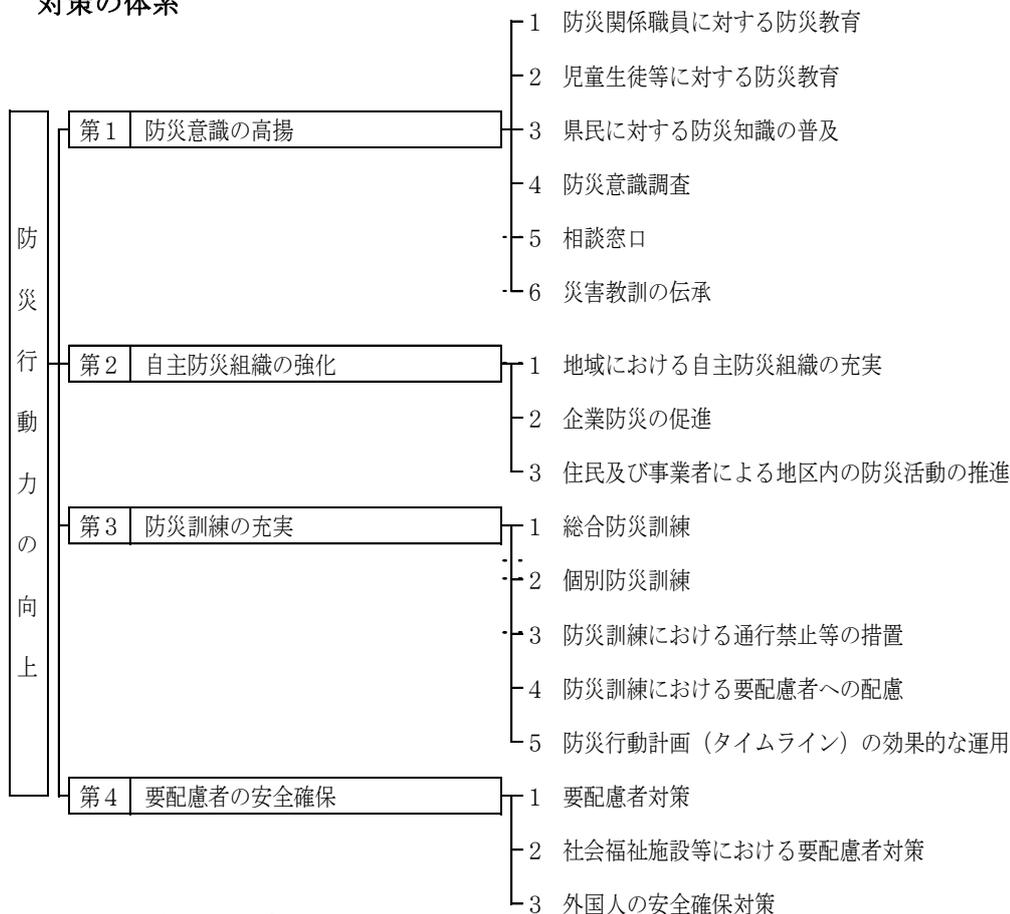
## 第8節 防災行動力の向上

大規模な風水害は、広い地域にわたり、交通混乱、被災者の発生等各種の被害をもたらすことから、行政的的確な対応にあわせ、県民や事業所の迅速な活動が不可欠である。

しかも、大規模な災害時には行政自体も被災する等により防災対応に限界があることから、まず、県民は、『自分の身は自分で守る、みんなのまちはみんなで守る。』ことを認識するとともに、県をはじめ各防災関係機関は、地域の防災行動力の向上に努め、被害の未然防止や軽減を図ることが必要である。

このため、防災広報、防災教育などの防災意識の高揚、県民・事業所等による自主防災組織の強化、防災関係機関を中心とする防災訓練の実施及び要配慮者の安全確保などを通じて、防災行動力の向上に努めるものとする。

### 対策の体系



### 第1 防災意識の高揚

風水害による被害を最小限にとどめるためには、県民をはじめ各防災関係機関等が、風水害に関する知識と各自の防災対応について、日頃から習熟しておくことが不可欠である。

このため、県をはじめ各防災関係機関は、県民の防災意識の高揚を図るとともに、家庭や職場、学校などにおける地域の防災行動力を向上させるため、気候変動の影響も踏まえつつ、防災知識の普及啓発、防災教育の推進に努める。

その際、高齢者、障害者、外国人、乳幼児、妊産婦等の要配慮者の多様なニーズに十分配慮し、地域において要配慮者を支援する体制が整備されるよう努めるとともに、被災時の男女のニーズの違い等双方の視点に十分配慮する。

さらに、過去の災害の教訓を踏まえ、全ての県民が災害から自らの命を守るためには、県民一人一人が確実に避難できるようになることが必要である。このため、地域の関係者の連携の下、居住地、職場、学校等において、地域の災害リスクや自分は災害に遭わないという思い込み（正常性バイアス）等の必要な知識を教える実践的な防災教育や避難訓練を実施に努めるものとする。

また、防災への関心を低下させないためにも、継続的な啓発活動に努めるものとする。

## 1 防災関係職員に対する防災教育（各防災関係機関）

防災関係機関は、防災業務に従事する職員に対し、災害時における的確な判断力を養い、各機関における防災活動を円滑に進めるため、次により防災教育の普及徹底を図る。

### （１）教育の方法

- ア 講習会、研修会の実施
- イ 見学、現地調査の実施
- ウ 防災活動マニュアル等印刷物の配布

### （２）教育内容

- ア 各機関の防災体制と各自の任務分担
- イ 非常参集の方法
- ウ 風水害の特性
- エ 防災知識と技術
- オ 防災関係法令の運用
- カ その他必要な事項

## 2 児童生徒等に対する防災教育（県経営管理部、県教育委員会、市町村）

県教育委員会は、県立学校及び市町村教育委員会に対し児童生徒等に対する防災教育の指針を示し、その実施を指導する。

また、県は、私立学校に対し、これに準じた教育を行うよう指導するものとする。

### （１）防災広報の充実

県教育委員会は、児童生徒を対象に自らの身を守るため災害発生時及び平常時の心得を盛り込んだ児童生徒の発達段階に応じたPRパンフレットの活用について県内の小、中学校、義務教育学校、高等学校及び特別支援学校に周知を図る。

### （２）防災教育の充実

- ア 学校教育における防災教育

（ア）各学校長においては、年度初めに防災に関する安全計画を立案し、その効果的な実現の

ため風水害等の緊急時に起こる様々な危険とその際の安全な行動について理解させ、状況に応じて適切に行動できるようにすることをねらいとして、防災教育を教育活動の全体を通して計画的、組織的に行う。

- (イ) 防災に関する安全計画の内容は、児童生徒の発達段階、学校の立地条件、校舎の構造などの環境に対応するとともに、消防署と連絡を密にし、災害の種別に応じて適切に設定する。
- (ウ) 学校においては、消防団・自主防災組織等が参画した防災教育の実施体制を構築し、消防団員等による講演や体験学習、防災訓練等の防災教育を行うよう努める。
- (エ) 学校には防災管理者を置き、関係法規に定める防災知識普及業務を行う。
- (オ) 防災に関する安全教育は、各教科（道徳を含む。）に加え、総合的な学習の時間の活用により災害に対応する能力を高める学習や特別活動の学校行事及び学級活動、ホームルーム等において、PTAや地域住民、消防団員等も参加した実践的な避難訓練等を行うよう努める。
- (カ) 防災教育は、避難行動への負担感、過去の被災経験等を基準にした災害に対する危険性の認識、正常性バイアス等を克服し、避難行動を取るべきタイミングを逸することなく適切な行動がとれるようにする。
- (キ) 防災教育は、火気取扱い指導、防災関係施設の見学、体験発表等あらゆる機会を通じ、徹底を図るものとする。
- (ク) 防災教育の推進にあたっては、児童・生徒の理解が進むよう、県で作成した児童・生徒用防災ハンドブックなど、わかりやすい教材を活用する。
- (ケ) 災害時におけるボランティアの重要性について事例教育を含めるなど、その理解を深めさせる。

#### イ 登下校時の安全指導

各学校は、台風、フェーン現象時などの天候状況を踏まえ、気象情報や防災機関が発する警報に注意するとともに、道路、河川、橋梁等の状況を的確に把握し、登下校の方法や時間について、事前に十分指導する。また、防災関係機関及び市町村教育委員会等との連絡を密にしておくものとする。

#### ウ 教職員・保護者に対する防災教育

##### (ア) 講習会・講演会

学識経験者並びに関係機関の専門職員を講師として招き、風水害の原因、対策等の科学的、専門的知識を深める講演会を開催するほか、防災資機材の取り扱いや応急救護の実技、メンタルヘルス等についての講習会を行う。

##### (イ) 研修会

校長をはじめ教職員の安全教育、安全管理に関する指導力やマルチメディアの活用等情報管理能力などを向上させるため、研修を計画的に実施する。

## エ 大学等における防災教育

大学等では、県外出身の教職員や学生が多いことや拘束時間が短いことなどから教職員・学生相互の連絡が困難であり、さらに、理工系大学などでは24時間体制で学校施設が利用されていることから、各学校において多様な場面を想定した連絡マニュアル、避難計画を作成し、その効果的な実現のため、定期的な訓練により防災意識の高揚と知識の普及に努める。

## 3 県民に対する防災知識の普及（県危機管理局、県警察本部、市町村）

県及び市町村は、県民に対し、専門家の知見も活用しながら、最低3日間分（推奨1週間分）の食料・飲料水等の個人備蓄、非常持出品の準備等家庭での予防・安全対策及び災害発生時にとるべき行動など防災知識の普及啓発を図る。また、防災週間や防災関連行事等を通じ、住民に対し、災害時のシミュレーション結果等を示しながらその危険性を周知するものとする。

なお、県及び市町村は、住民が自らの地域の水害リスクに向き合い、被害を軽減する取組を行う契機となるよう、分かりやすい水害リスクの提供に努めるものとする。

また国、県及び市町村は、「自らの命は自らが守る」という意識の徹底や、地域の災害リスクととるべき避難行動等についての住民の理解を促進するため、行政主導のソフト対策のみでは限界があることを前提とし、住民主体の取組を支援・強化することにより、社会全体としての防災意識の向上を図るものとする。

### （1）普及の方法

#### ア 社会教育、各種団体を通じての普及・啓発

P T A、青年団体、女性団体、自治会、事業所団体等地域コミュニティにおける多様な主体を対象とした研修会、講習会、集会等の開催や資料の提供、ビデオ、映画フィルムの出借等を通じて、被害防止に関する知識を普及啓発し、県民がそれぞれの立場から社会の一員としての自覚を持ち、地域の防災活動に寄与する意識を高める。

また、事業所団体では、構成員の組織内部における防災知識の普及を促進させる。

#### イ 自動車運転者に対する啓発

警察は、運転免許更新時の講習、自動車教習所における教習、各種交通安全講習等の機会を通じ、災害発生時において、自動車運転者のとるべき措置について周知徹底を図る。

#### ウ 広報媒体による普及

県及び市町村は、多様な広報により、防災知識の普及に努める。

（ア）県及び市町村のホームページによる普及 （イ）出前県庁を活用した普及活動

（ウ）富山県自主防災アドバイザーを活用した普及活動 （エ）ラジオ、テレビ等による普及

（オ）新聞、雑誌による普及 （カ）その他の印刷物による普及

（キ）映画、スライド、疑似体験装置による普及 （ク）図画、作文の募集による普及

エ 富山県防災危機管理センター、富山県広域消防防災センター（四季防災館）等による普及  
富山県防災危機管理センターの研修室や交流・展示ホール及び災害を四季でとらえた体験型

学習施設（四季防災館）における地震、流水、風雨災害などの体験学習や、富山ならではの特色ある研修、消防職団員の訓練の見学などを通じて、県民すべての防災意識を高める。

オ 防災訓練を通じての防災意識の啓発

県及び市町村は、総合防災訓練等への住民の積極的参加を呼びかけ、訓練を通じて実際的な体験による知識の普及、意識の啓発を行う。

(2) 普及の内容

ア 各機関の防災体制

イ 台風、集中豪雨、土砂災害等の風水害に対する一般的知識

ウ 過去の主な被害事例

エ 普段からの心がけ

(ア) 住宅の点検 (イ) 屋内の整理点検 (ウ) 火災の防止 (エ) 応急救護

(オ) 最低3日間分（推奨1週間分）の非常食料・飲料水、携帯トイレ・簡易トイレ、トイレレットペーパー等の準備 (カ) 緊急避難場所、避難所、避難路の確認

(キ) 非常持出品の準備 (ク) 自動車へのこまめな満タン給油

(ケ) 保険・共済への加入等の生活再建に向けた事前の備え

オ 災害発生時の心得

(ア) 場所別、状況別の心得 (イ) 出火防止及び初期消火 (ウ) 避難の心得 (エ) 家族間の連絡方法（NTTの伝言ダイヤル「171」、NTTドコモの災害用伝言板等）

カ 警報等発表時や緊急安全確保、避難指示、高齢者等避難の発令時にとるべき行動

避難行動への負担感、過去の被災経験等を基準にした災害に対する危険性の認識、正常性バイアス等を克服し、避難行動を取るべきタイミングを逸することなく適切な行動をとること、指定緊急避難場所、安全な親戚・知人宅、ホテル・旅館等の避難場所、避難経路等の確認、広域避難の実効性を確保するための、通常の避難との相違点を含めた広域避難の考え方、家屋が被災した際に、片付けや修理の前に、家屋の内外の写真を撮影するなど、生活の再建に資する行動など

キ マイ・タイムラインの作成

災害の危険が迫った際の避難行動について、あらかじめ時系列で整理計画するマイ・タイムラインの作成を通じ、防災意識を高める。

4 防災意識調査（県危機管理局、市町村）

県民の防災意識を把握するため、防災意識の調査、県政モニターからの意見聴取等を必要に応じ実施し、災害対策に活用する。

## 5 相談窓口（県各部署、市町村）

県及び市町村は、それぞれの機関において所管する事項について、県民の災害対策の相談に応ずる。

## 6 災害教訓の伝承

国（内閣府、国立国会図書館、国立公文書館等）、県及び市町村は、過去に起こった大災害の教訓や災害文化を確実に後世に伝えていくため、大災害に関する調査分析結果や映像を含めた各種資料を広く収集・整理し、適切に保存するとともに、広く一般に閲覧できるよう公開に努めるものとする。また、災害に関する石碑やモニュメント等の持つ意味を正しく後世に伝えていくよう努めるものとする。

## 第2 自主防災組織の強化

災害から県民の生命、身体及び財産を守るためには、行政機関をはじめとする防災関係機関の防災対策のみでなく、県民一人ひとりが、『自分の身は自分で守る、みんなのまちはみんなで守る。』と認識し行動することが必要である。また、防災活動を行うにあたり、各自がばらばらに行動しては、その効果はあまり期待できない。住民が団結し、組織的に行動することが必要である。

県及び市町村は、地域における防災活動の中心として、住民による防災組織が自主的に結成されるよう指導するとともに、防災活動を有効に実施するための防災資機材の整備等を進め、地域における防災行動力の向上に努める。その際、自主防災組織の育成、強化を図る際の女性の参画の促進に努めるものとする。

また、事業所は、地域社会の一構成員として、その社会的責任を自覚し、事業所等単位での防災体制の充実強化に努め、地域の自主防災組織と相互に協力、連携できる体制を整備していくことが必要である。

### 1 地域における自主防災組織の充実（県危機管理局、市町村）

#### （1）自主防災組織の結成

県内における自主防災組織は、育成主体である市町村が指導・助言を行うことで、年々その組織化が進んでいる。しかし、都市部等での組織率が低い点や活動のマンネリ化、低迷などの課題の解消を図るため、自主防災組織の未結成地区を対象とした防災講座の実施や防災リーダーを対象とした研修会の開催など、自主防災組織の結成や活動の活性化を図っている。こうした取り組みにより、今後とも、県及び市町村は、自主防災組織の結成拡充を図るため、積極的かつ計画的な啓発活動を行い、その組織化を促進する。

（資料「4-2 1-2 自主防災組織の組織率の推移」）

#### ア 自主防災組織の編成基準

##### （ア）自主防災組織の編成

自主防災組織がその機能を十分に発揮できるよう、あらかじめ組織の編成を定めておく

こととする。なお、組織の編成にあたっては、地域の実情に応じ、次の点に留意する。

a 適正規模で編成

自主防災組織は、地域住民相互の緊密な連携のもとに活動することが必要とされるので、住民が連帯感をもてるよう適正な規模で編成する。

b 昼夜間の活動に支障がないよう編成

昼夜間に町内に居る住民が異なることに留意しながら、昼間に活動できる人員、夜間に活動できる人員で組織を編成することが重要。なお、災害時の安否確認のためにも、日頃から昼夜間それぞれにおける町内に居る住民の名簿の作成に努める。

(イ) 自主防災組織の規約

自主防災組織を運営していくうえで、基本的な事項については、規約を設けて明確にする。

イ 自主防災組織の活動基準

(ア) 平常時の活動

a 防災知識の普及活動

b 各種訓練の実施

- (a) 情報収集伝達訓練 (b) 初期消火訓練 (c) 避難訓練 (d) 救出救護訓練  
(e) 給食給水訓練

c 防災点検の実施（地域内の危険箇所等の点検）

d 防災用資機材等の整備点検

(イ) 災害時の活動

- a 情報の収集伝達                      b 出火防止及び初期消火                      c 救出、救護活動  
d 避難及び避難誘導の実施                      e 給食、救護物資の配布及びその協力

(2) 防災士の養成と自主防災組織の育成

災害時において重要な役割を担う自主防災組織の育成充実を図るため、県で防災士養成研修を実施し、地域において、防災の専門知識をもった防災士を数多く養成するとともに、防災活動に必要な各種マニュアルの作成配布、リーダー養成講習会の実施、防災講習会等の開催など教育訓練を受ける機会の提供に努めるものとする。

(3) 自主防災組織の活動環境の整備

市町村は、自主防災組織を活性化し、災害時に効果的な活動をするために、活動に使用する資機材の整備や各種訓練を行うための広場、消防水利を整備する。

県は、可搬式動力ポンプ、発電機、エンジンカッター、チェーンソー、ジャッキなど自主防災組織が使用する資機材を整備するため、市町村に対し支援するものとする。

(4) 自主防災組織の訓練の充実

災害時においての迅速、的確な防災行動力を身につけるには、防災訓練を繰り返し行うことが必要である。このため、自主防災組織にあつては、平素から初期消火訓練、応急救護訓練、避難訓練等の各種訓練を行い、災害時の防災活動に必要な知識、技術を習得しておくとともに、防災機関等が行う各種訓練に積極的に参加する。

また、市町村は、自主防災組織が行う各種訓練を充実させるため、積極的に訓練の技術指導を行うものとする。

(5) 小学校区単位、市町村単位、県単位の連絡協議会の設置

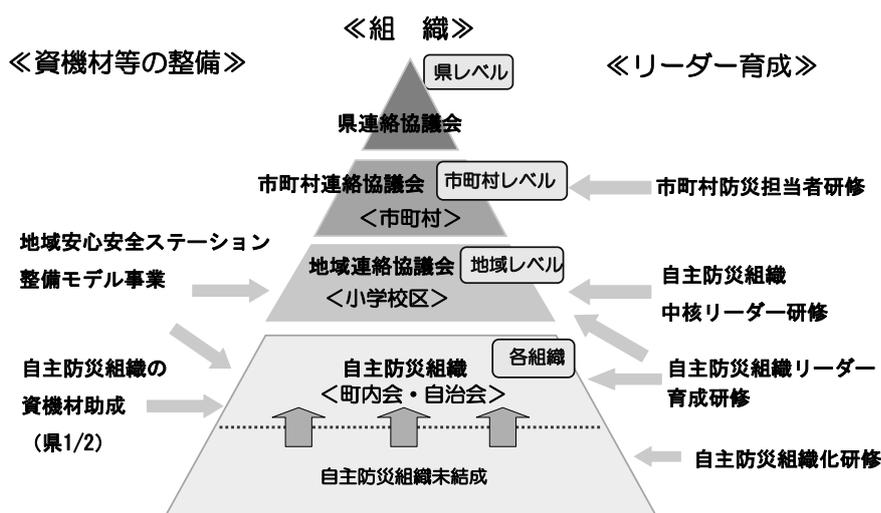
自主防災組織相互の協調・交流を進めることが、組織率の向上と既存組織の活性化に資することから、県及び市町村は小学校区単位、市町村単位及び県単位の連絡協議会の設置を推進する。

(資料「4-21-1 自主防災組織の現況」)

(6) 自主防災組織と地域の様々な団体との連携

自主防災組織は、住民の防災意識を高め、自発的な参加を促すだけでなく、更なる地域防災力の向上を図るため、地域の消防団、学校、福祉団体、企業等の様々な団体との連携を進めるものとする。県は、市町村とともに自主防災組織と様々な団体が連携する取組みに対して支援するものとする。

## 自主防災組織への支援



(7) 地区防災計画の策定

県及び市町村は、自主防災組織等による地区防災計画の策定促進に努めるものとする。

## 2 企業防災の促進（県危機管理局、県商工労働部、市町村）

企業は、災害時の企業の果たす役割（生命の安全確保、二次災害の防止、事業の継続、地域貢献・地域との共生）を十分に認識し、自らの自然災害リスクを把握するとともに、リスクに応じた、リスクコントロールとリスクファイナンスの組み合わせによるリスクマネジメントの実施に努めるものとする。具体的には、各企業において災害時に重要業務を継続するための事業継続計画（BCP）を策定・運用するよう努めるとともに、防災体制の整備、防災訓練の実施、事業所の耐震化・耐浪化、予想被害からの復旧計画策定、各計画の点検・見直し、燃料・電力等重要なライフライン

の供給不足への対応、取引先とのサプライチェーンの確保等の事業継続上の取組みを継続的に実施するなどの防災活動の推進に努めるものとする。

このため、国、県及び市町村は、こうした取組みに資する情報提供等を進めるとともに、企業防災分野の進展に伴って増大することになる事業継続計画（BCP）策定支援等の高度なニーズにも的確に応えられる市場の健全な発展に向けた条件整備に取り組むものとする。

さらに、企業のトップから一般職員に至る職員の防災意識の高揚を図るとともに、優良企業表彰、企業の防災に係る取組みの積極的評価等により企業の防災力向上の促進を図るものとする。また、県及び市町村は、企業を地域コミュニティの一員としてとらえ、地域の防災訓練等への積極的参加の呼びかけ、防災に関するアドバイスを行なうものとする。

要配慮者利用施設の所有者又は管理者は、介護保険法関係法令等に基づき、自然災害からの避難を含む非常災害に関する具体的計画を作成するものとする。

また、県及び市町村は、事業所に設置された自衛消防隊が地域の防災計画に基づき実践的な消火・救助活動や避難活動の訓練を行うなど、地域防災活動の推進への協力を要請するとともに、震災時の活動マニュアルの整備を行うことができるよう支援するものとする。

なお、事業所は、震災時において、地域の防災活動と歩調を合わせて、効果的に次の防災活動を行うよう努めるものとする。

#### （１）事業所防災計画の作成

事業所で使用する火気及び危険物等は一般家庭に比べ規模が大きく、それだけ、発災の危険性や地域に与える影響が大きいと予想される。このため、各事業所は被害の防止及び被害の拡大防止を図るため防災計画を策定し、自主防災体制の確立を図るものとする。

#### （２）自衛消防組織

##### ア 自衛消防隊の設置

ホテル、旅館、百貨店など多数の収容人員を有する事業所をはじめとして、各事業所においては、自衛消防の活動に必要な人員及び装備を有する自衛消防隊を設置し、講習及び訓練を実施して防災行動力の向上に努めるものとする。

##### イ 危険物施設の防災組織

危険物施設は、災害が発生した場合、周囲に及ぼす影響が大きいため、事業所の自主防災体制を強化するため、自衛消防組織の結成が不可欠であり、その結成に努める。

#### （３）事業所防災訓練の実施

事業所の自主防災組織が、災害時において迅速、的確な防災活動を行うためには、日頃から防災訓練を積み重ね、組織構成員一人ひとりが必要な知識・技能を身につけておくことが必要であり、事業所は地域住民と一体となって防災訓練を実施するとともに、防災機関等が行う各種訓練に積極的に参加する。

また、県及び市町村は、事業所が定期的に行う初期消火、通報、避難等の訓練の指導や消防技術の講習を実施する。

#### (4) 柔軟な勤務形態の構築

事業者は、豪雨や暴風などで屋外移動が危険な状況であるときに従業員等が屋外を移動することのないよう、テレワークの実施、時差出勤、計画的休業など不要不急の外出を控えさせるための適切な措置を講ずるよう努めるものとする。

### 3 住民及び事業者による地区内の防災活動の推進

市町村内の一定の地区内の住民及び当該地区に事業所を有する事業者（要配慮者利用施設や地下街等の施設管理者を含む。）は、当該地区における防災力の向上を図るため、共同して、防災訓練の実施、物資等の備蓄、要配慮者等の避難支援体制の構築等自発的な防災活動の推進に努めるものとする。この場合、必要に応じて、当該地区における自発的な防災活動に関する計画を作成し、これを地区防災計画の素案として市町村防災会議に提案するなど、当該地区の市町村と連携して防災活動を行う。

また、市町村は、市町村地域防災計画に地区防災計画を位置付けるよう市町村内の一定の地区内の住民及び当該地区に事業所を有する事業者から提案を受け、必要があると認めるときは、市町村地域防災計画に地区防災計画を定めるものとする。

## 第3 防災訓練の充実

災害時には、各防災関係機関等は、法令又は地域防災計画の定めるところにより、災害応急対策活動を実施することとなるが、これらの応急対策活動が円滑に行われるためには、平常時から各種の防災訓練を実施し、災害に備えておくことが必要である。

このため、県をはじめとする各防災関係機関は、毎年8月30日から9月5日までの「防災週間」を中心に防災訓練を実施している。

今後も、災害時における効果的な防災活動を実施するため、自衛隊、海上保安庁等国の機関及び広域応援協定を締結している他県市や各防災関係機関相互及び自主防災組織、非常通信協議会、事業所、ボランティア団体並びに要配慮者を含めた地域住民と緊密に連携し、総合訓練及び個別訓練を実施する。

また、訓練の実施にあたっては、訓練の目的を具体的に設定した上で、被害の想定を明らかにするとともに、あらかじめ設定した訓練効果が得られるように、昼間人口・夜間人口の違いなど住民の生活実態も勘案しながら、訓練参加者・実施時間、使用する器材等の訓練環境などについて具体的な設定を行い、参加者自身の判断も求められる内容を盛り込む、大規模広域災害時に円滑な広域避難が可能となるよう関係機関と連携するなど実践的なものとなるよう工夫する。また、新型コロナウイルス感染症を含む感染症の拡大のおそれがある状況下での災害対応に備え、感染症対策に配慮した避難所開設・運営訓練を積極的に実施するものとする。

なお、訓練後は評価を行い、課題を明らかにし、必要に応じて改善を行うとともに、次回の訓練に反映させるものとする。

## 1 総合防災訓練（県危機管理局、市町村）

県、市町村及び防災関係機関は、様々な条件を想定し、地域住民と一体となって、初動活動訓練など災害応急対策について実践的でかつ実効性のある総合的な防災訓練を実施する。これによって、各機関相互の緊密な協力体制を確立するとともに、地域防災計画の内容の理解と防災意識の高揚を図る。

### （1）県

#### ア 訓練項目

- （ア）職員参集訓練
- （イ）情報収集・伝達訓練
- （ウ）災害対策本部設置・運営訓練
- （エ）実地訓練

#### イ 実施時期等

防災の日（9月1日）、防災週間（8月30日～9月5日）を中心に実施する。

### （2）市町村

市町村は、地域における第一次的な防災機関として円滑な災害対策活動を期すため、防災訓練に必要な組織及び訓練実施方法に関する計画を定め、防災関係機関、自主防災組織及び住民の協力を得て、総合訓練を実施する。

### （3）訓練への参加

県及び市町村の総合防災訓練には、県民や多くの機関が参加して実施することが効果的であるので、県民や関係機関は、県及び市町村の総合防災訓練に積極的に参加し、自らの役割や行動要領の習得に努めるものとする。

## 2 個別防災訓練（各防災関係機関）

### （1）職員参集訓練

県及び市町村は、災害時における応急対策の万全を期すため、必要な職員の動員体制を整備し、各機関の配備計画に基づき職員参集訓練を実施する。

### （2）災害対策本部設置・運営訓練

県及び市町村は、発災直後における災害対策本部の円滑な立ち上げと初動対応に関する的確な情報収集・伝達、判断力等の養成を図り、また、本計画等に定める応急対策活動の習熟と検討・検証の機会とするため、ロールプレイング方式などによる図上訓練を実施する。

### （3）消防訓練

消防は、大規模災害を想定し、さらに地域住民と一体となった消防訓練や隣接消防との合同訓練を実施する。

### （4）避難訓練

学校、病院、社会福祉施設、介護老人保健施設等では、避難訓練計画を策定し、定期的又は随時に実践的な避難訓練を実施し、児童・生徒、患者等に行動要領を習熟させる。

市町村は、水防団等と協議し、発災時の避難誘導に係る計画をあらかじめ作成し、訓練を行う

ものとする。なお、避難時の周囲の状況等により、屋内に留まっていた方が安全な場合等やむを得ないときは、「緊急安全確保」の安全確保措置を講ずべきことにも留意するものとする。

#### (5) 水防訓練

県及び市町村等は、水防思想の普及啓発を図るため、各種水防工法等の实地訓練を実施する。

なお、水防訓練は、次の項目について行うものとし、実施にあたっては特に住民の協力を得て、水防思想の高揚に努めるものとする。

- ア 観測（水位、潮位、雨量、風速）
- イ 通報（電話、無線、伝達）
- ウ 動員（水防団、消防団の応援、住民の協力）
- エ 輸送（資材、機材、人員）
- オ 工法（各水防工法）
- カ 樋門、角落しの操作
- キ 避難、立退き（危険区域居住者の避難）

#### (6) 非常通信訓練

災害時においては、有線設備が壊滅的な被害を受けるほか、無線設備においても少なからぬ被害を受けることが考えられ、通信が途絶する事態が予想される。

このような事態に対処し通信の円滑な運用を確保するためには、各機関ごとに有事の際における情報の収集及び伝達の要領、通信設備の応急復旧活動要領等についての訓練を繰り返し行う必要がある。この場合において、非常通信協議会を中心に無線設備の保守点検や柔軟かつ複数の非常通信ルートの見直しを含めた通信訓練を実施することに努めるとともに、漁業無線をはじめとする自営通信システムの保有団体・機関の協力を得た通信訓練に努めるものとする。また、必要に応じて、臨時災害放送局の開設に係る訓練についても考慮することとする。

なお、これらの訓練は、同一機関が設備する通信施設及び複数の他機関が設備する通信施設の相互において実施する。

#### (7) 観光施設等における防災訓練の実施

観光施設等の管理者は、日頃から風水害についての認識を深めるとともに、災害時に迅速、的確に行動するため、市町村等の防災関係機関と連携しながら、観光客等の協力を得て、適宜、防災訓練、避難訓練などを実施するものとする。

#### (8) その他の訓練

防災関係機関は、それぞれ定めた災害応急対策に基づき、図上演習も含めた各種訓練を実施するものとする。

### 3 防災訓練における通行禁止等の措置（県警察本部）

県公安委員会は、県、市町村等が行う防災訓練の効果的な実施を図るため、特に必要があると認めるときは、訓練の実施に必要な限度で、区域又は道路の区間を指定して、歩行者又は車両の

道路における通行を禁止し、又は制限することができる。

#### 4 防災訓練における要配慮者への配慮

県、市町村、防災関係機関、地域住民等が防災訓練を実施する際には、高齢者、障害者、外国人、乳幼児、妊産婦等の要配慮者に十分配慮し、地域において要配慮者を支援する体制が整備されるよう努めるとともに、被災時の男女のニーズの違い等男女双方の視点に十分配慮するよう努めるものとする。

県及び市町村は、災害発生後に、指定避難所や仮設住宅、ボランティアの活動場所等において、被災者や支援者が性暴力・DVの被害者にも加害者にもならないよう、「暴力は許されない」意識の普及、徹底を図るものとする。

#### 5 防災行動計画（タイムライン）の効果的な運用

国、県及び市町村等の防災関係機関は、他の関係機関と連携の上、災害時に発生する状況を予め想定し、各機関が実施する災害対応を時系列で整理した防災行動計画（タイムライン）を作成するよう努めるものとする。また、災害対応の検証等を踏まえ、必要に応じて同計画の見直しを行うとともに、平時から訓練や研修等を実施し、同計画の効果的な運用に努めるものとする。

### 第4 要配慮者の安全確保

高齢者、障害者、乳幼児、妊産婦、外国人等の要配慮者を災害から守るため、安全の確保対策を講ずるものとする。

#### 1 要配慮者対策（県危機管理局、県厚生部、市町村）

##### （1）避難行動要支援者<sup>※1</sup>の支援

##### ア 避難支援体制の整備

避難行動要支援者の避難支援体制を整備するため、市町村においては、市町村地域防災計画に避難行動要支援者名簿に掲載する者の範囲や避難支援等関係者となる者等を定めるとともに、国の「避難行動要支援者の避難行動支援に関する取組指針」を踏まえ、全体計画の策定、避難行動要支援者名簿の作成、避難行動要支援者一人ひとりの支援方法、避難経路などを盛り込んだ個別避難計画を策定するよう努める。県においては、市町村の避難行動要支援者の避難支援体制の整備が進むよう市町村を支援する。

市町村は、個別避難計画が作成されている避難行動要支援者が居住する地区において、地区防災計画を定める場合は、地域全体での避難が円滑に行われるよう、個別避難計画で定められた内容を前提とした避難支援の役割分担及び支援内容を整理し、両計画の整合が図られるよう努めるものとする。また、訓練等により、両計画の一体的な運用が図られるよう努めるものとする。

##### イ 避難行動要支援者名簿の作成

市町村は、市町村地域防災計画に基づき、防災担当部局や福祉担当部局など関係部局の連携の下、平常時より避難行動要支援者に関する情報を把握し、避難行動要支援者名簿を作成する。また、避難行動要支援者名簿については、地域における避難行動要支援者の居住状況や避難支援を必要とする事由を適切に反映したものとなるよう、定期的に更新するとともに、庁舎の被災等の事態が生じた場合においても名簿の活用に支障が生じないよう、名簿情報の適切な管理に努める。

そして、市町村は、福祉専門職、社会福祉協議会、民生委員、地域住民等の避難支援等に携わる関係者と連携して、名簿情報に係る避難行動要支援者ごとに、作成の同意を得て、個別避難計画を作成するよう努めるものとする。また、個別避難計画については、避難行動要支援者の状況の変化、ハザードマップの見直しや更新、災害時の避難方法等の変更等を適切に反映したものとなるよう、必要に応じて更新するとともに、庁舎の被災等の事態が生じた場合においても、計画の活用に支障が生じないよう、個別避難計画情報の適切な管理に努めるものとする。

また、市町村は、市町村地域防災計画に定めるところにより、消防機関、警察、福祉専門職、民生委員・児童委員、社会福祉協議会、自主防災組織など避難支援等に携わる関係者に対し、避難行動要支援者本人の同意を得ることにより、または、当該市町村の条例の定めがある場合には、あらかじめ避難行動要支援者名簿を提供するとともに、多様な主体の協力を得ながら、避難行動要支援者に対する情報伝達体制の整備、避難支援・安否確認体制の整備、避難訓練の実施等を一層図る。その際、名簿情報の漏えいの防止等必要な措置を講ずる。

市町村は、市町村地域防災計画に定めるところにより、消防機関、警察、民生委員・児童委員、社会福祉協議会、自主防災組織など避難支援等に携わる関係者に対し、避難行動要支援者本人及び避難支援等実施者の同意、または、当該市町村の条例の定めがある場合には、あらかじめ個別計画を提供するものとする。その際、個別避難計画情報の漏えいの防止等必要な措置を講じるものとする。

市町村は、個別避難計画が作成されていない避難行動要支援者についても、避難支援等が円滑かつ迅速に実施されるよう、平常時から、避難支援等に携わる関係者への必要な情報の提供、関係者間の事前の協議・調整その他の避難支援体制の整備など、必要な配慮をするものとする。

市町村は、地区防災計画が定められている地区において、個別避難計画を作成する場合は、地区防災計画との整合が図られるよう努めるものとする。また、訓練等により、両計画の一体的な運用が図られるよう努めるものとする。

#### ウ 自主防災組織の強化

(ア) 自主防災組織は、市町村から提供される避難行動要支援者名簿を活用し、個人情報の保護に配慮しつつ、民生委員・児童委員、社会福祉協議会、消防機関、警察等との連携により、避難行動要支援者の実態を把握しておくとともに、事前に複数の避難支援者を定めておく。

(イ) 災害発生後、直ちに避難行動要支援者の安全確保や避難行動を手助けできるのは家族とともに近隣の住民であるので、身近な地域において（町内会等を単位として）、迅速に安否確認や

避難誘導、救助活動が行えるよう、自主防災組織の活動を強化する。

(ウ) 自主防災組織は、市町村と連携し、在宅の避難行動要支援者の安全確保や避難誘導、救助活動に十分配慮した地域防災訓練を実施する。

## (2) 要配慮者の支援

### ア 社会福祉施設への緊急入所

県及び市町村は、災害により居宅で生活することが困難な要配慮者の生活を支援するため、社会福祉施設への緊急入所の手順等必要な事項をあらかじめ関係施設と協議し、定めておく。

### イ 在宅の要配慮者対策

市町村は、在宅の高齢者、障害者、乳幼児、妊産婦などの要配慮者が、災害時に速やかに避難できるよう日頃からの防災知識の普及、啓発に努める。

※1 避難行動要支援者：要配慮者のうち、災害が発生し、又は災害が発生するおそれがある場合に自ら避難することが困難な者であって、円滑かつ迅速な避難の確保を図るため特に支援を要する者（災害対策基本法第49条の10）

## 2 社会福祉施設等における要配慮者対策（県厚生部、市町村）

### (1) 防災応急計画の策定

社会福祉施設及び介護老人保健施設（以下「社会福祉施設等」という。）の管理者は、災害予防対策について、次の措置を講ずるよう努めるものとする。

ア 現行の消防計画中に風水害対策上必要な事項を盛り込むなど、防災応急計画の策定に努める。

イ この応急計画の策定にあたっては、特に次の事項に留意する。

(ア) 入所者、職員及び施設の安全（被害）確認に関すること

(イ) 施設の立地条件及び耐久性等に適応した安全性の確保に関すること

(ウ) 入所者の態様に配慮した避難誘導に関すること

（緊急避難場所、避難所、避難経路、避難誘導法、避難実施責任者等）

(エ) 施設の被災状況等に関する市町村、関係機関への情報伝達に関すること

(オ) 施設と入所者の保護者の情報連絡に関すること

(カ) 防災教育・訓練の実施に関すること

### (2) 施設間の応援協力体制の確立

県及び市町村は、施設の倒壊等による入所者の他施設への移送等、施設相互の応援協力体制について、あらかじめ必要な事項を定めておく。（資料「5-15 社会福祉施設の設置状況」）

## 3 外国人の安全確保対策（県危機管理局、県地方創生局、県生活環境文化部、市町村）

### (1) 防災知識の普及・啓発

県及び市町村は、日本語が不自由な外国人のために、外国語による防災情報の提供など、日頃からの防災知識の普及・啓発に努める。また、防災訓練の実施に際しては、外国人住民の参加を呼びかける。

## (2) 災害時の支援体制の整備

県及び市町村は、災害時における外国語による災害情報の伝達方策や避難所での外国人支援体制の検討及び外国人住民支援のボランティアの育成に努める。なお、在日外国人と訪日外国人は、行動特性や情報ニーズが異なることに留意する必要がある。

また、県及び市町村は、国が行う研修を通じて、災害時に行政等から提供される災害や生活支援等に関する情報を整理し、避難所等にいる外国人被災者のニーズとのマッチングを行う災害時外国人支援情報コーディネーターの育成に務める。

## (3) 案内表示板等の整備

市町村は、避難所や避難道路の表示等災害に関する案内板について外国語の併記表示を進め、外国人にも分かりやすい案内板の設置に努める。

## 第9節 調査研究

風水害の態様は複雑多様である。人命、財産に直接被害を与える洪水、高潮をはじめ、土石流、がけ崩れ、地すべり、暴風など、今日においてもその社会的影響は計り知れないものがある。

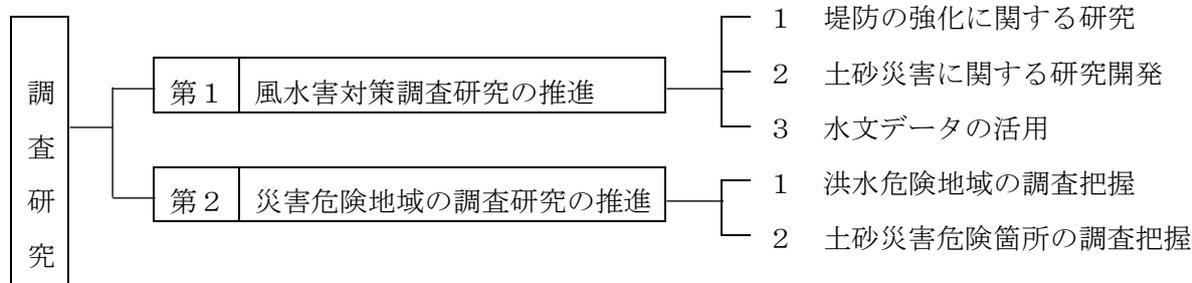
県、市町村及び防災関係機関は、各種の被害とその対策を総合的、科学的に調査・研究することが必要である。

また、市町村においては、これら各種の調査による成果を利用し、災害の危険性を地域の実情に即して的確に把握するための防災アセスメント※を積極的に実施するものとする。

※ 防災アセスメント

主として災害誘因（地震、台風、豪雨等）、災害要因（急傾斜地、軟弱地盤、木造住宅の密集地、危険物施設の集中地域等）、災害履歴、土地利用の変遷等を考慮して総合的かつ科学的に地域の危険性を把握する作業をいう。

### 対策の体系



### 第1 風水害対策調査研究の推進

#### 1 堤防の強化に関する研究（北陸地方整備局、県土木部）

- (1) 地震、越水、浸透水、表面浸食に対する堤防の強度を向上させる技術の開発
- (2) 堤防破壊の事例分析
- (3) 体系的な堤防の強度評価方法
- (4) 漏水やすべりによる堤防破壊の発生予測手法
- (5) 強度向上のための対策工法に関する研究及び開発

#### 2 土砂災害に関する研究開発（北陸地方整備局、富山地方気象台、県土木部）

土砂災害対策を有効、適切に推進するため、次の事項を重点として、土砂災害に関する各種の研究開発及びその成果の普及、活用を推進する。

- (1) 土砂移動機構の解明
- (2) 地形・地質条件及び気象条件等、土砂災害発生の素因、誘因となる諸条件の解明及び発生時期、場所、規模の予測技術の開発
- (3) 土砂災害危険箇所及び土砂移動による危険が及ぶ範囲の確定技術、危険度評価技術の開発

- (4) 豪雨の発生をきめ細かく予想するための降水短時間予測の精度向上、大雨の降る可能性を予測する大雨ポテンシャル予報の精度向上及び地面現象警報・注意報の充実のための技術開発
- (5) 土砂移動の発生監視技術の開発
- (6) 土砂災害に関する情報の収集伝達システムの確立
- (7) 土砂災害防止・復旧技術の高度化

また、これらの土砂災害に関する研究開発の効率的な推進に資するため、官・学・民の連携を強化するとともに、専門家の充実強化等、災害発生時の機動的な調査研究体制の整備を図るものとする。

### 3 水文データの活用（北陸地方整備局、富山地方気象台、県土木部）

風水害、土砂災害等の自然災害を防ぐために水文データ等の観測機器の整備及びデータの蓄積等を推進するものとする。

また、河川情報システムや土砂災害情報システム等により収集蓄積したデータを活用した洪水予測等の調査研究を進めるものとする。

## 第2 災害危険地域の調査研究の推進

### 1 洪水危険地域の調査把握（北陸地方整備局、県土木部、市町村）

浸水実績、浸水想定区域等を公表し、溢水、湛水等による災害発生のおそれのある土地の区域について都市的土地利用を誘導しないものとするほか、災害発生時における危険区域の調査の実施の推進に努めるものとする。

特に、洪水ハザードマップについては、避難等にきめ細かく役立てるためには、より正確に個々の場所における浸水深、浸水経過等の予測を行う必要がある、今後さらに計算精度を上げるべく計算方法の開発やデータの更新を図っていくものとする。

#### ※洪水ハザードマップ

破堤、氾濫等の水害時における被害を最小限に食い止めることを目的として、浸水情報、避難情報等の各種情報を分かりやすく図面等に表示したもので、市町村を基本的な単位として作成するもの。

### 2 土砂災害危険箇所の調査把握（北陸地方整備局、県土木部）

土砂移動の可能性が高く、これによる被害が発生するおそれのある地域を予め調査し、土砂災害危険箇所を把握しておくことは、防災工事の実施、土地利用の適正化等のために不可欠だけでなく、これを住民に周知徹底させ日頃の防災意識の高揚を図り、具体的な土砂災害対策を推進するうえで基本となるものである。このため、国及び県の関係機関は、相互の緊密な連携の下に、防災パトロールを行うなど土砂災害危険箇所の調査、把握の充実を図るものとする。